

経済産業省委託事業

韓国における営業秘密管理 マニュアル

2022年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ソウル事務所

目 次

はじめに.....	1
第 1 編 法制度編.....	2
第 1 章 営業秘密保護法における営業秘密の定義.....	2
1. 営業秘密の保護に関連する法制度の概観.....	2
2. 営業秘密保護法の概要及び沿革.....	2
3. 営業秘密の成立要件.....	5
第 2 章 営業秘密保護法における営業秘密侵害行為の定義.....	7
1. 営業秘密の侵害行為の定義.....	7
2. 不正取得行為.....	8
3. 不正取得者からの悪意取得行為.....	9
4. 事後的関与行為.....	10
5. 不正公開行為.....	11
6. 不正公開行為者からの悪意取得行為.....	12
7. 不正公開行為に関する事後的関与行為.....	13
8. 営業秘密保護法第2条第1号又目の不正競争行為.....	14
第 3 章 営業秘密保護法における営業秘密侵害行為類型の事例.....	15
1. 営業秘密の侵害類型別統計.....	15
2. 不正取得行為.....	18
3. 不正取得行為及び不正取得者からの悪意取得行為.....	19
4. 不正公開行為.....	21
5. 不正公開行為及び不正公開行為者からの悪意取得行為.....	23
6. 日韓間の営業秘密侵害紛争の事例.....	24
7. 新たな侵害形態.....	26
第 4 章 営業秘密保護のためのその他の制度.....	27
1. 技術資料任置制度.....	27
2. 下請取引の公正化に関する法律.....	27
3. 営業秘密原本証明制度.....	27
4. 産業技術の流出防止及び保護に関する法律.....	28
5. 防衛産業技術保護法.....	28
6. 中小企業保護法.....	29
7. 刑法.....	29
8. 商法.....	30
9. 知的財産基本法.....	30
第 5 章 営業秘密侵害に対する法的措置及び最近の判例の動向.....	31

1.	営業秘密侵害に対する法的措置.....	31
2.	最近の判例の動向.....	39
第 2 編	営業秘密漏洩対策実践編.....	43
第 1 章	総論(営業秘密の管理方法).....	44
1.	自主的な営業秘密管理体制の構築.....	44
2.	営業秘密保護センターの営業秘密管理システムの導入.....	47
3.	営業秘密の登録.....	49
第 2 章	管理体制整備のステップ1ー管理体制の現状の確認.....	58
1.	現状把握の必要性.....	58
2.	セルフチェックシート.....	59
第 3 章	管理体制整備のステップ2ー営業秘密情報の洗い出し及び重要度の区分.....	61
1.	営業秘密情報の洗い出し.....	61
2.	重要度の区分.....	62
第 4 章	管理体制整備のステップ3ー管理体制の整備.....	63
1.	担当部門・担当者の設置.....	63
2.	人的(従業員、退職者など)管理.....	63
3.	物的(執務室、生産現場、パソコンなど)管理.....	66
4.	取引先(部外者、ライセンシーなど)の管理.....	70
5.	テレワークの実施に伴う管理上の留意点.....	72
6.	営業秘密の原本証明サービス、技術任置サービスによる管理.....	73
第 5 章	漏洩時の対応.....	75
1.	漏えいの兆候.....	75
2.	初動対応(紛争解決の手順とロードマップ).....	76
3.	民事的解決方法.....	80
4.	刑事的解決方法.....	91
5.	その他の紛争解決方法.....	96
第 3 編	各種関連書類参考書式(フォーム).....	101
1.	内部関係用標準書式.....	102
2.	外部関係用標準書式(1) 外部者との秘密保持契約書の例.....	116
3.	営業秘密保護規定.....	125
4.	主要契約書の韓国語版.....	141

はじめに

本マニュアルは、韓国に進出した日系企業が自社の技術やノウハウを保護するための施策を行う際に役立つよう、営業秘密保護のための韓国の法制度、行政サービス及び実務上の対応方法を紹介するためのものである。

本マニュアルは、日本貿易振興機構の依頼を受けて2015年3月に作成された「営業秘密流出対応マニュアル(韓国)」の改訂版であり、既存マニュアルにおいて、2021年6月23日改正営業秘密保護法を中心に、主な改正事項、営業秘密侵害事例、統計及び判例を変更・追加し、実務上の対応方法に関する内容を追加、補強したものである。

本マニュアルは、大きく3編から構成されている。まず、第1編では、営業秘密保護法を中心に営業秘密保護に関する韓国の法制度を紹介している。第1編では、韓国の営業秘密保護法と日本の不正競争防止法との違いを説明し、韓国の営業秘密保護法に規定された営業秘密侵害行為の類型及び特徴と具体的な事例について紹介する。また、営業秘密侵害行為から営業秘密保有者を保護できる韓国の法律体系及び関連の判例の最新動向について紹介する。また、第2編では、営業秘密流出を防ぐための人的・物的管理体系の構築方法と民事・刑事上の措置を含む流出時の対応方法について詳しく紹介する。さらに、営業秘密漏洩の兆候を把握し、初動対応を通じて営業秘密侵害を最小限に抑えることができる方策等についても紹介する。第3編では、第2編に沿った営業秘密保護体系の構築の際に必要な、秘密保持契約書、営業秘密管理規程など様々な書式の書類作成の際に使用できる標準書式を提供している。

営業秘密として保護される知識資産は、当該企業が長い時間と費用をかけて形成されるものであり、企業収益創出の源泉であるとともに、流出時にはその回収や回復が困難であって、企業に回復できない被害を発生させることになる。したがって、営業秘密が流出しないよう事前に防止することが最善の措置であり、営業秘密が流出した場合、被害がさらに大きくならないよう速やかに対応することが重要である。

しかし、営業秘密保護は国ごとに関連法令や法制度が異なっており、営業秘密保護法に関する知識はもちろん、契約法、証拠法など関連法令に対する理解とともに、民事・刑事訴訟手続についての専門知識が必要となるため、外国に進出する日本企業にとっては戦略的な観点からのガイドラインが必要となる。

一方、韓国の営業秘密保護のための法体系及びこれに関する法解釈は、他国と比べて日本とかなり類似していることが知られており、最近の韓国の営業秘密保護法改正も日本と似た方向性を持って行われている。ただし、韓国で発生している具体的な営業秘密侵害の類型や特徴は、韓国社会が持っている特徴と密接な関係があり、韓国に進出する日本企業は営業秘密の十分な保護のため、このような点を理解することが重要である。

そして、韓国の場合、最近、懲罰的損害賠償制度を導入し、資本金及び経験が不足する中小企業の営業秘密保護体系構築のための行政的支援を強化するなど、大企業から中小企業を保護するための動きを見せている。韓国企業と取引する日本企業にとっては、このような韓国の政策基調を十分に理解し、活用することが望ましい。

本マニュアルは、このような側面を踏まえ、韓国市場への進出や韓国企業との技術交流を考えている日本企業に対し、実務的に有用な情報を提供することに重点を置いて作成された。

本マニュアルが韓国で事業を営む日系企業の営業秘密保護のために少しでも役に立つことを願う。

第 1 編 法制度編

韓国では、営業秘密とは、「公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報」をいう。また、健全な取引秩序を維持するために営業秘密を事実上の財産と見なし、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」により、他人の営業秘密を侵害する行為を禁止している。

以下本編では、韓国の営業秘密保護制度と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律上の営業秘密の成立要件について詳細に述べる。

第 1 章 営業秘密保護法における営業秘密の定義

1. 営業秘密の保護に関連する法制度の概観

営業秘密は、その営業秘密を保有している企業の経済的価値を決定する重要な要素として認識されている。営業秘密は従来、未公開情報(undisclosed information)、企業秘密又はノウハウ(know-how)など様々な名称で呼ばれているが、これは一般に公開され、一定期間保護される特許発明やその他の知的財産とは対称的な概念であるため、営業秘密を知的財産の一つとして認め、これを保護するか否かについて様々な意見があった。

韓国においては、日本と同様に不正競争防止法の改正により、不正競争防止法において、保護対象となる営業秘密の定義及び営業秘密侵害行為の類型を規定することで、企業と個人の営業又はその活動から発生する営業秘密を保護している。

このように、韓国では営業秘密を保護するための基本法として「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を制定しているが、一般法である刑法においても法令による職務上の秘密を保護する規定を設けており、また、民法においても営業秘密を保有する者に対して秘密保持義務を負う当事者が当該義務に違反した場合に、損害賠償責任を課すことで営業秘密を保護する規定を設けている。

また、民法や刑法のような一般法以外にも、「中小企業保護法」や「産業技術保護法」などの特別法により、独自技術保護能力が低い中小企業が保有している営業秘密や、国を挙げて保護が必要な重要技術分野の営業秘密を保護している。

2. 営業秘密保護法の概要及び沿革

韓国は、企業と個人の営業又はその活動から発生する営業秘密を保護するために1991年12月31日、従来の不正競争防止法を改正して「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(以下「営業秘密保護法」という。)を制定した。

営業秘密保護法では、①第2条第2号で保護対象である営業秘密の概念を定義する一方、②第2条第3号で営業秘密侵害行為の類型を具体的に定義し、③第10条ないし第12条では営業秘密侵害の発生時に民事的救済手段として、侵害行為の禁止予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権を規定している。また、④善意の第三者を救済するための特例規定を第13条に設けている。

また、営業秘密保護法は、1991年12月31日の改正以来、2021年6月23日の改正に至るまで累次改正されてきたが、その改正内容を見てみると、改正の趣旨は以下のような方向性を有している。

- ① 営業秘密成立要件の緩和(保護対象の拡大)
- ② 侵害者に対する処罰の強化
- ③ 侵害行為及び侵害主体の拡大
- ④ 懲罰的損害賠償制度の新設

これをより具体的に見てみると、以下のとおりである。

2.1 営業秘密成立要件の緩和(営業秘密保護法第2条第2号)

[表1]

1991. 12. 31. 改正	2018. 4. 17. 改正	2019. 1. 8. 改正
<u>公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、相当な努力により秘密として保持された生産方法・販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報</u>	<u>公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、合理的努力によって秘密として保持された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報</u>	<u>公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報</u>
改正の趣旨	中小企業の営業秘密保護を強化し、営業秘密保有者の立証困難を緩和	

2.2 侵害者に対する処罰の強化(営業秘密保護法第18条)

[表2]

	2004. 1. 20. 改正	2007. 12. 21. 改正	2018. 4. 17. 改正	2019. 1. 8. 改正
国内流出行為	<u>5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金</u>	<u>5年以下の懲役又は財産上の利得額の2倍以上10倍以下</u>	<u>5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金</u>	<u>10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金¹</u>
国外流出行為	<u>5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金</u>	<u>7年以下の懲役又は財産上の利得額の2倍以上10倍以下</u>	<u>10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金</u>	<u>15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金²</u>
国内流出予備陰謀行為	<u>2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金</u>	-	-	<u>2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金</u>
国外流出予備陰謀行為	<u>3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金</u>	-	-	<u>3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金</u>

2.3 侵害行為及び侵害主体の拡大

[表3]

¹ 違反行為による財産上の利得額の10倍に相当する金額が5億ウォンを超えると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金に処する。

² 違反行為による財産上の利得額の10倍に相当する金額が15億ウォンを超えると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金に処する。

2004. 1. 20. 改正	2009. 12. 30. 改正	2013. 7. 30. 改正	2019. 1. 8. 改正
処罰対象を従来の該当企業の前・現職の役職員からすべての違反者に拡大。未遂犯と予備陰謀者を処罰。	外国で使用されることを知りながら企業の営業秘密を取得使用した者に対しても第三者に漏えいした者と同様に処罰。	従来、企業が保有する営業秘密を漏えいした者のみ処罰していた規定において、個人や非営利機関を含めた「営業秘密保有者」の営業秘密を漏えいした者を処罰する。	「営業秘密を指定された場所から無断で漏えい」する行為、「営業秘密保有者から営業秘密の削除又は返還を求められても、引き続き保有」する行為も処罰の対象に含む。

2.4 懲罰的損害賠償制度の新設(営業秘密保護法第14条の2第6項)

2019年1月8日の改正では、第14条の2第6項を新設し、営業秘密侵害行為が故意と認められた場合、損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決定できるようにし、懲罰的損害賠償制度を新設して、営業秘密の侵害による被害救済を強化した。

韓国の営業秘密保護法と日本の不正競争防止法の主な内容を比較すると、以下の表のとおりである。

[表4]

	韓 国	日 本
営業秘密の保護を担う法令	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止法
営業秘密侵害罪、罰金刑の上限	国内流出： - 5億ウォン/財産上の利得額の10倍に相当する金額が5億ウォンを超過すると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下 国外流出： - 15億ウォン/財産上の利得額の10倍に相当する金額が15億ウォンを超過すると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下	国内流出： - 個人2000万円 - 法人5億円 国外流出： - 個人3000万円 - 法人10億円
公訴時効(刑事)	10年	7年
営業秘密転得者に対する処罰	営業秘密侵害行為をした者は誰でも処罰対象とする。	不正に公開された営業秘密であることを知りながらその営業秘密を取得した転得者の不正な公開・使用に対しても処罰対象とし、また転得者の処罰を両罰規定の対象ともする。
営業秘密侵害品の流通規制	×	技術上の秘密を使用する行為によって発生した物(営業秘密侵害品)の流通規制
親告罪の有無	× (2004年改正)	× (2015年改正)

		(但し、秘密保持命令違反罪のみ親告罪)
未遂犯処罰の有無	○ (2004年改正)	○ (2015年改正)
没収規定	×	○ (2015年改正)
推定規定	×	合理的な経験則の範囲及び原告と被告が立証する負担の公平性等の観点から一定の条件(営業秘密の範囲、被告の主観、推定が及ぶ対象行為)の下に限定して認定
除斥期間・消滅時効(民事)	除斥期間 10年 消滅時効 3年	除斥期間 20年 消滅時効 3年

3. 営業秘密の成立要件

韓国の営業秘密保護法第2条第2号では、営業秘密を「公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報」として定義している。

したがって韓国においても、WTO・TRIPs協定、EUの営業秘密保護指令や日本の不正競争防止法と同様に、①秘密管理性、②有用性及び③非公知性をその構成要件としている。

特に2019年1月8日改正においては、秘密管理性について、改正前の「合理的努力により秘密として保持された」の要件を「秘密として管理された」に改正し、その要件を緩和することにより、日本における秘密管理性の要件との違いはなくなった。

[表5]

	韓 国	日 本
法的根拠	不正競争防止及び営業秘密に関する法律第2条第2号	不正競争防止法第2条第6項
非公知性	公然と知られていない	公然と知られていない
有用性	独立した経済的価値を持つ	事業活動に有用
秘密管理性	秘密として管理される	秘密として管理される
保護対象	生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報	技術上又は事業上の情報

一方、経済的有用性については、韓国の営業秘密保護法では、日本で規定されていない「独立した経済的価値」を求めていることから、有用性とは別に独立した経済的価値の有無と区分すべきとの見解³がある。しかし、大法院(韓国における最高裁判所に相当)の判決等では、実際の営業活動に利用できるほど完成した状態に至っていない場合でも、営業秘密として認めており⁴、実際に有用性と独立した経済的価値性を区分していない。したがって、日本の不正競争防止法における営業秘密の構成要件と実際的に差がないと見るのが妥

³ キム・グクヒョン、営業秘密保護法実務、世昌出版社 2010、p13-19

⁴ 大法院2008. 2. 15. 宣告2005ド6223判決

当である。

また、保護対象としての技術上の情報は、工業技術に使用されるすべての技術をいうものであって、その情報が有形なのか(模型、図面など)、無形なのか(防水方法、混合方法、処理方法、取扱い方法、ノウハウなど)は問わない。具体的には、技術上の情報としては、設計方法、設計図面、製造方法、製造技術、製造工程、青写真、成分原料と配合比率、強度計算の運用方法、機械の仕様、工場の配置図など、技術に関する情報が挙げられる。

経営上の情報としては、顧客名簿、顧客の管理方法、代理店名簿、材料や商品の購入先、取引先ルート、販売価格表、原価計算表、販売計画、販売指針書、販売マージン率、販売マニュアル、市場調査情報、輸入又は輸出ルート、財産目録、顧客管理技法、経営管理技法、広告や広報計画、宣伝広告方法、未発表の貸借対照表、製品の割引システム、人事や組織及び財務管理技法、非公開の事業計画などが挙げられる。

第2章 営業秘密保護法における営業秘密侵害行為の定義

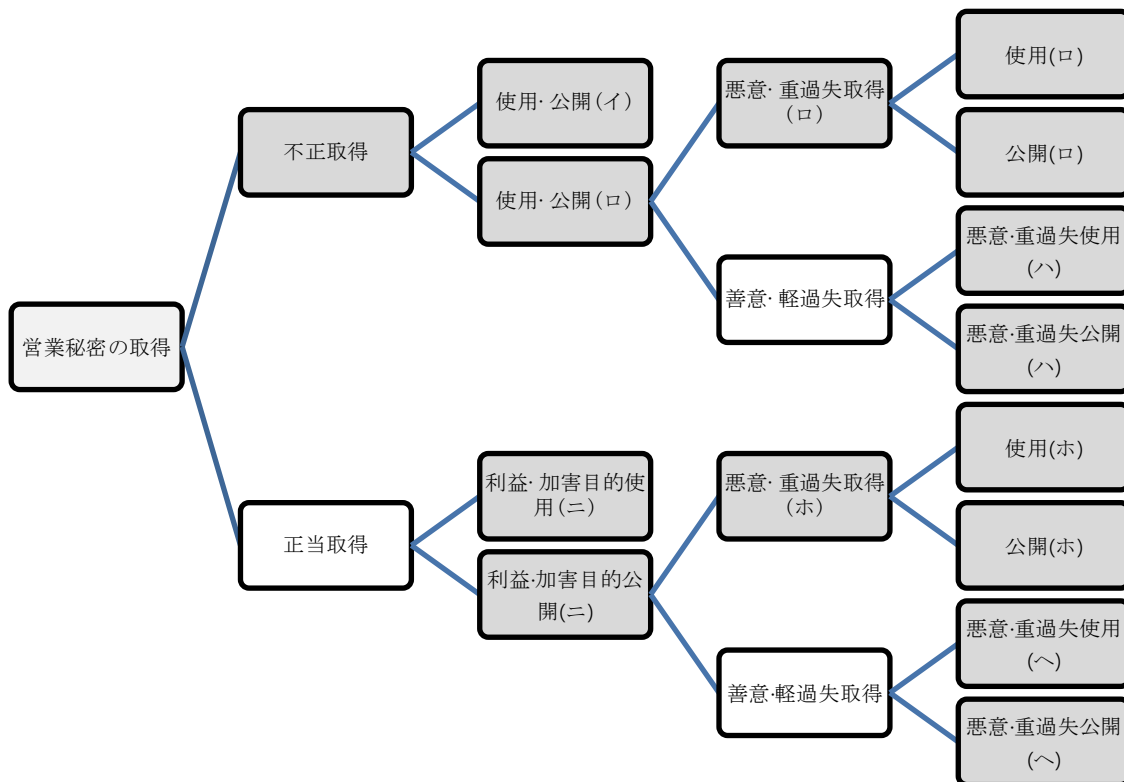
1. 営業秘密の侵害行為の定義

韓国の営業秘密保護法では、営業秘密の侵害行為について、ドイツなどのように一般条項によらず、米国や日本と同様、第2条第3号において営業秘密侵害行為を6つの類型に分けて限定的に示している。

- イ. 窃取、欺瞞、脅迫、その他の不正な手段で営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は、その取得した営業秘密を使用又は公開(秘密を保持して特定人に教えることを含む。以下同じ)する行為
- ロ. 営業秘密に対し、不正取得行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用又は公開する行為
- ハ. 営業秘密を取得した後にその営業秘密に対し不正取得行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を使用又は公開する行為
- 二. 契約関係などによって、営業秘密を秘密として保持しなければならない義務がある者が、不正な利益を得たり、その営業秘密の保有者に損害を加える目的でその営業秘密を使用又は公開する行為
- ホ. 営業秘密が二目により公開された事実又はそのような公開行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用又は公開する行為
- ヘ. 営業秘密を取得した後に、その営業秘密が二目により公開された事実又はそのような公開行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を使用又は公開する行為又は

一方、営業秘密に関する取引の安全性を確保するため、第13条では、営業秘密を取得する際に、その営業秘密が不正に公開されたこと、又は営業秘密の不正取得行為や不正公開行為が介入した事実を重大な過失なく知らずにその営業秘密を取得した善意者については、処罰の対象から除外する特例規定を設けている。

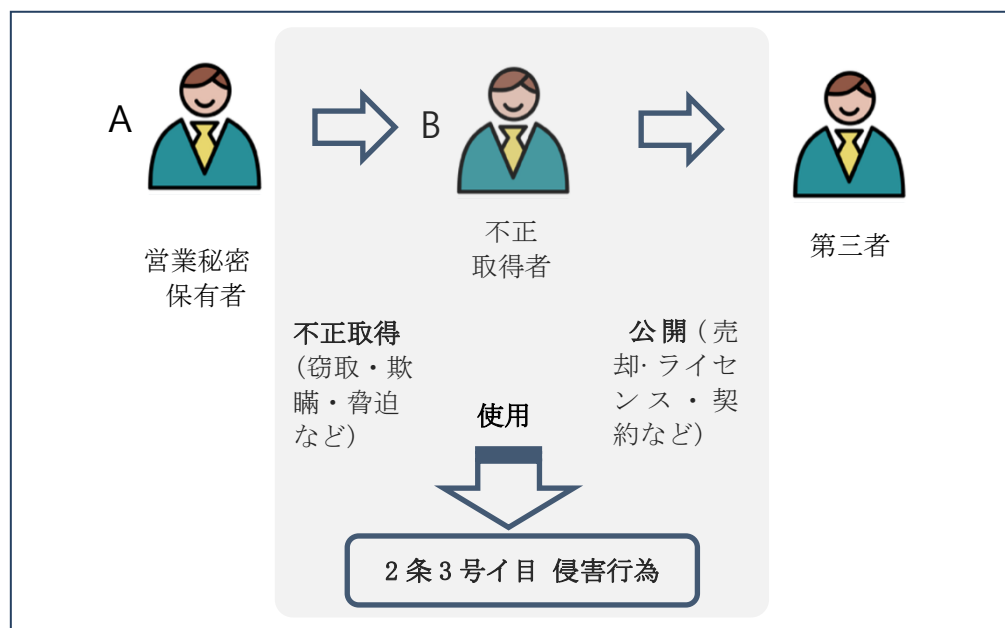
〈営業秘密侵害行為の類型〉⁵



2. 不正取得行為

窃取、欺瞞、脅迫、その他の不正な手段で営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は、その取得した営業秘密を使用又は公開(秘密を保持して特定人に教えることを含む。以下同じ)する行為(法第2条第3号イ目)

⁵ ユン・ソンヒ、キム・ジョン、チョ・ヨンスン、営業秘密保護法、法文社、p139



ここで、「窃取、欺瞞、脅迫、その他の不正な手段」などは、典型的な産業スパイ行為であって、ここで規定した「窃取、欺瞞、脅迫」は、不正取得行為の典型的な手段を例示したものであり、決してこの限りではない。

「取得」行為とは、不正な手段で営業秘密に該当する情報を得ることをいうため、正当な手段によってある情報を取得するのは、営業秘密侵害行為ではない。

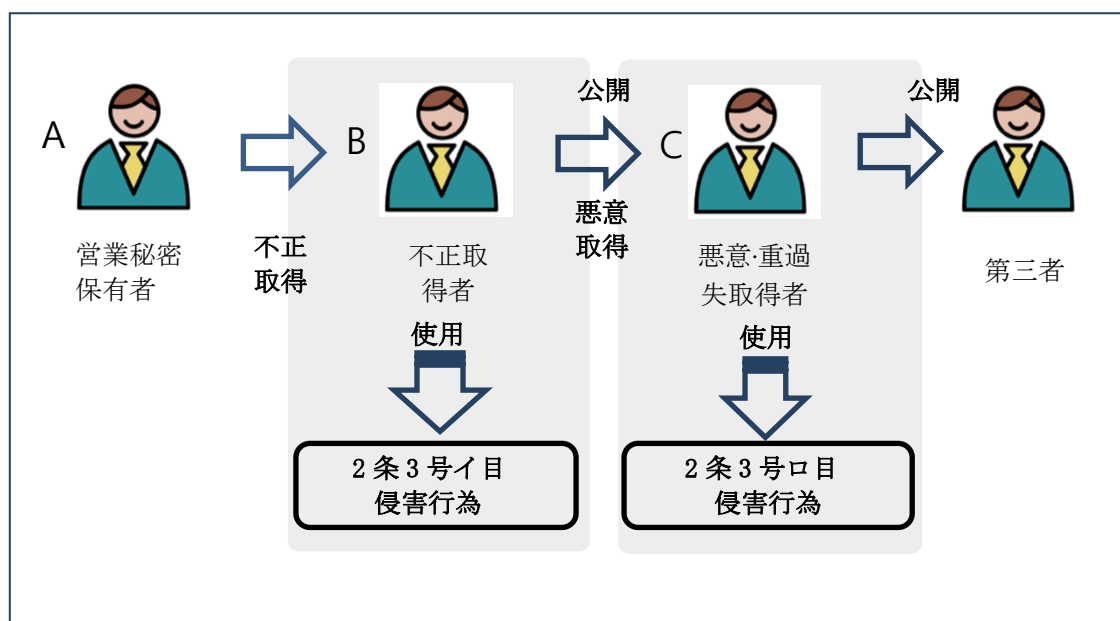
「使用」行為とは、不正な手段で取得した営業秘密を使用する行為であって、伝統的な製造・販売などに使用する行為はもちろん、必ずしも使用による利潤を上げる必要もなく、性質上、使用行為には制限がない。

「公開」行為とは、不正な手段で取得した営業秘密を特定又は不特定の人に知らせる行為をいい、秘密を保持して特定人に知らせる行為を含み、具体的態様としては、不正取得した営業秘密を第三者に売却又はライセンス契約などの方法で公開する場合などである。

本規定の不正取得・使用・公開行為の主体は、営業秘密を直接侵害した行為者であって、同行為者から転得した者は、同目の規定に該当せず、法第2条第3号ロ目又はハ目の規定に該当する。

3. 不正取得者からの悪意取得行為

営業秘密に対し不正取得行為が介入した事実を知る、又は、重大な過失により知らないうでその営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用又は公開する行為（法第2条第3号ロ目）



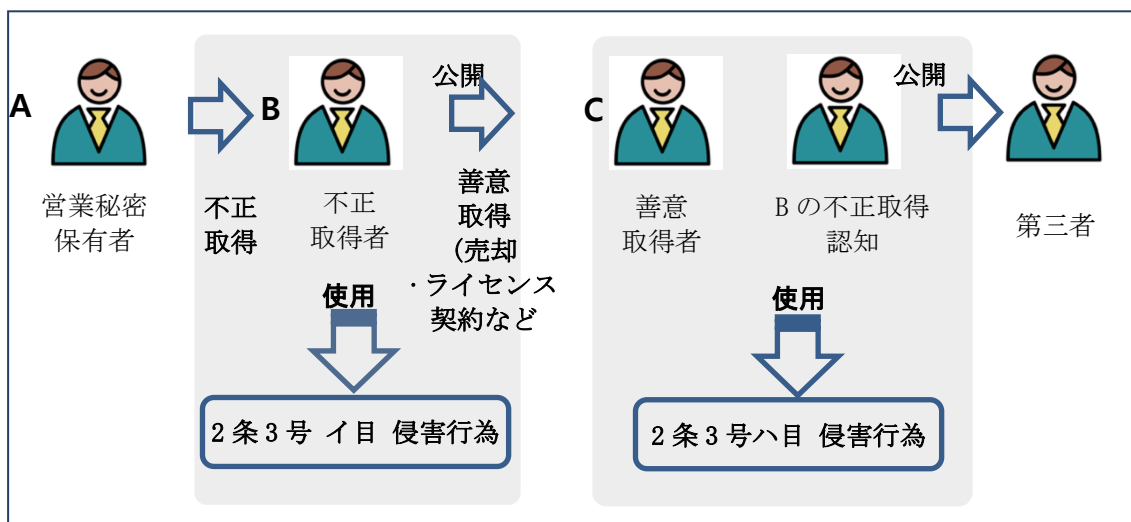
本規定の趣旨は、「イ」目の営業秘密不正取得行為後、当該営業秘密の流通過程で悪意又は重過失により当該営業秘密を転得する行為を禁止しようとする規定であって、不正取得者から直接取得した者(転得者)だけでなく、転得者から営業秘密を取得した者も本規定の適用を受ける。

同目に規定された侵害行為は、取得・使用・公開する行為であり、侵害主体は不正取得営業秘密の流通過程における全ての転得者であり、行為の判断時点は取得・使用・公開行為の当時である。

したがって、このような点から「ハ」目の事後的悪意者に対する営業秘密侵害行為が、営業秘密の取得当時には善意・無過失であったが、取得後、使用・公開時に悪意又は重過失に転換されることと区別される。

4. 事後的関与行為

営業秘密を取得した後に、その営業秘密に対し不正取得行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を使用又は公開する行為(法第2条第3号ハ目)

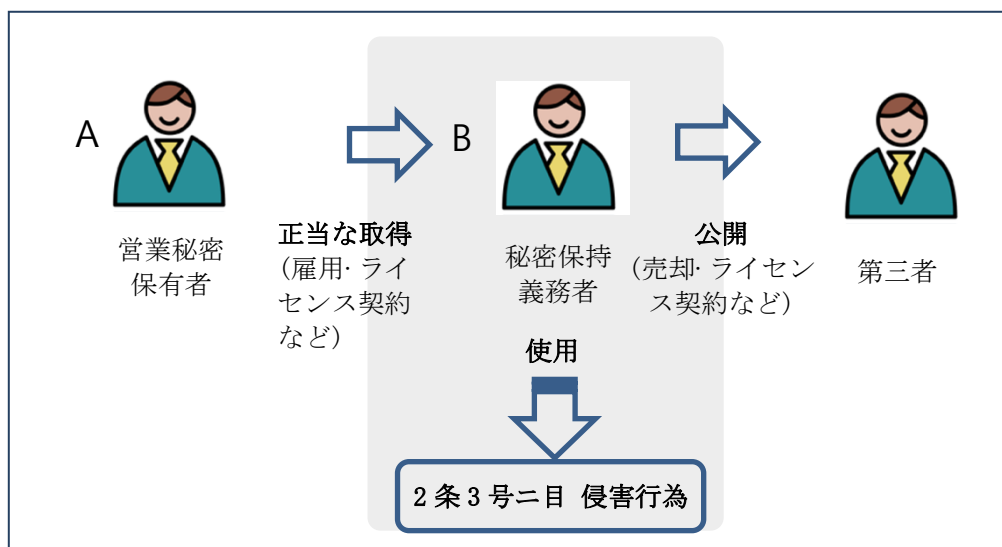


善意であり、重大な過失なしに営業秘密を取得した者が、その後営業秘密の保有者から警告を受け、又は不正な取得事実を言論を通じて知ようになるなど、自身が取得した営業秘密に不正取得行為が介入したのを知って、又は、重大な過失により知らないでこれを使用又は公開するなどの行為を規制するためのものであって、営業秘密がたとえ流出したとしても、それが秘密として保持されている間は保護する価値があるためである。

したがって、本規定は、営業秘密の取得時には善意・無過失だったが、取得後に営業秘密の保有者の通知などによって悪意又は重過失に転換される事後的悪意者の使用又は公開行為を制限しようとする規定であり、一定の要件下で営業秘密保護法第13条の「善意者に関する特例」が適用される。

5. 不正公開行為

契約関係などによって、営業秘密を秘密として保持しなければならない義務がある者が、不正な利益を得たり、その営業秘密の保有者に損害を加える目的でその営業秘密を使用又は公開する行為(法第2条第3号二目)。

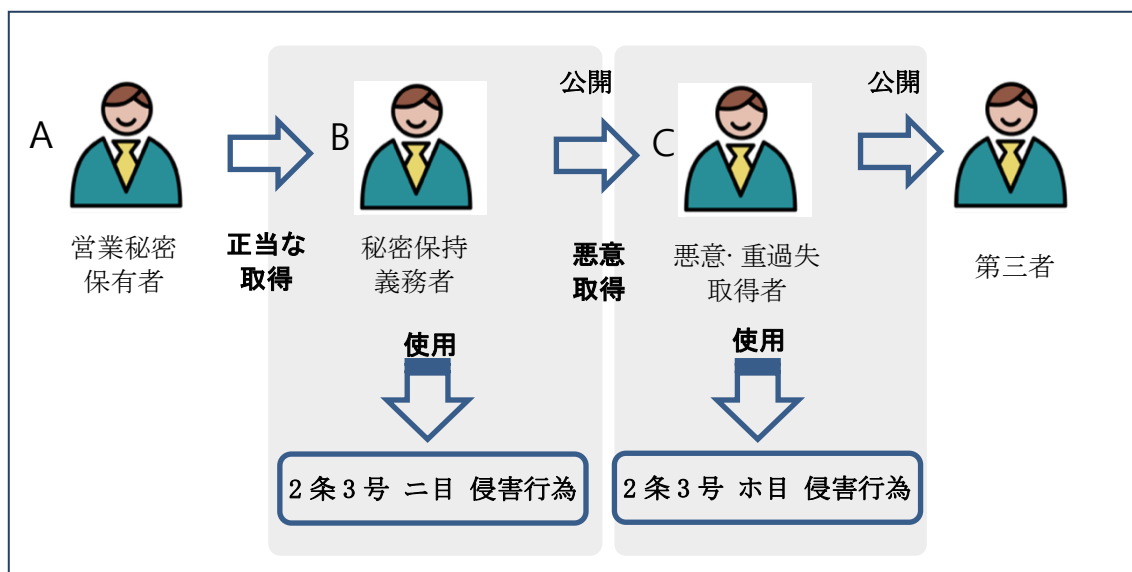


本規定は、正当に営業秘密を取得した者が秘密保持義務があるにもかかわらず、不正な目的によってこの義務を違反し、当該情報を使用又は公開する行為を規制するために設けられた。

ここで、「契約関係など」とは、必ずしも契約などのような一定の要式によってのみ発生するのではなく、使用者と従業員間又は営業秘密の保有者と実施権者間の信義関係によっても発生し、双方間の契約だけでなく、一方的な誓約書又は多数者を対象とする普遍取引約款、規則、仕様書などの形でも生じ、「秘密保持義務がある者」とは、企業体の役・職員又は営業秘密実施契約 (license) による実施権者などがこれに該当する。

6. 不正公開行為者からの悪意取得行為

営業秘密が、ニ目により公開された事実又はそのような公開行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用又は公開する行為 (法第2条第3号ホ目)



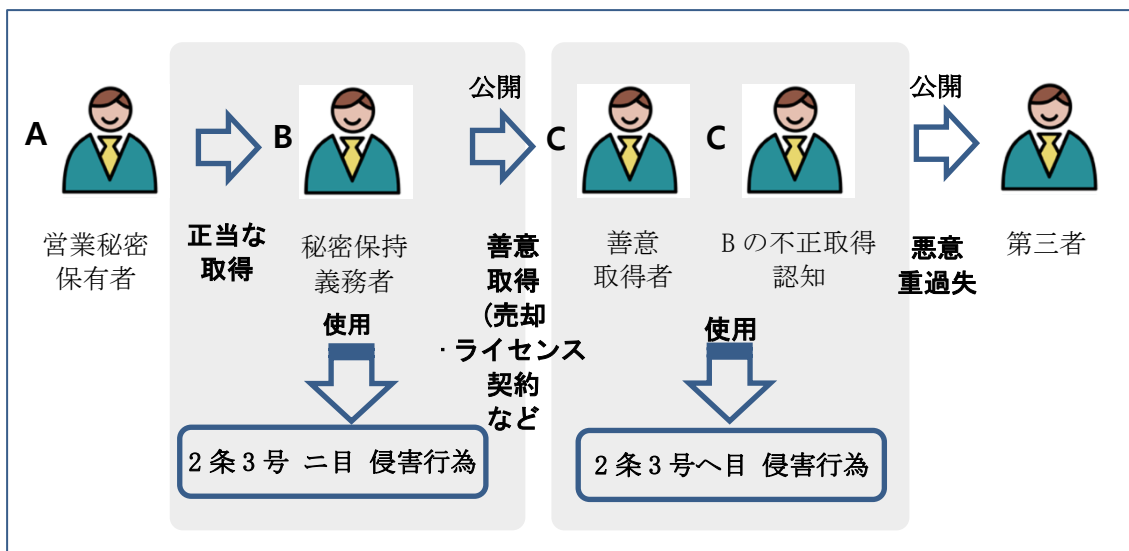
本規定の趣旨は、「ニ」目による秘密保持義務の違反者の営業秘密公開後、その流通過程において悪意又は重過失によって当該営業秘密を取得したり、取得した営業秘密を使用又は公開する行為を禁止させようとする規定であり、具体的な内容は「第2条第3号ロ目」と同一である。

したがって、営業秘密の転得者が原営業秘密の保有者に対し不正行為又は損害を加える目的がなくても、営業秘密侵害行為に該当し得る。

7. 不正公開行為に関する事後的関与行為

営業秘密を取得した後に、その営業秘密がニ目により公開された事実又はそのような公開行為が介入した事実を知ったり、重大な過失により知らないでその営業秘密を使用又は公開する行為(法第2条第3号へ目)

本規定は、営業秘密の取得時には善意・無過失であったが、営業秘密の保有者の通知などによって悪意・重過失に転換して処罰する規定であり、具体的な内容は「第2条第3号ハ目」と同一である。本規定については、一定の要件下で「善意者に関する特例」が適用される。



8. 営業秘密保護法第2条第1号ヌ目の不正競争行為

営業秘密保護法第2条第1号ヌ目は「その他に他人の相当な投資や努力によって得られた成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自己の営業のために無断で使用することによって他人の経済的利益を侵害する行為」を不正競争行為の一つの類型として定めている。

一方、営業秘密侵害行為について、第2条第3号各目と同様に独自規定として見て、第2条第1号ヌ目を適用できるのか、それとも第2条第3号各目に該当しない場合に例外的かつ補充的にのみ適用できるのかについては議論がある。

これに対して、学界と判例の態度は、第2条第1号ヌ目の一般規定としての性格上、関連法規条項の個別的構成要件の充足が困難であるため、その適用が困難であるときのみ補充的に適用される補充的な一般規定とみなすべきである⁶というのが一般的である。

また、不正競争行為民事事件のうち、権利者がヌ目とともに他の類型の不正競争行為を主張した場合において、ヌ目とともに他の類型の不正競争行為が認められたり、ヌ目だけが認められた場合より、ヌ目だけが棄却された事件の方が多い。これは法院が、「ヌ目」を補充的規定として見なして、その適用範囲を制限的に解釈しているためと考えられる⁷。したがって、営業秘密侵害行為について民事・刑事措置をとるに当たっては、第2条第1号ヌ目を第2条第3号各目とともに主張することが望ましいと思われる。ただし、未だ第2条第1号ヌ目の適用要件に関する大法院の判決がないだけに、今後の大法院の判断を見守る必要がある。

⁶ パク・ジョンヒ、「不正競争防止法第2条第1号ヌ目の適用範囲」、特許法院開院20周年記念論文集(2018)、831;特許法院 2017.9.1. 宣告2017ナ1568判決(確定)

⁷ 不正競争防止法に関する国内判決文の分析研究、特許庁産業財産保護政策課、p45

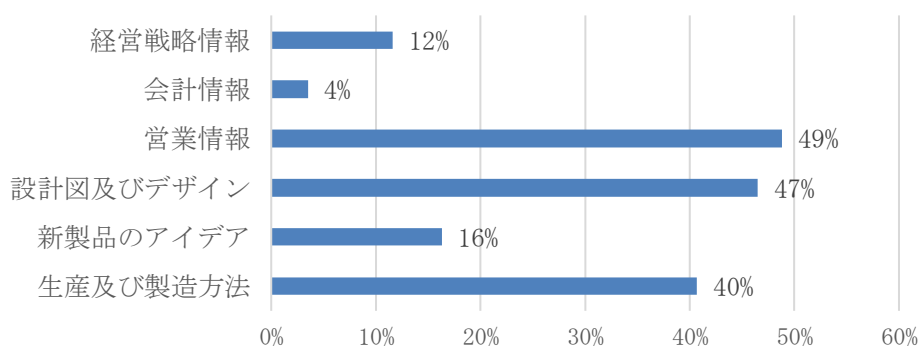
第 3 章 営業秘密保護法における営業秘密侵害行為類型の事例

1. 営業秘密の侵害類型別統計

特許庁が行った2016年度の韓国企業の国内外における営業秘密被侵害実態調査⁸の結果は、以下のとおりである。

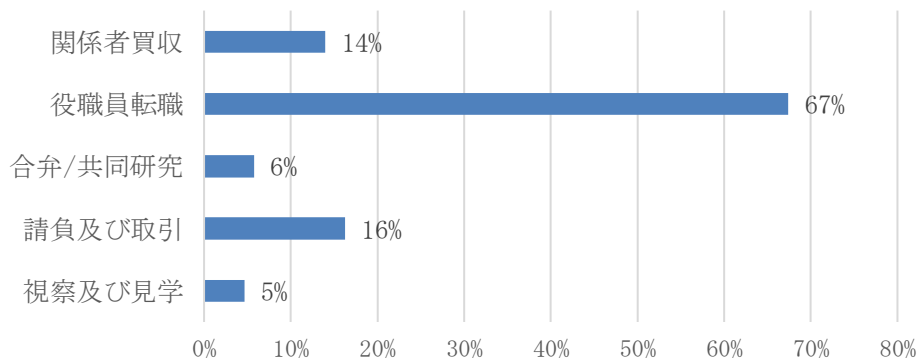
まず、営業秘密流出の種類を見ると、営業情報(顧客及び取引先情報)が最も高く、次に開発製品、あるいは設備の設計図及びデザインと生産製造方法(混合比等)の順であることが分かった。

営業秘密流出の種類



また、営業秘密の流出経路を見ると、在職中又は退職した役職員が競合他社に就職する過程での流出が最も高いことが分かった。

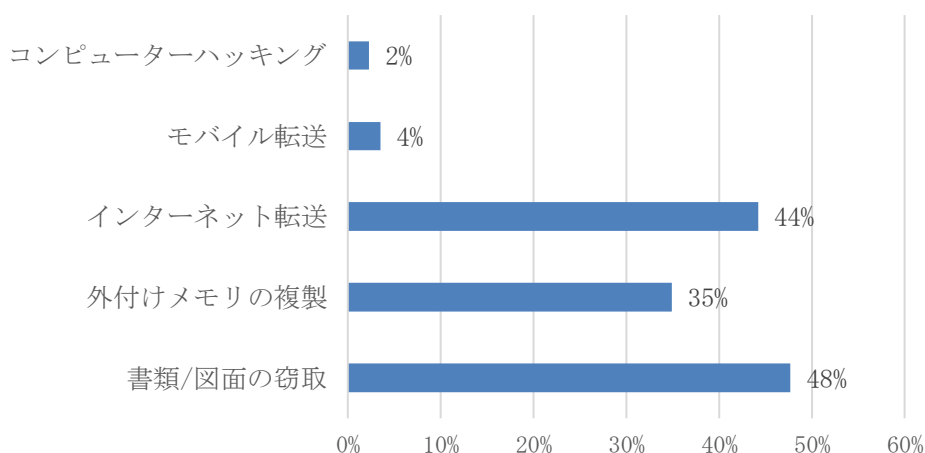
営業秘密流出の経路



⁸ 2016年度韓国企業の国内外営業秘密被侵害実態調査、特許庁韓国知的財産研究院

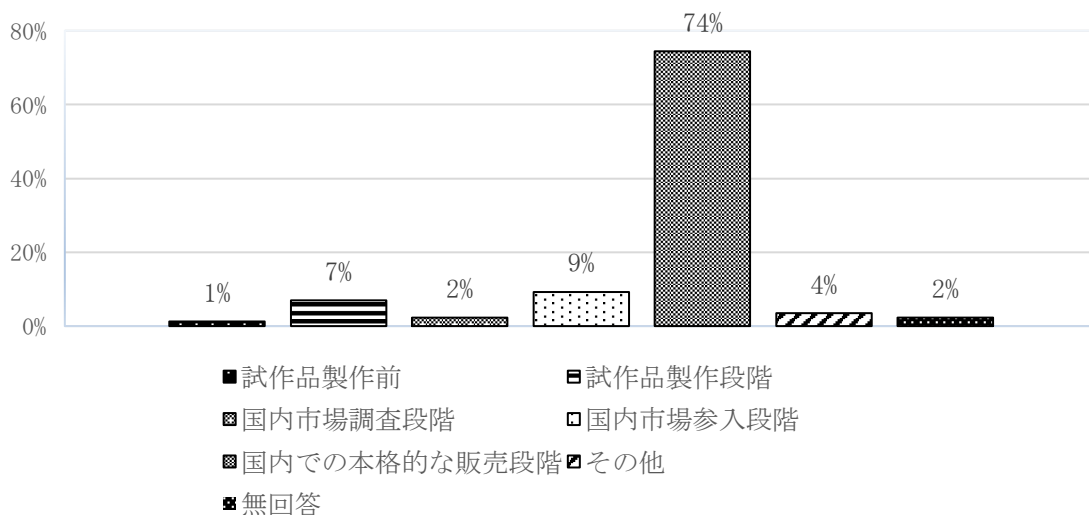
また、営業秘密流出の方法を見ると、書類、図面の窃取が最も多く、電子メール等を利用したインターネット転送による流出が続ぎ、コンピュータハッキングを利用した流出が最も低かった。

営業秘密流出の方法



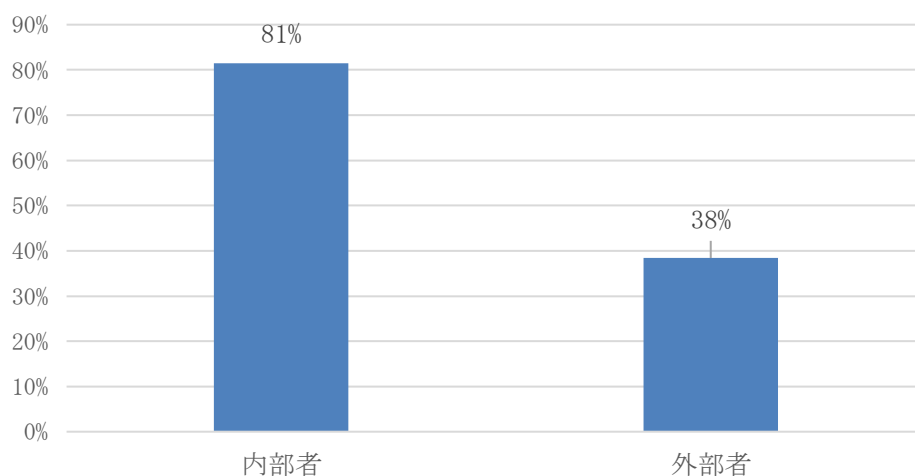
営業秘密流出の時点を見ると、国内で本格的な販売が始まる段階での流出が最も多かった。ただし、企業規模別に詳細データを見ると、大企業の製品企画段階での流出が相対的に多く、中堅及び中小企業の場合、市場参入時点での流出が相対的に多かった。

営業秘密流出時点



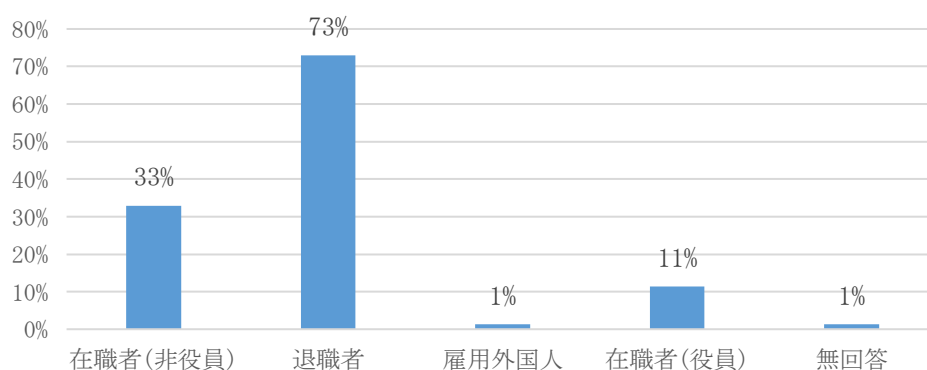
次に流出主体を見ると、複数回答を許容した際、内部者と回答した割合が外部者と回答した割合より2倍以上高かった。

営業秘密流出の主体

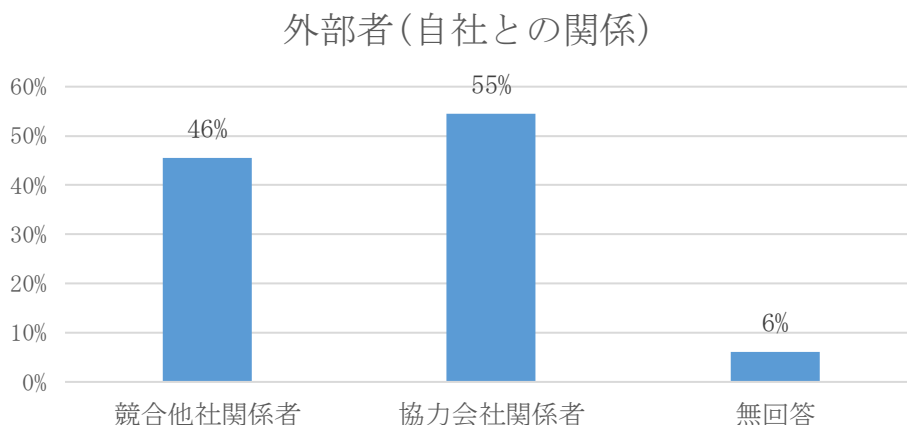


また、流出主体が内部者である場合、自社との関係において、退職者の割合が圧倒的に高く、次に非役員である在職者の順に高かった。

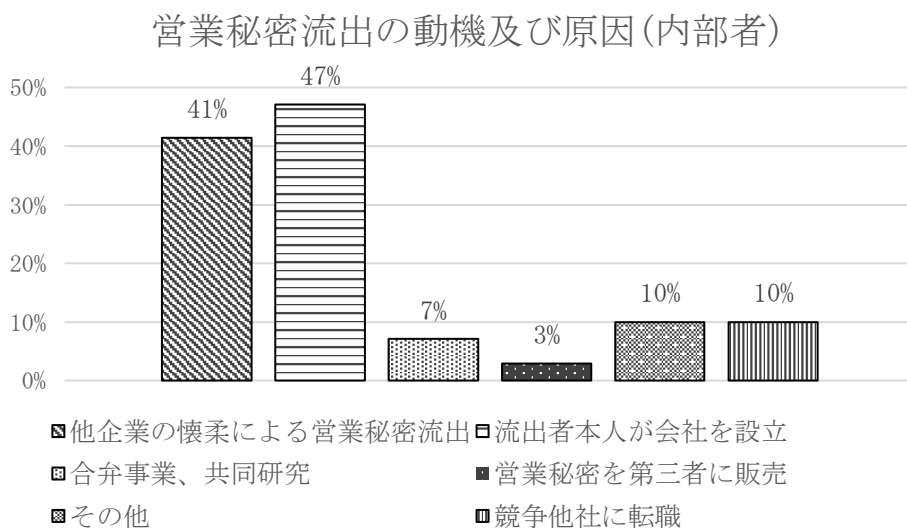
内部者(自社との関係)



そして、流出者が外部者である場合、自社との関係において、競合他社関係者の場合より、協力会社関係者の場合の方が高かった。



また、流出者が内部者である場合、流出者自身が本人の会社を設立するための目的が最も多く、次いで他社の懐柔によるものが多かった。



2. 不正取得行為

2.1 Lグループ系列会社、ATMコアプログラム不正取得摘発事例⁹

<事件の概要>

中小協力会社から現金自動入出金機(ATM)のコアプログラムを盗み出した後、変形させて同種のプログラムを作成して営業した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、Lグループ系列会社のP代表などが不拘束立件された事件。

⁹ 京郷新聞、2012.12.3

<事件の背景>

Lグループ系列会社は、コンビニやスーパー、高速道路のサービスエリアなどにATM機を設置・運営しており、中小協力会社のA社からATM機の運営プログラムと維持保守サービスを受けてきた。

<流出の経路>

P代表などは年間25億～30億ウォンのATM機の維持・保守費用を節減するために、A社に2010年から数回にかけてプログラムのソース公開を要求したが、A社がこれを拒否した。そこで、部下の職員に指示して、A社所属の派遣職員のノートパソコンに保存されていた金融自動化機器プログラムのソースを移動式保存装置(USB)を利用してこっそりと盗み出した後、これを使用した嫌疑を受けている。

<営業秘密の流用及び予想被害>

Lグループ系列会社は、去る6月の入札では最初からプログラムソースを公開する条件で入札資格を制限してA社が脱落するようにした後、盗み出したソースを利用した変形プログラムで引き続き営業をしてきており、プログラムの流出によるA社の予想被害額は開発費と期待収益を合わせて74億ウォン余りに達すると推定される。

2.2 競合他社に転職して営業秘密を盗み出した職員の摘発事例¹⁰**<事件の概要>**

競合他社に転職し前職の業務上の秘密を盗み出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、従業員が拘束起訴された事件

<事件の背景>

ファイナンシャル会社であるW社は、自動車関連のリース事業を始めてHキャピタル所属の職員であるP氏などに転職を提案する。

<流出の経路>

W社はHキャピタル所属のP氏に転職を提案して、H社の営業秘密である顧客相談、保険見積もり、審査、管理などを含むキャプチャー画面を入手することを要請。

P氏らはW社に転職した後、Hキャピタルの在職中に得た情報を利用してHキャピタルの自動車整備システムにログインして、H社の自動車整備システム画面80件余りをキャプチャーする手法で情報を流出した。

3. 不正取得行為及び不正取得者からの悪意取得行為

¹⁰ ファイナンシャルニュース、2011.9.14

3.1 前職のメールサーバーに侵入し、営業機密を盗み出した元職員の摘発事例

11

〈事件の概要〉

過去に自身が勤務していた会社のメールサーバーに侵入し、営業機密を盗み出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、元職員のP氏が拘束された事件。

〈流出の経路〉

8ヶ月ほど勤務していた密陽市所在の船舶機械会社A社の管理者パスワードを利用して、自宅でEメールサーバーに侵入し、会計資料、契約書、溶接装備の中核技術図面など重要な機密を盗み出した後、同社で同僚であり、外資系会社に転職したQ氏にEメールで送った。

3.2 エアツール技術を海外に流出した元職員の摘発事例¹²

〈事件の概要〉

空気圧縮方式のエアツール工具製作技術を海外に流出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、元職員のP氏(39)ら3人を不拘束立件した事件。

〈流出の経路〉

慶南のある工具会社で研究開発チーム長として勤務していたQ氏が、中国・北京で機械工具会社を運営する友人R氏のスカウトを受けて退職し、エアツールの関連技術をメモリーカードに保存して流出。

〈営業秘密の流用及び予想被害〉

Q氏は技術を渡した代価として、友人R氏の中国工場で工場長として勤務していたが、R氏との対立により退職した後、国内に同種業企業を設立、類似製品を作り市場に販売し、5億ウォン相当の不当利得を得た嫌疑を受けている。

Q氏が盗み出したエアツール工具製作技術は、被害企業が15年間で45億ウォンを投資して開発した新技術で、流出時に150億ウォンほどの被害が予想される

3.3 半導体の製造技術を盗み出した研究員の摘発事例¹³

〈事件の概要〉

半導体生産工程の中核技術を盗み出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、釜山にあるT社の前首席研究員P氏を拘束した事件。

¹¹ 聯合ニュース、2011. 10. 25

¹² 聯合ニュース、2011. 10. 24

¹³ 聯合ニュース、2011. 7. 28

<流出の経路>

P氏は、T社の競合他社であるI社の専務取締役Q氏の年俸の2倍と住宅提供を条件とするスカウトを受け、T社を退職する際、半導体生産工程製造技術(IGS)を外付けHDDに保存して流出した嫌疑を受けた。

<営業秘密の流用及び予想被害>

流出した技術は、T社で8年間で60億ウォン余りをかけて開発したもので、半導体生産工程時に安定してガスを供給する装置であり、T社は該当技術をもとに国内有名半導体メーカーに関連部品を納品していた。

P氏の拘束当時、I社はP氏が流出した技術をもとに試作品まで生産し、半導体部品展示会に出品して、販売ネットワークの確保を始めた状態であった。

4. 不正公開行為

4.1 S社のアモレッド技術流出の摘発事例¹⁴

<事件の概要>

S社の大型アモレッドTV製造技術を競合他社であるA社に提供した嫌疑(産業技術の流出防止及び保護に関する法律違反など)で、元首席研究員だったP氏が拘束された事件。

<流出の経路>

P氏は、S社の首席研究員だった2010年8月、A社の人事チーム長とヘッドハンティング会社の職員に会い、‘大型アモレッドのTV技術である大型アモレッドTV用の技術であるSmall Mask Scanning(SMS)の開発’に参加した研究員5人とともに転職すれば、役員級の待遇をするという約束をされ、同年11月退職、1億9千万ウォンを受け取りA社に関連技術など秘密資料を提供した嫌疑を受けている。

Q氏など研究員2人は、S社の大型アモレッドのTV開発業務を遂行しながら、進捗状況などをEメールや携帯電話のメッセージ等を通してA社に転職した研究員に伝達するなど秘密を漏えいした嫌疑を受けている。

A社役員R氏(50)など5人は、S社の前・現職研究員を組織的に迎え入れ、中核技術を盗み出した嫌疑を受けている。

<営業秘密の流用及び予想被害>

90兆ウォン台の大型アモレッドTV市場を先に獲得するために、国内企業間で技術を流出した事件で、中国に流出していれば莫大な国家的損失が発生する可能性が高かった。

¹⁴ 仁川日報、2012. 4. 6

4.2 中小企業の新技术を米国に流出しようとした技術ドクターの摘発事例¹⁵

〈事件の概要〉

中小企業が開発した新技术を米国に流出しようとした嫌疑(営業秘密保護法違反)で、該当企業の技術ドクターQ氏が不拘束立件された事件。

〈事件の背景〉

技術ドクター事業は、政府出資研究機関と大学、産学協力団などの研究所員が、サポートが必要な中小企業に技術専門家として派遣され、問題解決をサポートする事業であって、京畿道が運営している。

Q氏は機械部品洗浄器の開発会社であるA会社に‘技術ドクター’として勤めながら、同社が開発したエコ機械部品の洗浄技術を2009年11月米国の環境会社に2億4000万ウォンで売却をしようとした。

〈流出の経路〉

Q氏はA社に米国環境庁の安全検査承認を受けさせるという名目で、A社から関連営業秘密の資料を入手する。

〈営業秘密の流用及び予想被害〉

Q氏は流出した資料で技術売却とともに、米国で自身の名義で特許を受けようと試みたが、A社のエコ機械部品の洗浄技術が米国環境庁の安全検査承認を受けることができず、技術売却と特許出願に失敗した。

4.3 待遇への不満から競合他社に転職し、営業秘密を盗み出した職員の摘発事例¹⁶

〈事件の概要〉

年俸交渉に失敗し、競合他社に転職して営業秘密を盗み出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、前職員であるP氏が不拘束立件された事件。

〈事件の背景〉

IT企業で技術支援部課長として勤めていたP氏は、会社に年俸4000万ウォンを要求したが、2900万ウォンでの決定に不満を抱き、競合他社のサービスチーム課長に転職する。

〈流出の経路〉

P氏は会社のセキュリティーサーバーから見積書や契約書などファイル11700個を内密に外付けHDDにダウンロードして盗み出す。

¹⁵ ファイナンシャルニュース、2011. 11. 2

¹⁶ 聯合ニュース、2011. 10. 18

4.4 投資を口実として200億ウォン相当の技術を海外に流出した元代表らの摘発事例¹⁷

〈事件の概要〉

役員として在職していた会社の製造技術を内密に盗み出して台湾の関連業者に流出した嫌疑(営業秘密保護法違反など)で、G社代表Q氏(49)ら3人が不拘束立件された事件。

〈事件の背景〉

Q氏らは、2009年末に低密度ポリウレタンフォーム製造会社であるD社代表と対立すると、技術を盗み出すことを決心し、D社の製品に関心を見せてきた台湾のG社に先に投資を要請する。

〈流出の経路〉

D社の製品に関心を見せてきた台湾のG社の投資が確実視されると、Q氏らは‘低密度ポリウレタンフォーム’の製造に関する装備設計図などの生産技術をUSB、EメールなどでG社に流出した嫌疑を受けている。

〈営業秘密の流用及び予想被害〉

Q氏らは、G社に営業秘密を渡した代価として300万ドルの投資を受け、国内に工場を設立し同一製品を生産し、D社に215億ウォン相当の被害を与えた嫌疑を受けている。

5. 不正公開行為及び不正公開行為者からの悪意取得行為

5.1 生産設備模倣A社幹部の摘発事例¹⁸

〈事件の概要〉

競合他社から不正流出した設計図で製作された生産設備の納品を受けて使用した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、繊維会社A社の幹部Q氏が不拘束起訴された事件。

〈事件の背景〉

P代表は、過去にH社に連続反応式重合機などの生産設備を納品していた会社に在職してから退職後、独立してS社を設立する。

〈流出経路〉

P代表は、H社が独自開発したスパンデックスの原糸生産設備である「連続反応式重合機」の設計図を過去共に勤務していた同僚を通じて入手する。

繊維会社A社の幹部Q氏は、P代表のS社から当該流出技術と類似の製品4台の納品を受け、使用する。

技術流出の主体はP代表だが、Q氏の場合、P代表の設計図の流出事実をあらかじめ知

¹⁷ 文化日報、2011.4.1

¹⁸ 聯合ニュース、2011.6.1

っていたという点が認められ、検察に起訴される。

5.2 販売権要求の拒絶を受け次世代消火器技術を流出した前職員の摘発事例¹⁹

<事件の概要>

自身が勤務していた会社の固体エアゾール消火器関連技術を盗み出した嫌疑(営業秘密保護法違反)で、釜山のG社の前設計課長R氏及びR氏が盗み出した技術で同種製品の生産を試みたD社代表などが拘束された事件。

<事件の背景>

G社の設計課長R氏は、G社の4年間の投資で固体エアゾールの開発に成功した後、2009年に1年間で32億ウォンの売上を得て、会社側に慶北地域での販売権を要求したが拒絶された。

<営業秘密の流用及び予想被害>

これに対し不満を抱いたR氏はG社を退職し、次世代消火器技術である固体エアゾール関連技術を盗み出し、D社及びC社と共謀して同種製品を製造、販売を試みた嫌疑を受けている。

当該技術は、国内で初めて開発されたものであり、今後3年間で600億ウォンの売上が予想される次世代技術である。

6. 日韓間の営業秘密侵害紛争の事例

6.1 ポリプロピレン製造特許技術流出事件²⁰

<事件の概要>

米国の石油化学会社U社と子会社の日本のN社が、韓国のH社を相手取り営業秘密侵害の禁止及び契約違反行為の禁止を理由に訴訟を起こした事件。

<事件の背景>

H社はU社と1989年ポリプロピレン製造特許技術の使用を許可する契約を結ぶ。その後、H社は2013年ポリプロピレン工場増設工事を施工会社のD社に請け負わせ、ポリプロピレン製造工程の図面を提供した。これに対し、U社は「営業秘密の技術情報を工場新築に使用したことで、これは契約義務違反であり不正競争行為である」とし、2014年3月に工場の稼働中断など使用禁止と176億ウォン余りの賠償を請求した。その後、H社は自主的に工事

¹⁹ 聯合ニュース、2011. 3. 29

²⁰ 法律新聞、2019. 12. 24

を続け、2015年8月に工場を完成しプロピレンを生産している。

〈結果〉

第一審では「H社が施工会社であるD社に厳格な秘密保持義務を課した状態で設計図書を提供した以上、その過程で原告らが新たに営業秘密保護という法益を侵害されたとは考えにくい」として原告敗訴の判決を下した。

第二審では「H社が各技術情報を含む図面を施工会社に提供した行為は営業秘密の公開であって、原告らの営業秘密を侵害した行為」とし、H社に、完工した工場の稼働を中断し、5億ウォンをU社側に支払うよう言い渡した。

大法院では、当事者間で結んだエンジニアリング契約の本文により、米国イリノイ州法が準拠法となるにもかかわらず、原審は契約上の準拠法を見過ごし、何の検討もせず韓国法を適用し、工場稼働中断と損害賠償義務成立の可否を判断した誤りがあるとして原審を取り消した。

6.2 電気鋼板技術流出事件²¹

〈事件の概要〉

日本の鉄鋼メーカーN社が、韓国の鉄鋼メーカーP社を相手取り2012年4月に日本の東京地裁に営業秘密侵害禁止及び約1兆ウォンの損害賠償を請求する訴訟を起こした事件。

〈事件の背景〉

P社の電気鋼板研究部署に勤務していたLは、数回にわたり昇進が叶わなかったことに不満を抱いて退社し、技術コンサルティング会社を立ち上げた後、中国鉄鋼会社B社とコンタクトして、技術諮問の名目で50億ウォンを受け取り、電気鋼板技術を提供した。

そこで、P社は営業秘密流出の疑いでLを告訴し、Lは捜査過程において、自分たちが外部に持ち出した「電気鋼板製造技術」はP社固有の技術ではなく、P社に在職時にN社を退職した研究員たちを直接渉外して彼らから得た技術だと陳述した。

被告人のうち、退社後に鉄鋼関連会社を立ち上げ、P社の支援を受けたと主張した者もいるが、N社からリストラされた後、韓国大学の客員教授として採用され、その後P社と電気鋼板の共同研究をした者もいた。

このような捜査記述を入手したN社は、訴訟に備えて、退職した自社社員を全数調査するなど、自分たちの技術がP社に流出したことを立証する資料を蓄積した後、P社を相手どり日本と米国で同時に営業秘密侵害及び特許侵害を理由とする損害賠償訴訟(986億円)を起こした。

N社は、N社が12年で完成した技術をP社が1年半で完成したと主張しており、これに対してP社はP社独自の技術だと反論した。

²¹ 朝鮮日報、2015. 10. 17.

<結果>

2015年5月末、P社とN社は最終合意に至り、4ヵ月後の2015年9月30日付の公示を通じて、300億円を支払う代わりに、N社との全ての訴訟で和解したと明らかにした。

7. 新たな侵害形態

上記のように、従来韓国の判例等に見られる営業秘密の不法流出の現状の多くは、企業の内部者が関与しており、企業内部者の関与のない産業スパイの独自侵害行為はほとんどないことがわかる。

しかし、最近では企業内部者の関与なく、ランサムウェアや標的型メール攻撃といったサイバー攻撃により、企業が保有している技術情報や営業情報を奪い取る行為が新たな侵害類型として現れている。

実際にウェブホスティング会社がランサムウェアに感染し、ハッカーとの交渉の結果、13億ウォン相当のビットコインを支払った事例²²がある。ウェブホスティング会社を攻撃したハッカーたちは、当該会社が主に使用する無料OSであるLinuxサーバーにランサムウェアを流布して顧客データに関するファイルを暗号化させた後、復号を対価に金銭を要求した。

一方、標的型メール攻撃が毎年大きく増加している日本²³と異なり、まだ韓国では標的型メール攻撃に対する数値化された調査資料は見当たらないが、採用書類を偽装して企業関係者のコンピュータを感染させた事例等が報告²⁴されている。

²² URL:<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2017/06/15/0200000000AKR20170615125100017.HTML?input=1179m> (聯合ニュース、2017. 6. 15、最終アクセス2018. 7. 21)

²³ 警察庁報道発表資料、前掲注(48)、p1・p4; 経済産業省、前掲注(3)、p78

²⁴ URL:<http://www.ebn.co.kr/news/view/886277> (EBNニュース、2017. 4. 11、最終アクセス2018. 7. 18)

第 4 章 営業秘密保護のためのその他の制度

1. 技術資料任置制度

技術資料任置制度は、委託取引上、優越的地位にある大企業による不当なコア技術の提供要求から中小企業の技術を保護するための制度である。

技術資料任置制度では、中小企業自ら自己の技術を安全な第三者機関に委託する一方、破産など特定の交付要件が発生した場合に使用機関である大企業が第三者機関からその技術の交付を受けて使用できるようにしている。

これにより、中小企業は大企業に技術資料を公開する必要がなく、営業秘密を安全に保護でき、また大企業も、中小企業の破産などに関係なく安全な技術の使用が保証される。

2. 下請取引の公正化に関する法律

公正取引委員会は、下請取引の公正化に関する法律(以下「下請法」という。)を改正し、技術奪取行為を不公正行為として禁止している(第12条の3)。

改正下請法によれば、下請関係にある親事業者の下請事業者に対する不当な技術資料の要求を禁止しており、これに違反した場合、親事業者に罰則、罰金、損害賠償などを課するよう規定(第30条、第35条など)している。

なお、新しく2021年7月23日に国会を通過した改正法では、以下のとおり下請法を改正して、下請事業者の技術を手厚く保護するとともに、損害賠償訴訟時の被害事業者の資料確保の困難性を解消している。

[表6]

	改正前	改正後
技術資料の要件緩和	合理的努力によって秘密として保持された資料(第2条第15項)	秘密として管理される資料
秘密保持契約の義務化	-	下請事業者が親事業者に技術資料を提供する場合、親事業者が下請事業者と技術資料について秘密保持契約を締結するよう義務化(第12条の3第3項)
法院の資料提出命令制の導入	-	損害の証明又は損害額の算定に必要な場合、営業秘密に該当しても、法院が資料提出を命じることができるようにする(第35条の2～第35条の5)

3. 営業秘密原本証明制度

営業秘密侵害訴訟において、営業秘密の存在及び保有事実を立証することが容易でないという点を考慮して、特許庁傘下の営業秘密保有センターでは営業秘密原本証明制度を運営している。

営業秘密原本証明サービスは、「タイムスタンプ」という電子的技術を用いて電子文書の生成時点及び原本であるか否かについて第三者機関が証明し、当該電子文書自体は作成者が保有するという仕組みである。

営業秘密原本証明サービスを活用する場合は、以後当該電子文書が流出した場合に、営業秘密侵害に関する訴訟において、当該電子文書に収録された営業秘密の存在有無、存在時点及び保有有無に対する営業秘密保有者の立証責任が緩和される(営業秘密保護法第9条の2)。

4. 産業技術の流出防止及び保護に関する法律

従来、営業秘密保護法が、企業ではない政府の研究所や大学の先端技術の海外不法流出に弱いという問題点を認識して、2006年10月27日『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』(以下「産業技術保護法」という。)が制定された。

営業秘密保護法上の保護対象である営業秘密は、技術上の情報と経営上の情報を全て含む概念であるが、産業技術保護法における保護対象は「産業技術」及び「国家コア技術」に限定されている。

一方、2015年改正法では、保護対象となる産業技術の範囲が不明確であるという指摘により、同法によって保護される産業技術の範囲に、国家コア技術(第2条第1号イ目)、建設新技術(第2条第1号へ目)、保健新技術(第2条第1号ト目)及びコア基幹技術(第2条第1号チ目)が含まれることを明示的に規定し、その他の法令により指定告示公告認定される技術の場合、産業通商資源部長官が官報に告示する技術のみ産業技術の範囲に含まれるようにした。

また、2016年改正法の産業技術保護法では、産業技術の海外流出行為に対しては15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処し(第36条第1項)、国内流出行為については7年以下の懲役又は7億ウォン以下の罰金に処するようにして(第36条第2項)、量刑基準を強化した。

さらに、営業秘密保護法と異なり、産業技術保護法では、産業技術の流出により得られた財産上の利益を没収できるようにする一方、没収が困難な場合はその価額を追徴するようにしている(第36条第4項)。

5. 防衛産業技術保護法

防衛産業に関する不法な技術流出の問題を防ぐため、防衛産業技術を体系的に保護し、不法な流出を防ぐため、2015年12月29日に防衛産業技術保護法が制定された。

前述の産業技術保護法と防衛産業技術保護法は、目的、対象機関、保護技術、刑事処罰等について、以下のような違いがある。防衛産業技術保護法は産業技術保護法に比べ刑事処罰が強いが、民事救済手段としての侵害禁止権を規定しておらず、紛争解決に関わる規定も導入されていない。

[表7]

	産業技術保護法	防衛産業技術保護法
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業技術の不正流出防止 ● 国家コア技術の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛産業技術の体系的保護、国家安全保障 ● 国家信頼度の向上
対象機関	産業技術を保有する企業、研究機関、大学	防衛産業技術を保有、又は防衛産業技術に関する研究開発事業を遂行している機関
保護技術	産業技術及び国家コア技術 (中央行政機関の長の指定及び告示)	防衛産業技術 (防衛事業庁長の指定及び告示)
刑事処罰	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外流出:15年以下の懲役、15億ウォン以下の罰金 ● 国内流出:7年以下の懲役、7億ウォン以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外流出:20年以下の懲役、20億ウォン以下の罰金 ● 国内流出:10年以下の懲役、10億ウォン以下の罰金
民事的救済	禁止請求権	-
紛争調停	産業技術紛争調停委員会	-

6. 中小企業保護法

独自技術の保護能力が不十分であり、大企業との受・委託関係により技術流出に弱い中小企業を保護するため、2014年5月26日に中小企業技術保護支援に関する法律(以下「中小企業保護法」という。)が制定された。

中小企業保護法により保護される中小企業技術は、独立した経済的価値を有する技術又は経営上の情報であって、公然と知られておらず、秘密として管理される中小企業の技術(第2条第2号及び第3号)である。したがって、中央行政機関の長又は防衛事業庁長が指定及び告示した分野の技術である場合に保護対象として認められる産業技術や防衛産業技術とは異なり、中小企業保護法による保護を受けるためには、営業秘密保護法上の営業秘密と同様に、保有技術が非公知性、経済的有用性、秘密管理性の要件を満たさなければならないという限界がある。

一方、中小企業保護法は、中小企業のセキュリティ能力を強化するための支援法的な性格を有しており、履行命令や罰則等の規定を設けるには限界がある²⁵。

したがって、中小企業技術の侵害行為は、産業技術保護法や防衛産業技術保護法とは異なり、刑事的制裁の代わりに中小企業技術侵害行為の申告及び調査(第8条の2)、中小企業技術侵害行為に関する勧告及び公表(第8条の3)などの行政規制の対象となる。

7. 刑法

²⁵ 産業通商資源中小ベンチャー企業委員長、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案(代案)、2018、15p

刑法では、業務上背任罪、窃盗罪、財物損壊罪、秘密侵害罪、業務妨害罪などの規定により、営業秘密の不正な流出行為を間接的な方式で規制することによって営業秘密を保護する。

実際に、営業秘密の流出に関する刑事事件のうち、企業の所属役員・従業員による営業秘密の流出事例が最も大きな比重を占めており、営業秘密侵害に関する刑事訴訟では、業務上背任罪に関する規定が営業秘密保護法と競合的に適用される場合が多い。

8. 商法

商法第382条の3では取締役の忠実義務を規定しており、第382条の4では取締役が在任中だけではなく、退任後にも職務上知り得た会社の営業上の秘密を漏えいしないよう禁止する秘密保持義務を規定している。また、商法第397条では、取締役の競業禁止義務を規定している。

このように、商法では、取締役など役員に対する営業秘密保持義務及び競業禁止義務を規定しており、前・現職役職員による営業秘密の流出の防止を図っている。

9. 知的財産基本法

知的財産の創出、保護及び活用に関する政府の各部署の法政策を総括的に指導し調整できる制度と条則を設けるために、2011年5月19日に知的財産基本法が制定、公布された。

知的財産基本法第28条では、知的財産の公正な利用秩序の確立のために、政府は大企業と中小企業間の不公正な知的財産の取引を防止し、相互間の協力を促進するよう規定している。

第5章 営業秘密侵害に対する法的措置及び最近の判例の動向

1. 営業秘密侵害に対する法的措置

1.1 民事上・刑事上の措置

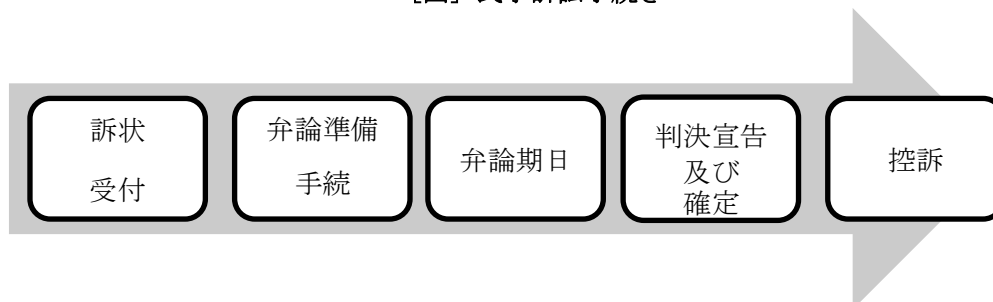
(1) 民事上の措置

(a) 概要及び手続き

営業秘密侵害の際、被害者は法院に民事訴訟を提起し、営業秘密侵害行為の禁止、侵害を構成した物の廃棄又は除去などを請求する一方、営業秘密侵害行為によって発生した損害及び信用失墜に対して原状回復を求める請求をすることができる。

また、民事訴訟の確定判決を受けるまで長期間が必要とされる点を考慮し、法院に営業秘密の侵害禁止、転職禁止などの仮処分申請を行なうこともできる。

[図] 民事訴訟手続き



(b) 根拠法律

侵害された技術が営業秘密保護法上の営業秘密の要件を満たしている場合、営業秘密保護法第10条ないし第12条に基づき損害賠償、侵害禁止及び信用回復請求が可能である。

また、侵害された技術が産業技術保護法上の産業技術に該当する場合、産業技術保護法第14条に基づき侵害禁止を請求することができる。

(2) 刑事上の措置

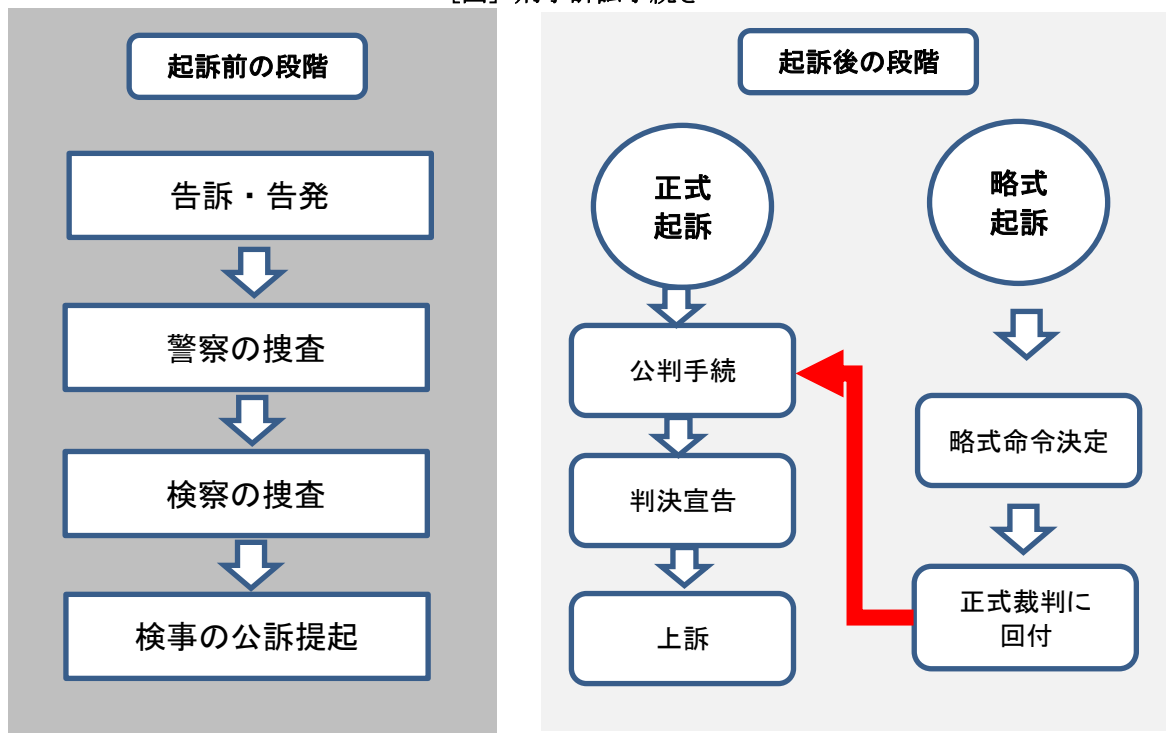
(a) 概要及び手続き

営業秘密流出における被害者は、刑事訴訟を通じて国家公権力による侵害者の処罰を要求することができ、さらに検察の捜査過程で確保した証拠を利用して後日仮処分などの民事訴訟において活用することができる。

一方、通常、刑事訴訟手続きは、当事者の告訴又は告発によって始まり、親告罪における告訴は訴訟条件に該当するため、検事の公訴提起は告訴によって左右される。しかし、営業秘密保護法違反のように非親告罪での告訴は捜査の端緒に過ぎないため、告訴の有無は検事の公訴提起に大きな影響は及ぼさない。検事の公訴提起を基準に大きく起訴前の段

階と起訴後の段階に分けられる。検事が被疑者を起訴すると決定した場合、正式裁判に付する正式起訴と、書類のみにより裁判し罰金刑として処理するよう求める略式起訴を請求することができる。

〔図〕 刑事訴訟手続き



(b) 根拠法律

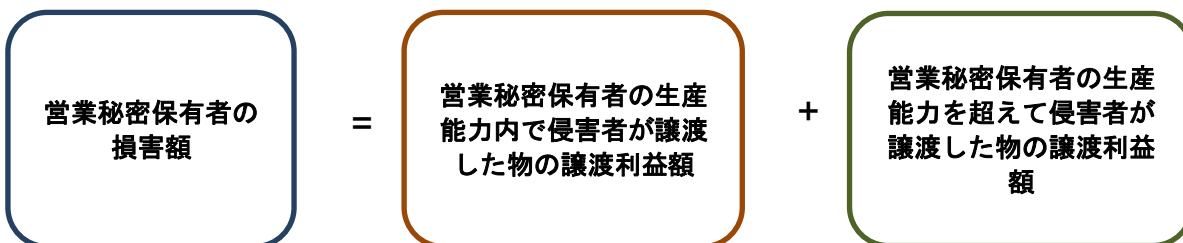
- ① 流出技術が営業秘密保護法上の営業秘密に該当する場合、第36条に基づき刑事告発が可能である。
- ② 一方、流出技術が産業技術保護法又は防衛産業技術保護法に定める産業技術又は防衛産業技術に該当する場合、特別法優先原則により当該法律が優先的に適用される。
- ③ また、流出技術が営業秘密保護法、産業技術保護法及び防衛産業技術保護法で定められている保護対象として成立しない場合でも、刑法で定められている違法行為の要件を満たす場合は、当該規定に基づき処罰が可能である。
営業秘密侵害に関して刑法上規定されている違法行為としては、業務上背任罪、窃盗罪、財物損壊罪、秘密侵害罪、業務妨害罪などがある。
- ④ 営業秘密流出の経緯が、当該営業秘密保有企業の情報通信網を侵害して行われた場合、情報通信網侵害罪が成立する可能性がある。
また、業務上背任による営業秘密侵害行為によって経済的利得や損害が甚大な場合は、加重処罰に関して特定犯罪加重処罰等に関する法律違反罪の適用可否も問題になる。

1.2 侵害賠償額の算定及び懲罰的賠償制度

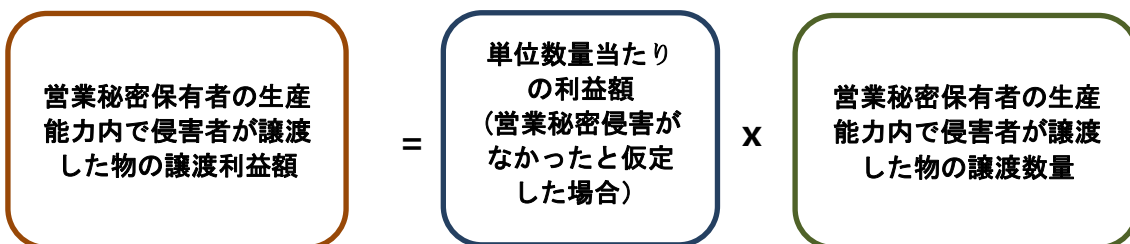
(1) 営業秘密保護法上の損害賠償額の推定規定

(a) 営業秘密を侵害して販売した物の譲渡利益額(営業秘密保護法第14条の2第1項)

2020年12月22日改正の営業秘密保護法第14条の2第1項では、営業秘密保有者の生産能力内で営業秘密を侵害して販売した物の譲渡利益額と、営業秘密保有者の生産能力を超えて侵害者が譲渡した物の譲渡利益額とを合算した額を損害額として推定するとされている。



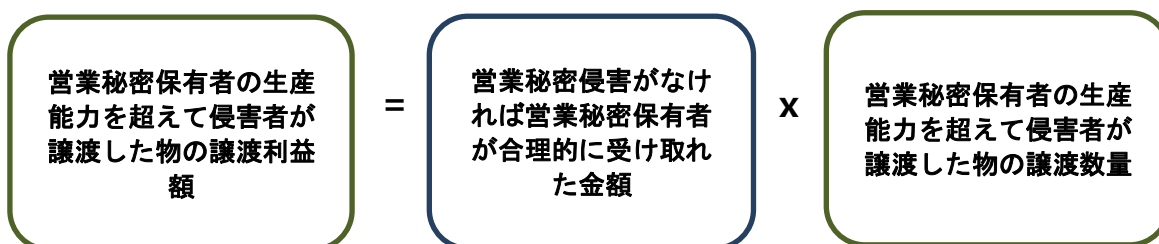
ここで、営業秘密保有者の生産能力内で侵害者が譲渡した物の譲渡数量は、営業秘密保有者が生産可能な数量から営業秘密保有者が実際販売した数量を引いた数量を超えないようにする。



従来の推定規定では、損害額の推定時に、営業上の利益を侵害された者が生産できた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を超えないようにしていた。すなわち、営業秘密保有者の生産能力から外れた範囲については損害賠償額の算定から除外されていた。

この場合、侵害者の譲渡数量が特許権者の生産能力を超えた場合、侵害者がその超過数量分の利益を不当に受け取ることになるという問題点があった。

したがって、改正法では、営業秘密侵害者が、営業秘密保有者の生産能力を超えて譲渡した数量についても損害額算定時に含めることとした。



ここで、営業秘密保有者の生産能力を超えて侵害者が譲渡した数量とは、

- ①営業秘密侵害者が譲渡した数量のうち、営業秘密保有者の生産可能な数量から営業秘密保有者が実際に販売した数量を差し引いた数量(すなわち、営業秘密保有者の生産能力内で侵害者が譲渡した数量を超えた数量)、又は、
- ②営業秘密侵害行為以外の理由で営業秘密保有者が販売することができなかった数量を意味する。

(b) 侵害行為による利得額(営業秘密保護法第14条の2第1項)

侵害者が営業秘密侵害行為によって利益を得た合、その利益額を損害額として推定する。

判例は一貫して、営業秘密侵害時における財産上の利益額の算定基準を次のように説示している。

-判例で説示する営業秘密侵害時における財産上の利益額の意味、算定基準

被告人が営業秘密を取得することによって得た利益は、その営業秘密が有する財産価値相当、かつその財産価値はその営業秘密を用いて競合他社など他の業者で製品を作る場合、その資料によって技術開発に必要とされる費用が減少する場合のその減少分相当と、さらにその資料を利用して製品生産にまで発展させる場合、製品販売利益のうちその資料が提供されなかった場合との差額相当であって、そのような価値を勘案して市場経済原理によって形成される市場交換価格

一方、韓国大法院では、営業秘密を使用する場合に支給しなければならない技術使用料相当額、又は韓国取引技術研究所における収益接近法を用いて該当営業秘密の経済的価値を評価した評価金額については、営業秘密侵害時に得ることができる財産上の利益額と見なすことはできないと判示している。

このような韓国大法院の営業秘密侵害時における財産上の利益額の算定方法及び条件に対する姿勢を見ると、財産上の利益額を算定又は立証することは実質的にほとんど不可能といえる。

ここで侵害者の利益額を何ととらえるのかが問題になるが、実務的には当該製品を製造販売するのに要した費用を控除した純利益ととらえている。

(c) 実施料相当額(営業秘密保護法第14条の2第3項及び第4項)

営業秘密の使用によって得ることができる実施料相当額を最小限の損害と推定することができる。

実務的には、契約上他の実施例を参照するか、あるいは関連取引業界の一般的な使用料や鑑定に基づくか、あるいは取引実態に鑑みて相当だと評価される金額を実施料として算定する。

実際に実施料相当額を超えて損害が発生する場合も、その超過額を追加で請求することができ、一方、侵害者に故意又は重過失がなければ、法院は損害賠償額を算定するにあたり、これを参酌することができる(営業秘密保護法第14条の2第4項)。

(2) 法院の裁量による認定

上記のような損害額の推定規定にもかかわらず、請求権者が損害額を立証するのが容易でない場合、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当な損害額が認められる。ただし、このような場合も、損害の発生事実自体に対しては請求権者が主張・立証しなければならない。

(3) 懲罰的賠償制度の新設

2019年1月8日改正の営業秘密保護法では、悪意ある営業秘密侵害行為により営業秘密保有者の営業上の利益を侵害し損害を与えた者に対して、損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる懲罰的賠償制度を導入した(営業秘密保護法第14条の2第6項)。

営業秘密侵害行為による損害賠償責任に関する営業秘密保護法第11条では、「故意又は過失」による営業秘密侵害行為に対して損害賠償責任を課しているが、第14条の2第6項の懲罰的賠償規定は、営業秘密侵害行為が「故意」による場合にのみ認められる。したがって、上記の規定の適用を受けるためには、侵害者の「故意」を立証することが重要である。

また、営業秘密保護法第14条の2第7項の各号では、賠償額を判断するには、①侵害行為をした者の優越的地位の有無、②故意又は損害発生の恐れを認識した程度、③侵害行為によって営業秘密保有者が受けた被害規模、④侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益、⑤侵害行為の期間・回数等、⑥侵害行為に伴う罰金、⑦侵害行為を行った者の財産状態、⑧侵害行為を行った者の被害救済努力の程度を考慮することとしている。

したがって、例えば下請関係にある中小企業の営業秘密を大企業が侵害した場合、営業秘密侵害に対する警告状を発送した後に継続して侵害行為がある場合、関連刑事事件で罰金刑となった場合などにおいては、賠償額算定時に侵害者に不利に働くことがある。

1.3 証拠収集に係る措置及び手段

(1) 営業秘密保護法第14条の3に基づく資料提出命令

営業秘密侵害を原因とする損害賠償請求の場合、その損害額算定の根拠となる資料が請求人ではなく被請求人の手元にある場合がほとんどである。したがって、営業秘密保護法第14条の3では、営業秘密侵害行為による営業上の利益の侵害に関する訴訟において、当事者の申請により法院が相手方当事者に対し、当該侵害行為による損害額を算定するのに必要な資料を提出することを命ずることができるようにしている。

(2) 提出を拒否する正当な理由

資料提出命令が行なわれた場合でも、その資料の所持者が当該資料の提出を拒絶する「正当な理由」がある場合には、資料提出命令に応じないこともできる。例えば、当該資料を提出することによって、当該資料の保有企業の営業秘密が漏えいし、顕著に甚大な損失の発生が予想される場合などが、上記規定における正当な提出拒否の理由のうちのひとつと見なすことができる。実務的には「正当な理由」が幅広く認められる傾向が強く、制度

の趣旨が失われているという批判がある。

(3) 手続き

当事者は資料提出命令を求める申請書を当該法院に提出する。関連資料が文書である場合には、申請書では民事訴訟法第317条により、文書の表示、文書の趣旨、文書の所持者、証明する事実、文書提出義務の原因を記載しなければならない。

一方、大法院の判例²⁶によれば、文書提出命令を発するにおいて、その文書の存在及び所持者に対する立証責任は文書提出命令を申請する申請人にあるとしているので、営業秘密保護法第14条の3の規定による資料提出義務の場合にも、同一に適用されると判断するのが望ましい。²⁷

1.4 訴訟中の秘密保持に係る措置

2011年10月1日施行の改正営業秘密保護法では、訴訟過程における営業秘密の外部流出を防止するため、日本の不正競争防止法上の秘密保持命令制度に倣い、第14条の4ないし14条の6において秘密保持命令制度を新設した。

(1) 秘密保持命令(営業秘密保護法第14条の4)

営業秘密保護法第14条の4では、営業秘密侵害行為に関する訴訟において、訴訟当事者又は当事者の代理人などが訴訟過程で知り得た営業秘密を、訴訟遂行以外の目的で使用・公開しないよう当該当事者又は代理人などに法院が命ずることができる。

秘密保持命令は、営業秘密保護法第14条の4第1項各号に規定された事由が疎明された場合に限り下されることができる。

(2) 秘密保持命令の取消(営業秘密保護法第14条の5)

営業秘密保持命令を受けた者は、営業秘密保持命令が営業秘密保護法第14条第1項各号の所定の要件を満たさない場合、該当秘密保持命令を下した法院に秘密保持命令の取消しを申立てることができる。

(3) 秘密保持命令が下された資料に対する閲覧制限(営業秘密保護法第14条の4本文)

²⁶ 大法院2005. 7. 11. 宣告2005マ259判決

²⁷ キム・グクヒョン、営業秘密保護法実務、2010年4月1日初版発行、p186

民事訴訟法第163条第1項²⁸所定の秘密保護のための閲覧制限の決定がある場合には、当該決定が下された訴訟記録の閲覧は、当事者に制限される。

しかし、秘密保持命令が下された訴訟に関する訴訟記録の場合、当事者であっても、秘密保持命令を受けていない者が該当記録の閲覧を請求した場合には、その閲覧を一定期間の間制限する。ただし、民事訴訟法第163条第1項所定の秘密保護のための閲覧制限の申立てをした当事者全てが同意した場合には、この限りでない。

(4) 秘密保持命令違反時の罰則(営業秘密保護法第18条の4)

秘密保持命令を受けた者が、正当な理由なしに秘密保持命令に違反して訴訟過程で知り得た営業秘密を訴訟以外の目的で使用・公開した場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。このような秘密保持命令違反罪は、秘密保持命令を申請した者が告訴しなければならない親告罪である。

1.5 国外での営業秘密侵害行為への処罰

海外への営業秘密流出行為については、営業秘密保護法、産業技術保護法及び防衛産業技術保護法で処罰規定を設けている。これらの法律が適用されるためには、当該法において定められている営業秘密、産業技術及び防衛産業技術の定義を満たさなければならない。一方、産業技術保護法及び防衛産業技術保護法は営業秘密保護法に対する特別法としての性格を有するため、重複適用時は営業秘密保護法に優先して適用されることになる。

[表8]

	営業秘密保護法	産業技術保護法	防衛産業技術保護法
保護対象	営業秘密	産業技術及び国家コア技術	防衛産業技術 (防衛事業庁長の指定及

²⁸ 第163条(秘密保護のための閲覧などの制限) ①次の各号の中でいずれか一つに該当する疎明がある場合、法院は当事者の申立てにより、決定をもって、訴訟記録中の秘密が記述されている部分の閲覧・コピー、裁判・調査中の秘密が記述されている部分の正本・謄本・抄本の交付(以下「秘密記載の部分の閲覧など」という。)を申請できる者を当事者に限定することができる。

1. 訴訟記録中に当事者の私生活に関する重大な秘密が記述されていて、第三者に秘密記載部分の閲覧などを許容した場合、当事者の社会生活に著しい支障を生ずる恐れがあるとき
2. 訴訟記録中に当事者が有する営業秘密(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号に規定された営業秘密をいう。)が記述されているとき
 - ② 第1項の申請がある場合、その申請に関する裁判が確定するまで第三者は秘密記載部分の閲覧などを申請することはできない。
 - ③ 訴訟記録を保管している法院は、利害関係を疎明した第三者の申請により、第1項各号の事由が存在しない、又は消滅したことを理由に第1項の決定を取消することができる。
 - ④ 第1項の申請を棄却した決定又は第3項の申請に関する決定に対しては、即時抗告することができる。
 - ⑤ 第3項の取消し決定は、確定してはじめて効力が生ずる。

		(中央行政機関の長の指定及び告示)	び告示)
刑事処罰 (既遂犯)	15年以下の懲役又は 15億ウォン以下の罰金 ²⁹	15年以下の懲役、15 億ウォン以下の罰金	20年以下の懲役、20億 ウォン以下の罰金
刑事処罰 (未遂犯)	3年以下の懲役又は3千万 ウォン以下の罰金	3年以下の懲役又は3 千万ウォン以下の罰 金	5年以下の懲役又は5千 万ウォン以下の罰金
民事処罰	侵害禁止、損害賠償及び 信用回復請求権	侵害禁止請求権	-

1.6 営業秘密侵害物品に対する水際措置

(1) 営業秘密侵害品の没収

営業秘密保護法では、営業秘密侵害品に関する没収規定を別途設けていない。ただし、産業技術保護法(第36条第5項)及び防衛産業技術保護法(第21条第5項)では、侵害行為によって得た財産を没収できるようにしている。

(2) 輸出入通関保留措置の可否

関税法第235条によると、知的財産権を侵害する物品の場合、輸出又は輸入を禁止しており、この条項に基づいて権利者の要請がある場合、侵害品の輸出入通関を保留させることができる。

ただし、輸出入通関に適用される知的財産権は商標法、著作権法、食品新品種保護法、農水産物品質管理法、特許法、デザイン保護法に登録されている権利である(関税法第235条)。したがって、営業秘密保護法によって保護される権利は含まれないため、営業秘密を侵害した物品については上記の措置がとれない。

(3) 不公正貿易防止法に基づく輸出入禁止措置

(a) 不公正貿易行為の調査及び産業被害の救済に関する法律(以下「不公正貿易防止法」という。)第4条第1項第1号では、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、営業秘密等(以下「知的財産権」という。)を侵害する物品を国内に輸入あるいは輸入した知的財産権侵害物品を国内で販売する行為、又は知的財産権侵害物品を輸出あるいは輸出の目的で国内で製造する行為は不公正貿易行為とみなし、禁止している。

したがって、営業秘密保有者は、営業秘密侵害が発生した場合、その違反内容の証拠資料を添付して貿易委員会に不公正貿易行為調査を申請することができる。

貿易委員会はダンピングや知的財産権侵害のような不公正貿易行為などによって国内産

²⁹ 違反行為による財産上の利得額の10倍に相当する金額が15億ウォンを超えると、その財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金に処する。

業が被害を被る、あるいは公正な貿易秩序を害する恐れがある場合、これを調査・判定するために1987年に設立された機関で、韓国産業通商資源部所属の行政機関である。

(b) さらに、不公正貿易防止法第14条の2に基づく「既判定物品確認制度」によると、第三者の物品が営業秘密を侵害したものと既に判定された物品と同一のものと貿易委員会が判定した場合、正当な権原なしになされた第三者の行為は不公正貿易行為とみなされる。このような既判定物品確認制度によると、物品の同一性及び行為者の正当な権限の有無のみを判断して、不公正貿易行為であるか否かを判定するため、簡便かつ迅速に進められるというメリットがある。

(c) 貿易委員会により不公正貿易行為と判定される場合、貿易委員会は侵害者に対し、侵害行為の中止、侵害物品の搬入排除及び廃棄処分等の是正措置を命じる。また是正措置に応じない場合、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処される。

2. 最近の判例の動向³⁰

下記判決の統計は、2017年1月1日から2019年12月31日までの全国各級の法院の営業秘密保護法に関する民事仮処分、民事本案、刑事判決文1960件を分析対象として法務法人ダムが分析し、作成した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律判決文の分析研究」最終報告書における分析データによるものである。

2.1 営業秘密侵害行為の類型(民事本案)

民事本案事件において、営業秘密侵害の類型及びそれに対する法院の判断結果をみると、侵害行為の類型を明示しないケースが70%を超え、この場合、認容率は侵害行為の類型を特定したケースと比べて著しく低かった。

また、請求が棄却された場合の棄却事由をみると、秘密管理性が否定された割合(30.1%)が最も高く、次に非公知性が否定された割合(23.5%)が高かった。

[表9]

行為 類型	認容の有無			棄却事由					
	認容	判断なし	棄却	営業秘密の特定	非公知性	経済的有用性	秘密管理性	転職・競争禁止約定の無効	その他
第三者不正取得 (イ～ハ目)	11	-	17	2	9	4	7	1	6
秘密保持義務者の不正公開 (ニ～ヘ目)	14	-	17	2	8	6	6	2	7
不明	27	2	138	17	51	41	74	15	31
合計	52	2	172	21	68	51	87	18	44

³⁰ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律判決文の分析研究、特許庁、2020

2.2 民事事件の認容率(本案)

民事本案事件における処理結果をみると、第1審で侵害禁止、損害賠償請求などが認容された割合は38.9%となっており、信用回復が請求された事件はなかった。また、上告審で下級審の判決が覆されたケースはないことがわかる。

[表10]

請求内容	第1審		控訴審		上告審	
	認容	棄却	控訴認容	控訴棄却	破棄差戻し	上告棄却
侵害禁止	16	33	11	7	-	8
損害補償	110	173	37	34	-	5
信用回復	-	-	-	-	-	-
その他	1	2	1	-	-	1
合計	127	208	49	41	-	14

2.3 刑事事件の認容率

刑事本案事件における処理結果をみると、第1審で有罪が宣告された割合は38.5%で、民事本案で請求が認容された割合とほぼ類似していることがわかる。また、民事本案と同様、上告審で下級審の判決が覆されたことはないことがわかる。

したがって刑事訴訟で勝訴するためには、事実審の第1審、第2審で有利な判決が得られるよう注力する必要があると思われる。

[表11]

第1審			控訴審		上告審	
有罪	無罪	その他	破棄	控訴棄却	破棄差戻し	上告棄却
74 (60.7%)	47 (38.5%)	1 (0.8%)	11 (61.1%)	7 (38.9%)	-	8 (100%)

2.4 損害賠償額の算定

民事本案で営業秘密侵害による損害を認め損害額を算定した事件において、賠償額の分布を見ると以下のとおりである。

下表からわかるように、法院が弁論全体の趣旨等に基づいて損害額を算定した場合が76.9%に達しており、営業秘密保護法上の損害額推定規定の存在があるにもかかわらず、損害額立証の困難が解消されていないことがわかる。

また、認められた賠償額及び請求額に対する認められた賠償額の割合の側面においては、法院が認めた相当損害額の場合が最も低いことがわかり、損害額を十分認めてもらうには損害額を積極的に立証する必要があると考えられる。

[表12]

算定の根拠	賠償額の分布	平均
-------	--------	----

	1千万 ウォン 以下	3千万 ウォン 以下	5千万 ウォン 以下	1億ウ ォン以 下	3億ウ ォン以 下	5億ウ ォン以 下	5億ウ ォン超 過	賠償額 (対請求額比 認容率)
侵害物件 譲渡利益額	-	-	-	-	1	-	1	4,357,472,885 (51.33%)
侵害者の 利益額	2	-	-	-	-	-	1	306,770,287 (56.46%)
通常実施料 相当額	-	-	-	1	-	-	-	75,866,024 (65.50%)
法院認定 相当損害額	1	6	4	2	2	1	4	298,446,424 (36.69%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3	6	4	3	3	1	6	603,078,890 (41.21%)

一方、2019年改正の営業秘密保護法では、3倍上限制方式の懲罰的損害賠償制度を導入した。ただし、現在まで公開された判決文では、懲罰的損害賠償制度により損害賠償額が算定されたケースは見つからなかった。

2.5 刑事訴訟における量刑分布

刑事訴訟における量刑分布をみると、国外での営業秘密侵害の場合、自由刑と財産刑ともに国内侵害に比べて量刑基準はるかに高いにもかかわらず、実際の量刑は国内侵害よりも低いことがわかる。

また、自由刑と財産刑のいずれも法廷最高刑と比べかなり軽い刑が宣告されていることがわかる。

[表13]

侵害類型	自由刑					財産刑					
	8月 以下	1年 4月 以下	2年 以下	3年 以下	3年超 過	1百万 ウォ ン以 下	3百万 ウォ ン以 下	5百万 ウォ ン以 下	1千万 ウォ ン以 下	3千万 ウォ ン以 下	3千万 ウォ ン超 過
国外侵害	2	8	-	-	-	-	-	-	4	-	-
国内侵害	25	16	12	-	-	-	8	9	11	6	2
不明	2	4	-	-	-	-	-	4	-	1	-

2.6 秘密管理性の要件緩和に関する判例の態度

営業秘密保護法では、2015年及び2019年の2回の改正を通じて、秘密管理性の要件を徐々に緩和している。これに関して、営業秘密民事本案における秘密管理性の認容率をみると、以下のとおりである。

以下の結果をみると、2回の改正を通じて秘密管理性の要件が緩和されているにもかかわらず、実際の判決時に秘密管理性が認容される割合がさらに低くなっており、未だ改正の趣旨が判決の結果につながっていないことがわかる。

[表14]

秘密管理性の規定		合計	秘密管理性の認容率	
適用法律	定義		認定	否定
2015年以前旧法	相当の努力	90	23 (25.5%)	67
2015年改正法	合理的努力	58	11 (18.9%)	47
2019年改正法	合理的努力	3	- (0%)	3
合計		151	34 (22.5%)	117

第 2 編 営業秘密漏洩対策実践編

営業秘密として保護される知識資産は、該当企業が長い時間と費用をかけて形成したものであって、企業収益創出の源泉であり、流出時にはその回収や回復が困難であって、企業に回復できない被害を発生させることとなる。したがって、営業秘密が流出しないよう事前に防止することが最善の措置であり、営業秘密が流出した場合、被害がさらに大きくなるよう速やかに対応することが重要である。

以下本編では、営業秘密の流出を防ぐための管理体系の構築方法、及び民事・刑事上の措置を含む流出時の対応方法について説明する。

第 1 章 総論(営業秘密の管理方法)

1. 自主的な営業秘密管理体制の構築

1.1 合理的な営業秘密保護管理体制構築の必要性

営業秘密として管理される情報は、当該企業の長年の努力と投資の成果物であり、企業の競争力の中核をなすもので、一旦侵害が発生すると、当該情報の回収や回復は極めて困難である。したがって、極度に激化する国際競争社会において、企業が生存するためには営業秘密の徹底した保護管理が重要となる。

したがって、営業秘密の保護管理において、経営者は営業秘密のこうした特性を考慮して戦略的で経営的な資源を投資する必要がある。

また、他の面においては、一定水準以上の営業秘密の保護管理体系の存否は、営業秘密の侵害時に法的保護を受けるための重要な一要件(秘密管理性)となっている。

ただし、企業が保有する知識資産をすべて営業秘密として管理することは管理コストが過度に高くなり、管理効率と業務効率を低下させてしまうこととなる。

したがって、企業は自社の経営や事業戦略に合わせて営業秘密として管理すべき情報を厳選した上で、流出リスク、管理コスト、業務効率等を考慮して合理的な管理を行う必要がある。

1.2 営業秘密を効果的に保護できる管理体系の構築

(1) 社内における営業秘密の管理及び共有方法

営業秘密が記載、記録されている媒体には、営業秘密である旨を表示して他の媒体と分離して保管し、当該媒体を外部へ持ち出すことと複製することについては原則として禁止することが望ましい。

また、営業秘密にアクセスできる職員を制限し、他部署の者は閲覧できないようパスワードを設定し、当該パスワードの有効期間を設定するとともに、同一又は類似パスワードの使用を制限する措置が必要である。

また、DRM(Digital Rights Management)システム、統合認証権限管理(Extranet Access Management)システム、知識管理システム(Knowledge Management System)等を情報管理システムとして採用し、特定の情報に対してアクセス可能な人員を指定管理し、当該情報にアクセス、出力及び流出した記録を追跡可能にすることが望ましい。

(2) 社外への営業秘密の管理及び共有方法

韓国の企業文化の特性上、大企業と中小企業間の関係は共生関係というよりは垂直的な上下関係に近い。したがって、大企業と中小企業間の下請取引の際には、大企業が取引上

優越した地位を利用して不当に技術情報の提供を求めることが多い。

したがって、取引対象である大企業から口頭で技術資料提供を求められたときは、技術資料の名称及び範囲、要求目的、要求日、引渡し日、引渡し方法、秘密保持に関する事項、権利帰属関係、技術資料の対価等を記載し書面化された技術資料要求書の交付を要求する必要がある。

また、技術資料提供合意の際は、技術資料の使用態様及び範囲の使用対価の有無及び金額、提供された技術資料の秘密保持義務等について書面化された合意書を作成する必要がある。一方、2021年8月17日に公布された改正下請法（2022年2月18日施行予定）においては、下請事業者が親事業者に対し技術資料を提供する場合、親事業者が下請事業者と技術資料について秘密保持契約を締結するよう義務づけている。

もし大企業が書面化された技術資料要求書を交付しない、あるいは技術資料要求書で規定した技術資料の範囲外の技術資料を要請する場合、正当な事由のない技術資料の提供に該当し、下請法第12条の3第1項に規定された、正当な事由のない技術資料の提供に該当することを抗弁することができる。

また、大企業が書面化された合意書に規定された秘密保持義務に違反して技術を利用、あるいは第三者に利用させた場合、又は技術提供の目的から外れて技術資料を活用する場合などは、下請法第12条の3で規定している技術資料流用行為に該当することを抗弁することができる。

(3) 韓国内支社と本社間の営業秘密共有方法

韓国内支社と日本本社間の営業秘密共有の際は、外部流出が相対的に容易な電子メールを利用するより、前述のようにDRMシステム、統合認証権限管理システム(EAM)や知識管理システム(KMS)を利用して共有することが望ましい。

韓国内支社と日本本社間において海外出張などを通じて営業秘密を共有する場合、次のような措置³¹を取る必要がある。

[表15]

段階	状況	規則
出国前	事前準備	不要なハードウェアや情報は持たず、すべての情報はバックアップしておき、ハードウェアには8文字以上のパスワードを設定。 ハードウェアに入っている情報は全て暗号化し、ファイアウォールプログラムを設定。
	手荷物発送	ハードウェアは常に携帯し、本体やケースにパスワード、電話番号などを記録しない。 無認可の個人用ノートパソコンの使用及び携帯を禁止する。 ハードウェアにセキュリティシールを貼り付ける。
出張中	ホテル利用	ハードウェア、USBは常に携帯し、ホテルの客室など

³¹ 中小企業のためのR&Dセキュリティマニュアル、中小企業技術情報振興院の情報システム支援室

		に放置しない。
	公共施設利用	業務上のセンシティブな情報については言及せず、意図が不明な質問等には無視するか、あるいは明確でない回答に一貫する必要がある。
	秘密転送及び口外	秘密やセンシティブな情報を転送する際は現地のパソコン、ファックスや電話を使用しない。
帰国後	秘密転送及び口外	帰国後早期にハードウェアのパスワードを変更。出張中に使用したハードウェアについては悪性プログラムがインストールされていないか確認。

1.3 法的保護を受けることができる営業秘密保護管理体系の構築

営業秘密保護法による法的保護を受けるためには、営業秘密保護法上の営業秘密の成立要件を満たす必要がある。特に営業秘密として認められるためには、秘密管理性の認定の有無が重要である。韓国では、累次の改正を通じて秘密管理性の認定要件を緩和し続けているが、現在まで大法院で行われた判決を見てみると、秘密管理性が否定され、訴訟が棄却される事例が少なくない。

秘密管理性の認定要件に関して、韓国大法院の判例は「その情報が秘密と認識され得る表示をするか、告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限するか、その情報にアクセスした者に秘密遵守義務を課すなど、客観的にその情報が秘密に保持管理されているという事実が認識可能な状態であること」³²と判示している。

上記の判決は、2015年改正以前の旧法上、「相当な努力により秘密として保持」されることの意味を説いたものであるが、改正以降の判例の傾向からみて、上記の判断基準に大きな変化はないものと考えられる。

したがって、営業秘密保護法の保護を受けることができる営業秘密として認められるためには、営業秘密保有者の単なる主観的意思だけでは足りず、客観的にその秘密管理の有無が表出されることが重要である。

そのためには、営業秘密保護体系を構築するにあたって、以下の3点が遵守される必要がある。

(1) 営業秘密の指定及び表示

当該情報にアクセスする者に対して、それが営業秘密であることを認識できるよう文書に表示を付す等の措置

(2) アクセス権者の制限及び営業秘密保護義務の賦課

当該情報にアクセスできる者を制限したり、既にアクセスした者から取得した情報を個人的に使用・公開することに一定の制限を加える（秘密保護協定等を締結）

³² 大法院2008. 7. 10. 判決2008ド3435判決

(3) 物理的制限

当該情報を一定の場所等に保管し、そのアクセスが認められる者以外は物理的にアクセスを制限(保管場所に施錠、パスワード等を設定)

2. 営業秘密保護センターの営業秘密管理システムの導入

資金力や技術力に欠ける中小企業が、上記の営業秘密管理体系を構築することは容易ではない。したがって、韓国特許情報院では、このような中小企業の困難性に対して援助をするため、営業秘密登録・等級付与、取扱人員・権限及び履歴管理、セキュリティ誓約書管理、原本証明などの営業秘密管理機能を実現して開発した営業秘密管理システムを提供している。

2.1 システムの構成及び利用方法

(1) システムの構成

営業秘密管理システムは以下のような機能を提供する。

[表16]

秘密文書管理	アクセス権管理	人材管理	履歴・統計管理	マイページ
営業秘密資料の登録・修正・搬出、営業秘密原本証明サービスの連携	利用者別権限設定及び利用グループの構成、総管理者の指定	組織内の利用者登録、管理者有無の指定、誓約書の徴求及び管理	利用者別営業秘密資料取扱履歴照会、登録・閲覧・修正・搬出に関する統計確認	自身がアクセス可能な営業秘密資料の確認、同一アクセス権を持つ利用者の確認

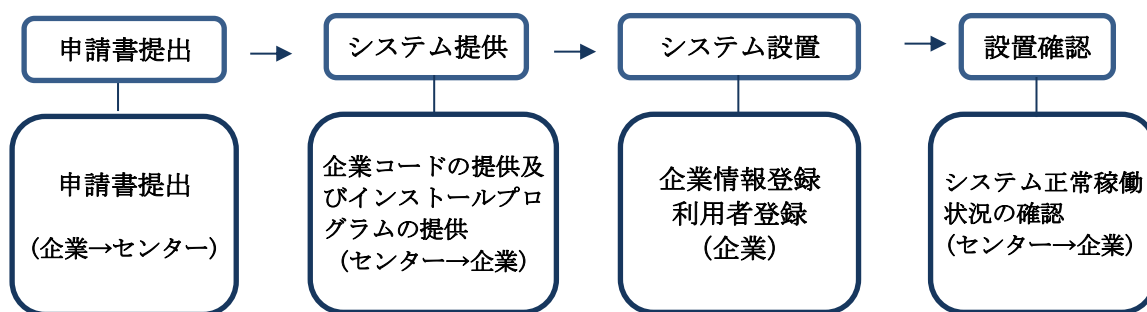
(2) サービス申請

営業秘密標準管理システムの利用を希望する者は、営業秘密保護センターホームページの営業秘密管理システム申込ページ³³から申請できる。

(3) サービスの利用手続き

営業秘密管理システムは以下のような手続きに従って利用できる。

³³ <https://www.tradesecret.or.kr/info/systemIntro.do?gb=331>



(4) システムの使用方法

企業内総括管理者のパソコン及び利用者のパソコン内に営業秘密保護センターが提供するエージェントプログラムを設置することにより、営業秘密資料の登録及び管理が可能となる。この場合、総括管理者のパソコンとつながっているウェブサーバーに営業秘密を保存することとなる。

また、余備のパソコンを保有する場合は、当該パソコンに営業秘密保護センターから提供するウェブサーバープログラムを設置し、当該ウェブサーバープログラムに接続されたウェブサーバーに営業秘密を保存する。

2.2 長所

(1) 営業秘密の保護及び管理コストの削減

営業秘密保護システム構築のためのサーバ・商用ソフトウェアの導入又は独自ソフトウェア開発等のシステム構築費用は不要であり、営業秘密保護センターから提供する原本証明サービスを併せて利用する場合、実質的に無償で利用できる。

(2) 秘密管理性の立証が容易

営業秘密管理システムを通じて、秘密取扱記録、秘密アクセス権、従業員誓約書、最近の動向記録等の営業秘密管理履歴を生成・保管することにより、今後営業秘密流出に係る訴訟において、当該技術が秘密として保持された情報であることの立証が容易となる。

また、営業秘密利用についての権限設定により、保有者及び取扱者のみが秘密情報の取扱いが可能であるという部分立証が可能であるため、当該技術の非公知性を立証しやすくなる。

(3) 利用者の認識を改善

営業秘密管理システムの活用を通じて、秘密流出に対する職員の警戒心を高め、営業秘密に対する認識転換のきっかけを作ることができる。

2.3 利用費用

営業秘密管理システムの場合、営業秘密保護センターの支援事業の利用実績³⁴があれば無償で提供され、利用実績のない企業は加入費10万ウォンで利用できる。

ここでの加入費10万ウォンは営業秘密保護センターから提供する原本証明サービスの利用が可能な10万ポイントとして払い戻される。したがって、原本証明サービスの利用の際は、実質的に無償で営業秘密標準管理システムの利用が可能になる。

3. 営業秘密の登録

3.1 技術資料任置制度の活用

技術資料任置制度は、中小企業が開発したソースコード及び生産方法など技術関連資料を政府が指定した信頼性のある第三者機関（大・中小企業・農漁業協力財団）に任置した後、契約手続きによって委託企業に任置された技術資料を交付・管理することである。

(1) 所管機関及び法的根拠

技術資料任置制度は、大・中小企業の共生協力の促進に係る法律第24条の2に基づくもので、大・中小企業・農漁業協力財団の技術任置センターが技術資料の保管及び交付を担当する。

技術資料の任置は、契約当事者間の合意により進めることができ、契約書によらない限り当該制度を利用する義務はない。

(2) 任置契約の類型

(a) 多者間任置契約

中小企業が多数の大企業に技術を納品・供給する場合、まず中小企業と大・中小企業・農漁業協力財団が任置契約を締結した後、多数の大企業が契約に編入できる契約類型である。

(b) 三者間任置契約

特定企業との特許ライセンス契約のように、中小企業が単一の大企業に技術を納品・供給する場合、中小企業と大企業及び大・中小企業・農漁業協力財団の三者が合意して任置契約を締結する契約類型である。

³⁴営業秘密保護コンサルティング、企業訪問教育、初動対応法律諮問、原本証明サービス、統合管理支援プログラム

(3) 技術資料任置の対象

(a) 技術上の情報

施設及び製品の設計図/物品の生産及び製造方法、物質の配合方法/研究開発報告書及びデータ、ソフトウェアソースコード及びデジタルコンテンツなど

(b) 経営上の情報

企業の運営及び管理に関する機密書類(財務、会計、人事、マーケティング、労務、生産)、企業の売上に関する機密書類(原価、取引先、各種報告書及びマニュアル)

(c) 産業財産権に関する情報

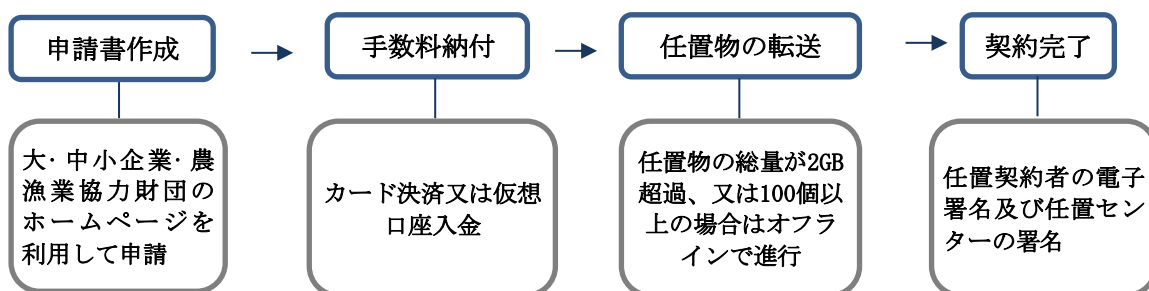
特許権、実用新案権、デザイン権などの産業財産に関する情報

(4) 利用方法

(a) 企業会員加入及び汎用共同認証書の登録

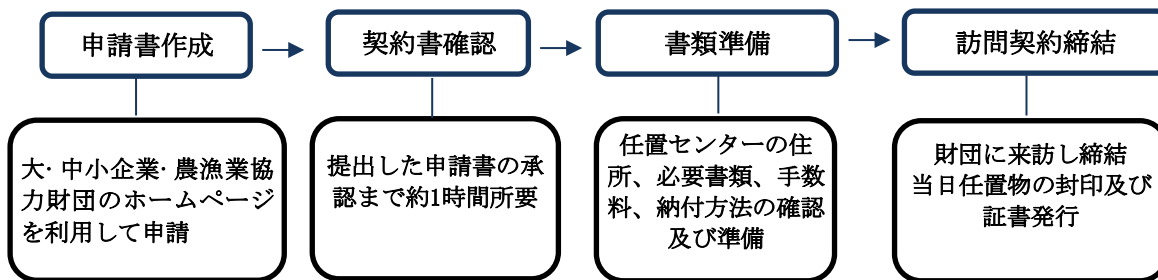
大・中小企業・農漁業協力財団の会員登録ホームページ³⁵で会員登録後、使用が可能である。加入の際には汎用共同認証書が必要で、汎用共同認証書の発行及び使用が困難な場合は、技術資料任置センター事務室に来訪し、オフラインでの契約締結も可能である。

(b) オンライン利用(大・中小企業・農漁業協力財団のホームページを利用)



(c) オフライン利用(大・中小企業・農漁業協力財団を訪問し、契約締結後に任置)

³⁵ <https://kescrow.or.kr/tems/mem/terms2.do>



(4) 技術資料の交付手順

技術資料が任置された後、技術資料の交付条件が発生した場合、委託企業の技術資料の交付要求によって、任置機関である受置人は技術資料を委託企業に交付する。

共生法第24条の2第2項において、任置物の交付要請の条件を挙げているが、委託企業は、次の4つの条件のうちいずれか一つが発生した場合、任置機関に任置物の交付を要請することができる。第一に、受託企業が同意した場合、第二に、受託企業が破産宣告を受けたり解散決議をしてその権利が‘民法’又は他の法律によって消滅した場合、第三に、受託企業が事業場を閉鎖して事業が不可能な場合、第四に、委託企業と受託企業が協議して定めた交付条件に合致する場合などを明示している。

(5) 任置手数料

[表17]

契約類型	手数料(件/年)	備考	
新規	(一般) 300,000ウォン/年 (減免 ³⁶) 200,000ウォン/年	類型別新規技術資料任置契約	ただし、5年以上任置契約を締結する場合、手数料の1/2減免
	(一般) 150,000ウォン/年 (減免) 100,000ウォン/年	維持中の任置契約の更新	
編入	50,000ウォン	既存の両者間契約に使用者が編入する場合	
追加	50,000ウォン	技術資料の追加事由が発生し、任置物として追加	

(a) 技術資料の安全な利用保障

技術任置サービスを利用すれば、技術開発企業が破産や廃業又は自然災害により技術を滅失した場合でも、使用企業が任置機関により任置された技術の交付を受け、メンテナン

³⁶ 青年創業企業バウチャー事業の対象

スを行うことができる。

(b) 技術奪い取りの防止

任置された技術資料は所定の交付条件発生に限り委託企業に提供される。従って、中小企業が大企業との取引の際、技術任置サービスを利用すれば、委託企業である大企業が取引上優越的な地位を利用し、受託企業である中小企業を相手に任置された技術情報を奪い取る行為から技術開発企業を保護することができる。

(c) 知的財産権の保護及び費用削減

技術開発企業の立場において、技術任置サービスを利用すれば、知的財産権を使用企業に譲渡することなく、基盤技術として保有したまま、既存技術の修正補完により新たな技術開発ができ、費用削減の効果が期待される。

技術を使用する企業においても、技術開発企業から知的財産権の一切を引き受けることに比べ、低コストで技術を利用することができ、費用削減の効果が期待される。

(d) その他

日本企業が自社の製品を韓国に輸出する際、韓国企業が日本企業からの技術提供が中断される可能性を懸念して契約締結を敬遠する場合、技術任置契約を通じて問題を解決することができる。

また、任置時点を通じて技術保有時点を間接的に類推できるため、技術開発及び保有時点が争点となる営業秘密関連の訴訟や先使用权の立証が必要な訴訟などにおいて、有力な立証資料として活用可能である。

(6) 技術資料任置制度の限界

取引上優位な立場にある委託企業が任置機関と両者契約を通じて技術資料を任置した場合でも、自らの優越的な地位を利用して受託企業に任置物の交付を直・間接的に強要する場合、取引を継続しなければならない受託企業としては、委託企業の要求に同意せざるを得ない、現実的な問題点が依然として存在する。

なお、大・中小企業共生協力促進に関する法律第28条第1項第4号³⁷によると、技術資料の任置について委託企業と受託企業間とで紛争が発生した場合には、中小企業庁長に紛争調停を要請することができる。

37 第28条(紛争の調停) ① 次の各号の事項について委託企業と受託企業又は中小企業協同組合間に紛争が生じたときには、委託企業・受託企業又は中小企業共同組合は大統領令で定めるところにより、中小企業庁長に紛争調停を要請することができる。

1. 第21条による約定書及び物品受領証に関する事項
2. 第22条による納品代金の支払などに関する事項
3. 第23条による物品などの検査に関する事項
4. 第24条の2による技術資料の任置に関する事項

3.2 営業秘密原本証明制度の活用

営業秘密原本証明制度は、企業が保有している技術資料の原本性を立証する制度である。企業が保有しているコア技術は、自社が保管し、当該ファイルの生成時点などを立証できる暗号化されたファイルのみを第三者機関に保管しておくことにより、企業が保有している電子文書の生成時点及び原本の存在の有無について第三者機関が証明する制度である。

(1) サービスの概要

営業秘密原本証明サービスは、営業秘密が盛り込まれた電子文書は企業や個人が保管しながら、タイムスタンプ(time stamp)³⁸ という電子的技術を用いて、電子文書から抽出された電子指紋(hash code)³⁹ をタイムスタンプ発給機関が保管し、必要時にはタイムスタンプ発給機関が保存している電子指紋と電子文書に発給されたタイムスタンプとを比較することにより、その生成時点と原本であるか否かを確認する方式である。

(2) 所管機関及び法的根拠

このサービスは、韓国特許庁傘下の「韓国特許情報院(www.tradesecret.or.kr)」の営業秘密保護センターにおいて運営されており、原本証明機関の法的根拠は、営業秘密保護法第9条の3である。

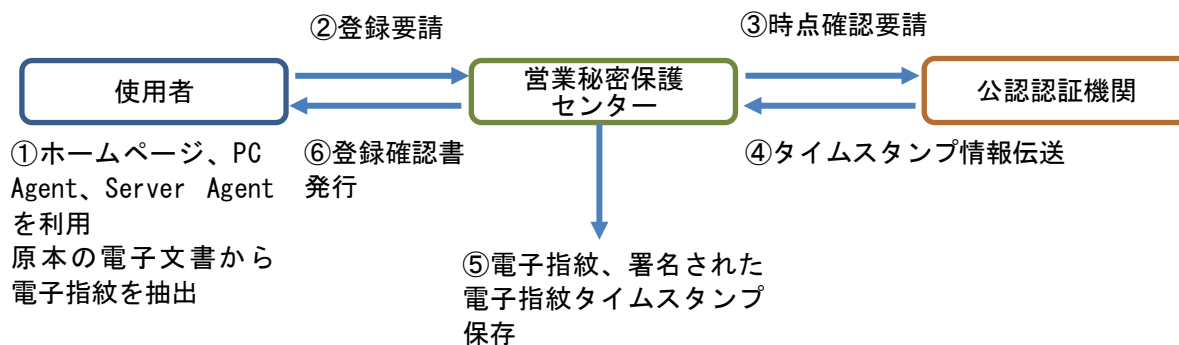
(3) サービスの種類

(a) 原本登録サービス

使用者がシステムに電子文書を登録要請すると、電子文書から抽出した電子指紋と公認認証機関の時間情報によって当該営業秘密の存在と保有時点を営業秘密保護センターに登録するサービスである。

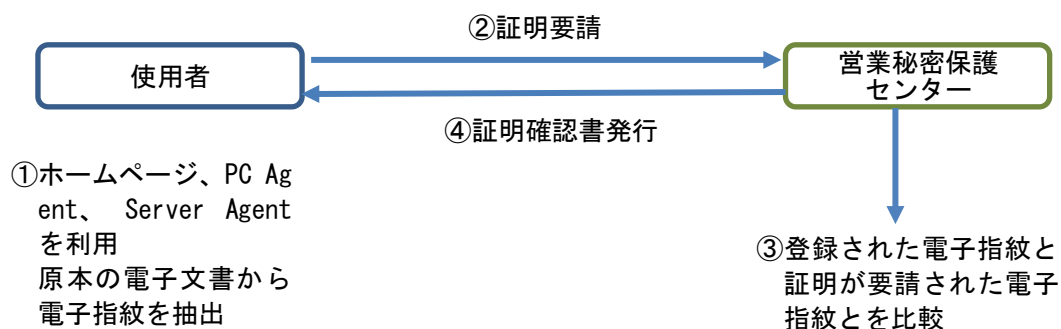
³⁸ ある時点にデータが存在していた事実を証明するために、特定の位置に表示する時刻で、共通に参考とする時刻について時間の起点を表示する時間変化パラメータ。

³⁹ 電子文書から乱数を生成する手法によって生成される値で、電子文書が修正されれば他のコードが生成され、ハッシュコードを元の電子文書に戻すことはできない。



(b) 原本検証サービス

使用者が保有している電子文書の原本証明を要請した場合、当該電子文書から電子指紋を抽出し、営業秘密保護センターで保管中の電子指紋と比較して原本であるか否かを検証するサービスである。



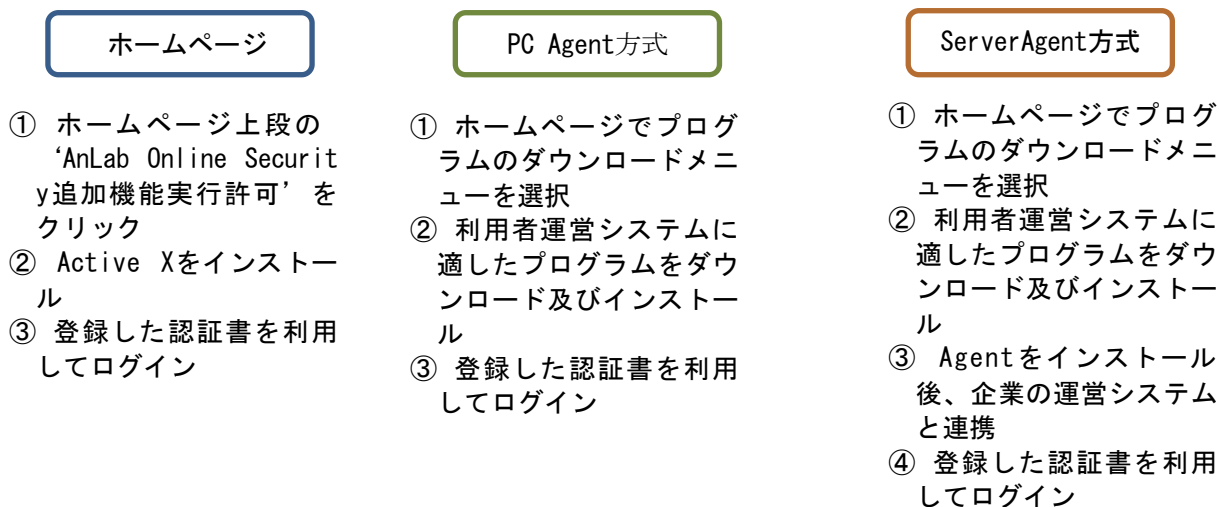
(4) サービスの利用方法及び手順

(a) サービス登録方法

営業秘密原本証明サービスを利用するためには、まず韓国特許情報院のホームページ(www.tradecret.or.kr)を通じて会員登録し、会員登録後、ホームページ内の[認証書の登録]を選択して加入時に付与されたパスワードと事業者登録番号又は住民登録番号を入力し、保有している汎用又は金融専用認証書を登録する。

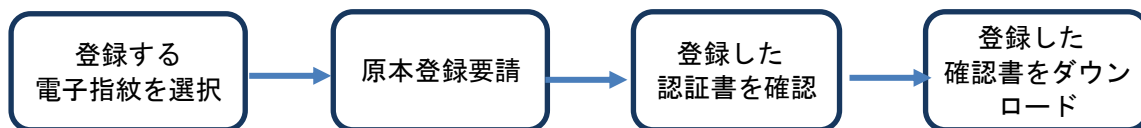
(b) サービスへのアクセス及び利用方法

使用者は、営業秘密原本証明サービスのホームページに直接アクセスして利用する方法、別途システムがない中・小企業又は個人の利用者の場合は、Agentを直接自身のパソコンにインストールして利用するPC Agent方式、又は企業の既存運営システムと連動して原本登録及び原本検証サービスを直接利用するServer Agent方式のうち、いずれか一つを選択して利用する。

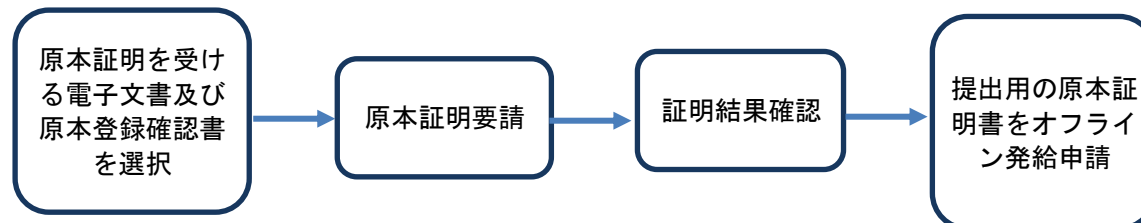


(c) サービスの利用手順

① 原本登録サービス



② 原本証明サービス⁴⁰



(5) 費用

[表18]

	区分	単価	備考
原本証明サービス	新規登録	10000ポイント ⁴¹ /(件・1年)	新規原本登録時
	維持登録	3000ポイント/(件・1年)	維持期間内の更新時
	割増維持登録	9000ポイント/(件・1年)	維持期間終了後6ヶ月以内の更新時

⁴⁰ 原本証明書は法院提出の用途に使われ、オフラインでのみ発給可能。ただし、原本登録確認書はマイページを通じてオンラインで確認可能。

⁴¹ 事前購入後に利用可能(1ポイント=1ウォン、付加価値税込み)

原本証明書の発給	30000ポイント /(件・1年)	
----------	----------------------	--

(6) 長所

(a) 訴訟での立証責任の緩和と証拠資料の確保

原本証明サービスを利用すると、特定時点に特定の営業秘密が存在していたという事実の立証が容易になり、営業秘密保持者の立証責任が緩和される。特に、他社へ転職した職員による競合他社への営業秘密流出行為のように、営業秘密間の生成順序や完成時点に関する事実関係が争点となる事案では重要な証拠資料として活用できる。

(b) 営業秘密流出行為の事前予防

営業秘密に対して原本証明を受けておけば、以後企業内の役職員による営業秘密の流出時に、タイムスタンプを利用した検証手続きを通じて営業秘密侵害の責任を問えるため、営業秘密の流出行為を事前に防ぐ効果がある。

(c) 営業秘密の秘密保持性の立証が容易

営業秘密原本証明サービスを利用する場合は、営業秘密保護法上の保護対象である営業秘密として認められるための秘密保持性を立証しやすくなる。

(d) 先使用权の立証が容易

企業が秘密裏に開発している技術について、他人が特許出願して登録された場合は、登録特許権によって該当技術の実施が制限されることがある。この場合、企業が開発している技術に対し営業秘密原本証明サービスを利用して原本証明を受けておけば、他人の登録特許の出願時点以前に当該技術を保有していたということを容易に証明することができ、先使用权が認められる可能性が高い。

(7) 原本証明サービス制度の限界

(a) 営業秘密立証の問題

営業秘密原本証明サービスは、営業秘密の生成時点に関する証明のみをサービスするための制度であって、登録した電子文書が営業秘密に該当するかどうかを立証するサービスではない。したがって、原本の内容が営業秘密に該当するかは企業自らの判断が必要であり、これを法廷で立証することは依然として困難を伴う可能性がある。

(b) 利用手続き上の問題⁴²

⁴² 韓国特許庁、企業の技術流出防止のための営業秘密管理方案及び保護制度の研究、2011.12.

営業秘密原本証明サービスでは、営業秘密それ自体は該当機関に任せず、企業自らが保管しているため、流出防止のための徹底した管理が必要である。

また、企業内部の人材、システム障害などによって保管していたデータに損傷が加わった場合、原本とはハッシュコード値が変わり、原本時点の立証が困難になるという問題点がある。

現在、営業秘密原本証明サービスでは、電子文書1件当たり一つの電子指紋のみを持つことになる。したがって、企業の持続的な技術開発を通じてその内容が修正・変更される場合には、その度に新しい電子指紋を抽出しなければならず、原本登録のために同一の手続きを繰り返さなければならないという煩わしさがある。

第 2 章 管理体制整備のステップ 1—管理体制の現状の確認

1. 現状把握の必要性

営業秘密管理体制を導入し、維持するには多くの時間と人員及び費用が必要となる。特に必要となる人員、費用等は、どのような情報まで営業秘密として保護するのか、及びどのレベルまで営業秘密保護体系を構築するのかによって大きく変わることになる。

従って、企業は競合他社に比べて優位を確保できる強みとなる情報を選定するため、まず自社が保有している情報を把握することが重要である。すでに公知の情報や競合他社に比べて技術的優位を確保できない情報まで管理体系内に置くことは、人的・物的浪費であるためである。

また、目標とする営業秘密の管理水準を設定し、現在企業が保有している営業秘密保護管理体系を把握し、整備が必要であったり、新たな体系の導入が必要な部分を適切に判断する必要がある。

例えば、営業秘密保護法による保護を受けられる水準(秘密管理性)の管理体系を目指すのか、そうでなければ、営業秘密の流出を根本的に防止できる程度の高水準の管理体系を目指すのかを決定する必要がある。

また、各営業秘密ごとに下記のようなセルフチェックリストを作成し、各項目ごとに現在の管理レベルを把握することにより、補完が必要な項目を発見することが重要である。

一方、韓国における営業秘密保護法違反事件の無罪率が19.8%⁴³(全刑事事件の無罪率3.4%)と高く、民事訴訟によって認められる損害賠償額が高くなく、一度流出するとその損害の原状回復が事実上不可能な営業秘密の特性を考慮すると、営業秘密保護法上の秘密管理性が認められる水準を超えて、営業秘密の流出を根本的に防止できる高い水準の管理体系を構築することが求められる。

⁴³ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律判決文の分析研究、特許庁、2020

2. セルフチェックシート

[表19]

カテゴリー	項目
政策管理	<input type="checkbox"/> 営業秘密の対象に対してアクセス統制基準を持って統制し、権限変更及び調整時にアクセス権限を回収している。
	<input type="checkbox"/> 毎年1回以上全従業員に対して定期的に営業秘密教育を実施している。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密管理規程が社規に盛り込まれており、その遵守の可否を毎年監査している。
	<input type="checkbox"/> 社内又は部署別に営業秘密の管理責任者が指定されている。
取扱管理	<input type="checkbox"/> 会社の重要情報や資料等を管理台帳に営業秘密として登録している。
	<input type="checkbox"/> 登録された営業秘密文書の表紙や電子文書フォルダなどに秘密である旨が表示されている。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密が記録された媒体を他の文書と区別して保管、あるいはアクセス制限措置された情報システムに保管している。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密の登録、配布、閲覧、印刷、社外への持ち出し、保管など全般的な管理状況を電子情報システムで記録管理している。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密へのアクセス権を持たない者は管理責任者の許諾を得て閲覧・使用し、その事実を閲覧記録表等に記録している。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密の複製・印刷を原則禁止、あるいは制限している。
	<input type="checkbox"/> USB、PC、金型、試作品等営業秘密の社外持ち出し及び回収に対する許可手続きを備え、それらを遵守している。
<input type="checkbox"/> 営業秘密の廃棄方法が規定されており、その方法通りに実行している。	
人的管理	<input type="checkbox"/> 定期的又は年俸交渉時又はプロジェクト参加時、退職時に営業秘密保護誓約書を徴求して保管している。
	<input type="checkbox"/> 外部者(協力会社、コンサルティング、契約者等の取引者など)に対する営業秘密公開/閲覧が必要な場合は、秘密保持契約締結又は誓約書を徴求している。
	<input type="checkbox"/> 従業員に対する営業秘密保護義務を社規で規定している。
	<input type="checkbox"/> 退職後、一定期間まで退職者の動向を管理。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密管理規程違反時の懲戒規定を備えており、実際にこれを適用している。
物理的管理	<input type="checkbox"/> 重要施設を統制区域に指定し、施錠装置などで出入りを統制している。
	<input type="checkbox"/> 外注業者、アウトソーシング業者、契約者などの協力会社の従業員の立入制限手続きが確立されている。
	<input type="checkbox"/> 統制区域などすべての重要施設に監視装置が設置されている。
	<input type="checkbox"/> カメラ、モバイル付カメラ、カメラ付製造装置、USB・電子記録媒体等営業秘密窃取装置の持ち込みが統制されている。

通信セキュリティ	<input type="checkbox"/> サーバ及びデータベースのセキュリティ設定を定期的に(半期以上)点検し、措置している。
	<input type="checkbox"/> 個人携帯PCや電子的記録媒体の使用・管理手順が定められ、秘密用として登録されたメモリのみ使用可能。
	<input type="checkbox"/> 営業秘密はセキュリティ措置なしに電子メールで発送できないように社規で定め、発送容量を制限している。
	<input type="checkbox"/> パスワードは3ヶ月基準で変更し、点検している。
	<input type="checkbox"/> スクリーンプロテクターに暗証番号が設定されており、離席すると自動的に動作するように設定されている。
	<input type="checkbox"/> 内部営業秘密保管サーバと外部ネットワークが区分されており、外部から内部ネットワークへのアクセスには認証が必要。
	<input type="checkbox"/> ログを記録し、営業秘密情報を保管している。

第3章 管理体制整備のステップ2 - 営業秘密情報の洗い出し及び重要度の区分

1. 営業秘密情報の洗い出し

1.1 競合他社に比べて強みとなる情報の把握

自社が保有している情報の内容を把握した上で、把握された情報のうち競合他社に比べて自社の強みとなる情報を把握する。

具体的には、企業競争力の基盤となる製品やサービスを特定し、それを引き出す企業業務の各プロセス、すなわち生産、販売、その他企業活動等において重要な情報を分析することにより、自社の強みとなる情報を把握することができる。

1.2 営業秘密として管理する情報の特定

また、自社が強みを持っている情報を抽出した上で、当該情報を特許権等排他的権利を確保するために出願するのか、それとも自社の優位性を確保するために営業秘密として管理するのかを判断する必要がある。

例えば、入手した製品のリバースエンジニアリングを介して比較的容易に知り得る情報（機構の内部構造など）については、営業秘密として保護するより特許権を取得した方が有利である。また、リバースエンジニアリングを介して容易に知り得ることはできないが、一旦情報の内容を入手すると容易に類似製品を生産できるような情報（製品検査工程、成分配合比率等）については、特許権を取得するより営業秘密として管理する方が望ましい。

1.3 情報の分類

また、営業秘密として管理する情報を特定した後は、営業秘密リストを作成する。営業秘密リストをデータベース化することは、以後の営業秘密管理体系を構築する上で大前提となり、会社所属の構成員に営業秘密の概念と管理の必要性を喚起させる上で重要である。

営業秘密リストを作成するに当たっては、当該情報を技術上の情報と営業上の情報に分類してそれぞれリストを作成しても良い。ここで、技術上の情報とは、工業技術に使われるすべての技術をいうものであり、経営上の情報とは、顧客名簿、顧客の管理方法、財務管理技法等を意味する。各分類によって必要となる管理体系の水準や人的・物理的措置が異なってくるので、営業秘密をその種類に応じて適切に区分して整理することは、今後の管理体系の構築において重要な意味を持つ。

また、自社が保有している営業秘密を分類してリストを作成する際には、当該営業秘密をどのような形で保有しているのかを把握することが営業秘密保護体系のうち物理的措置の立案に役立つ。

例えば、営業秘密の保有形態を、書類、記録媒体、パソコン、サーバ、ネットワーク等

に整理しておけば、営業秘密保護体系を構成する際に、各営業秘密毎に特定の物理的措置を設定(通信セキュリティ、パソコンセキュリティ、統制区域の設定等)することに役立つ。

2. 重要度の区分

前述のように、企業が保有する情報をすべて営業秘密として保護することは、莫大な人的・物的資源の浪費につながる。

したがって、営業秘密として管理されなければならない情報が膨大であり、各情報ごとに重要性に差がある場合には、各営業秘密ごとにその重要性に応じて等級をつけ、異なる水準の管理体系を構築することが望ましい。

等級算定時には、営業秘密として特定された各情報について、①当該情報の創出及び維持費用、②算出情報の水準、③情報活用量、④内部活用効果、⑤外部流出危険の5つの要素を評価して配点した後、評価点数の順で営業秘密等級をつけることができる。

例えば、以下のように「極秘」、「秘密」及び「社外秘」の3段階に営業秘密の等級をつけ、各等級によって異なる管理水準を適用することができる。

[表20]

極秘	経営において極めて重要かつごく限られた関係者のみが見ることができる情報
秘密	極秘に該当するほど重要な情報ではないが、その情報の組合せによって企業の経営に大きな脅威となり得る情報
社外秘	一般的な情報であるが、外部流出時に悪用の恐れがある情報

ただし、「極秘」に分類される情報があまりにも膨大になると、管理コストが上昇し、実効性が低下することになるため、営業秘密と特定された情報は基本的に「秘密」に分類し、その中で重要度の極めて高い一部の情報のみを「極秘」に設定することが望ましい。また、その特性上、変更が頻繁であり、アクセス可能な社員の範囲を制限することが望ましくない情報については、「社外秘」として設定することが望ましい。

第4章 管理体制整備のステップ3—管理体制の整備

1. 担当部門・担当者の設置

管理体系の構築のためには、営業秘密保護管理の基本方針を文書化し、それを実現するための具体的な実施計画を設定する必要がある。また、設定された管理方針に準じて、具体的な物理的措置、人的管理を実行するための管理部門と管理責任者を選任し、その地位及び権限を具体的に文書化する必要がある。

管理部門の担当者は、営業秘密保護体系の物理的措置及び人的管理等の各部門の実務を担当する。そして、管理責任者は、営業秘密管理の実効性を担保するため、管理部分の担当者の任務実施状況を周期的にチェックし、可能な限り定期的に内部点検を行う。そして、点検の結果、潜在的な問題を発見した場合、点検項目と対象を再検討し、これを補完する。また、定期的に全従業員に対して教育研修等を行い、営業秘密管理方法と手順を従業員に周知させることが望ましい。

一方、韓国内の営業秘密侵害事例がほとんど内部者を通じて発生しているという点を考慮すると、日系企業の韓国国内支社や事業所などについては、可能な限り本社職員が営業秘密管理責任者となり、韓国人スタッフを担当者に任命することが望ましい。ここで、管理責任者は持続的な点検及び教育の主体となることとし、一般的な管理業務は韓国人担当者に一任することが望ましい。

また、韓国国内で営業秘密流出動機の大部分を占めるのが金銭的誘惑や個人営利(78%、2014年技術流出統計)であるという点を考慮すると、韓国人職員が管理責任者に選任された場合には、別途のインセンティブ提供などにより、退社時に在職中に知り得た機密流出禁止などのセキュリティ措置を実施することが望ましい。

-実際の事例（ソウル中央地方法院 2008. 3. 19. 2007カ合3903決定）

A社は、該当業務に関連する文書、ファイルなど各種資料を営業秘密として管理するためにセキュリティ規定を策定し、内容が公開されることで会社の利益を害するおそれのある秘密を、その重要性によって「重要秘」又は「社外秘」に分類して管理し、業務上直接関連のある者のみ文書や資料にアクセスできるようにし、秘密の複製、搬出、個人の保管等を禁止した。

また、セキュリティ担当官を任命してセキュリティ業務を専門担当させ、部署内のセキュリティ責任者を任命し、職員に対して随時セキュリティ教育とセキュリティ点検を実施する。

2. 人的(従業員、退職者など)管理

これまで韓国で蓄積されてきた判例の内容を検討すると、営業秘密の認定要件の中で秘密管理性を認めるにあたり、制度的システムや物理的措置に比べて人的管理をどのようにしたかを圧倒的に考慮している。これは人的管理の場合、その内容がほとんど文書化されており、当事者の義務を規定した契約の形態を持っているため、立証が容易であり、その法的効力を認めやすいからである。したがって、営業秘密保護体系においては人的管理の

重要性が最も大きいといえる。

2.1 入社時の管理

営業秘密と直接関連のある研究・開発部署及び営業秘密管理職員に対しては、入社時に営業秘密遵守誓約書と、転職及び退職時に使用・公開禁止及び競業禁止誓約書を徴求しなければならない。このような誓約書には、①対象となる情報の範囲、②秘密保護義務及び付随義務、③例外規定、④秘密保護期間、⑤在職時に創出した営業秘密の所有権帰属主体、⑥違反時の措置などが含まれ得る。

一方、新規職員が職務経験者である場合に、当該職員が自発的に前職の営業秘密を転職後に漏洩する場合、営業秘密侵害で提訴されることがあり得る。したがって、職務経験者の採用にあたっては、前職在職時に結んだ営業秘密保護契約や競業禁止契約の内容を確認し、前職で営業秘密流出に関して警告措置を受けた例があるかどうかを確認する必要がある。

また、より望ましくは職務経験者の採用時、他社の営業秘密を承諾なしに自社内で公開又は使用しないよう誓約書を受け取っておくことが望ましい。上記の誓約書の存在は、将来的に営業秘密侵害で提訴される場合に重大な過失がないことを立証する証拠になり得る。

一方、誓約書を受け取った場合でも、依然として営業秘密流出の恐れがあると判断する場合、採用後一定期間は、前職と関連のない業務を任せ、リスクを下げる必要がある。

また、採用した職員が前職の営業秘密を使用していることが確認された場合、それ以降の使用行為は悪意による営業秘密侵害行為となり得るため、直ちに使用を中止させなければならない。

2.2 在職中の管理

韓国の場合、日本と異なり、社内業務の転換を通じて事務職と技術職の間で転換が頻繁に行われており、重要なコア事業の場合、社内各部署の人材を招集してプロジェクトチームの形態で短期間運用されることが多い。

したがって、セキュリティ課題に分類された研究開発を行う参与研究員に対しては、入社時に受けた営業秘密遵守誓約書に加えて、当該プロジェクトに係る別途の秘密取扱認可を受けておくことが望ましい。

また、プロジェクトに参加した研究員に対しては、その内容を人事カード等に記録し、当該研究員の転職や退職時に営業秘密保護措置を行うのに活用するものとする。

一方、韓国において在職者又は退職者による営業秘密流出事例を見ると、他社の懐柔による営業秘密流出の割合が40%以上を占めている。したがって、在職者による営業秘密流出を事前に防ぐためには、競合他社に比べ在職者の勤務環境を改善し、業務成果に対する強力な報奨体系の確立が重要である。

より具体的には、製品の構想段階から量産段階に至るまで段階ごとに報奨体系を確立し、技術開発の初期時点よりは量産時点に至ったときに報奨額を大きくすることがより望ましい。

2.3 退職者の管理

韓国での侵害事例を見ると、在職者によって侵害発生した割合(32.9%)より、退職者によって発生した場合(72.9%)がはるかに高い。韓国の場合、1997年のIMF通貨危機以来、産業構造や労働環境が変化し、勤労者集団の忠誠度が弱まり、企業間労働人材の移動性が強化されてきた。従って、退職者に対しても、在職中の従業員に準じて営業秘密保護義務を課す仕組みを構築する必要がある。

特に退職時には、退職者が勤務当時に接した情報の範囲を容易に確認できるため、入社当時に比べ保護義務が認められる営業秘密の範囲を特定しやすい。したがって、将来的に営業秘密流出による法的措置を取る際により有利になるよう、退職者に対しては、入社時に受け取った営業秘密保護誓約書とは別に、保護義務のある営業秘密の種類を特定した営業秘密保護誓約書を受け取っておくのが望ましい。そして、在職中に管理していた営業秘密関連書類と、業務用パソコン及び資料をすべて返却するようにし、退職者が使用していた社内イントラネットIDと電子メールIDは直ちに削除しなければならない。

一方、退職者に対しては、営業秘密流出防止のため、類似の職種に対する再就職を禁ずる競業禁止義務を課することができる。

韓国大法院の判例⁴⁴によると、競業禁止約がない場合も、侵害行為の禁止又は予防のため退職者に競業禁止措置を取ることができるとしている。ただし、判例によると、当事者間で具体的な競業禁止約の存在が認められない場合、会社の営業秘密を保護するため競業を禁止させる必要があるかどうかは、より慎重に判断しなければならない⁴⁵としているので、競業禁止義務をより確実に課するためには、文書化された誓約書を締結するのが望ましい。

一方、競業禁止約の有効性に関して、韓国大法院は、勤労者の職業選択の自由と勤労権保護の観点から、合理的範囲内の競業制限でなければ、その有効性を認めることができず、その有効性の判断は、①競業禁止約によって制限対象となる職種の範囲、期間、場所、制限の対価、②使用者の利益及び③公共の利益という3つの観点から判断することとしている⁴⁶。

したがって、競業禁止約を結びながら、過度に長期間の再就職を制限⁴⁷したり、制限される職種の範囲を過度に広く設定⁴⁸する場合には、有効性が否定されるおそれがあるので、留意しなければならない。

また、競業禁止期間の起算点については議論があるが、大法院では特別な事情がない限り、従業員の退職時を起算点としている。

⁴⁴ 大法院2003. 7. 16. 2002マ4380決定

⁴⁵ 水原地方法院城南支院2018. 11. 26. 2018カ合50314決定

⁴⁶ 大法院2010. 3. 11. 宣告2009ディ82244判決

⁴⁷ ソウル高等法院2011. 08. 01. 2010ラ384決定[仮処分異議]では、5年の競業禁止期限は、過度に職業選択の自由を制限するものだと判示した。

⁴⁸ ソウル中央地方法院 2018. 11. 1. 宣告2017ガ合559836判決

2.4 外国人職員の管理

外国人職員の場合、韓国人職員と比べて相対的に重要な技術や情報にアクセスする業務を担当する 경우가多く、相対的に企業に対する所属意識が薄いため、営業秘密の流出リスクが相対的に高い。

したがって、外国人職員に対して英文の秘密保持義務誓約書を受けとっておき、継続的に点検及び教育を行う必要がある。

また、韓国にある支社については、セキュリティ責任を担当する責任者はなるべく日本人を選任し、実務担当者に韓国人を選抜することがより望ましい。

2.5 教育

会社構成員のセキュリティ意識を養うためには、入社から退職まで全社員に対する営業秘密及びセキュリティ教育を継続的に実施する必要がある。

このような教育は通常、社内営業秘密担当部署で行うことになるが、内部人材が十分でない場合は、外部講師を招聘したり、営業秘密保護センターから提供するサービス(教育用動画など)などを積極的に活用する必要がある。

一方、教育終了後は、修了証を発行したり出席者の署名を受けたりするなど、教育が周期的に行われた事実を記録に残しておく必要がある。この場合、後で営業秘密流出による法的紛争が発生しても、会社が営業秘密保護のために相当の努力(秘密管理性)をしたという点を立証する証拠となり得る。

-実際の事例(大邱地方法院2005ガ合4332判決)

- ① A社の下記のような人的管理システムが認められ秘密管理性が認められた事件
- ② 営業秘密を維持、管理するために、職員に対して本件の機械及び設備ラインの部品、設計図面、製作プログラムなどを外部に流出しないようにする。
- ③ 社員に対して、営業秘密と関連技術情報など営業秘密について、在職中はもちろん退職後も秘密を遵守し、もしこれに違反した場合は、民事・刑事上の全ての責任を負うという内容の誓約書を請求する。
- ④ 取引先や外注業者に対しても、機械及び設備ラインの製作を依頼しながら、その設計図面及びプログラム等を外部に流出する場合、一切の民事・刑事上の責任を負うという内容の誓約書を交付する。

3. 物的(執務室、生産現場、パソコンなど)管理

3.1 統制区域の設定

生産現場、勤務室などの位置や特性を考慮して統制区域を設定できる。統制区域を設定する際には、取り扱う秘密の種類、量、施設の重要度に応じて、①共用区域、②一般区域、③制限区域及び④統制区域と設定し、重要施設は制限区域又は統制区域と設定し、設定さ

れた区域ごとに管理体系を別途構成する必要がある。

一方、各区域では、設定された区域の種類を表示することが望ましいが、施設の特性によっては、制限区域や統制区域を表示しないことがセキュリティ上有利となることもある。

3.2 勤務室の管理

韓国における営業秘密の流出形態を見ると、書類、図面の窃取が最も多く、電子メール等を利用したインターネット転送による流出、保存媒体による流出がそれに続いた。すなわち、韓国における営業秘密の流出は、営業秘密が記載された書類にアクセスが容易で、パソコンを活用しやすい勤務室で主に行われていることが分かる。したがって、勤務室からの営業秘密の流出を防止する管理体系を確実に構築することが重要である。

(1) 立入制限

職員に対しては、出勤時から社員証を規定の位置に着用するようにし、協力会社の職員、情報システム部の補修などの目的で定期立入する者に対しては、社員証とは異なる色の定期入館証を携帯するようにする。また、外部立入者は社内立入時に必ず事前予約するようにし、立入時の人的事項、目的、訪問対象職員などを記載するようにする。そして、臨時立入者についても社員証とは異なる色の臨時入館証を携帯するようにする。

一方、複数の勤務室の一部をその重要度に応じて統制区域として設定した場合、統制区域への立入者数を制限するため、社員証、定期入館証等に電子チップを組み込んだり、立入可能な区域によって入館証の色を別にする必要がある。

(2) 書類の管理

保管:営業秘密が記載された書類については、スタンプを押したりステッカーを貼ったりする方法等により秘密として管理される情報である旨を表示した後、少なくとも一般文書と切り離して二重に施錠装置が施された別途のキャビネット等に保管する。また、分離又は離脱可能な記録物は、総ページと一連番号を付記して、分離又は離脱から保護する。

搬出及び複製:営業秘密が記載された書類を搬出する際は、必ず部署長の許可を得るようにして、任意搬出を禁止する。書類の複製の際は、原本や別の記録台帳に複写日時、部数、配布先等を記載することを義務付ける。

回収及び廃棄:営業秘密が記載された書類については、復元できないよう完全に破碎し、複製本についても使用後は直ちに回収し、破棄することが望ましい。

(3) 電子媒体の管理

保管:USB等の記録媒体の場合、記録媒体自体にステッカーを貼付したり、営業秘密である旨を表示するデータを電子情報そのものに入れて、秘密として管理される情報である旨を表示する。また、書類と同様に、記録媒体自体も二重に装置が施錠された別のキャビネット等に保管する。

搬出及び複製:記録媒体に保存されたファイルについてはパスワードを設定する。より望ましくは、外部へ物理的に搬出できる記録媒体に情報を記録するよりも、ファイアウォールを有する自社サーバに記録し、一定の資格を有する内部者又は外部者がサーバを介して当該情報にアクセスできるようにする。そして、電子情報を書類で印刷出力する際には、ICカードと複合機とを連動させることにより、利用者及び印刷枚数を管理することが望ましい。

回収及び廃棄:営業秘密の電子データを使用・保管していたコンピュータ・サーバ等を廃棄する場合、データ復元が不可能になるように物理的な破棄を原則とし、記録媒体を再使用する際は、データを完全削除、フォーマット及び磁気消去後、再使用する。

3.3 生産現場の管理

(1) 勤務者の管理

携帯電話又はその部品などの小型製品の場合、研究開発のための試作品やサンプルを生産する生産ライン上で窃取した後、携帯して帰宅することで外部に流出するケースが多い。したがって、生産ラインへ出退勤する勤務者に対しては、手ぶら通勤を原則とする必要があり、出入口でこれを検査できる検査台を備えることが望ましい。

また、最近では、携帯電話を利用して生産ラインを無断で撮影した後、SNSなどを通じて外部に流出するケースが増えている。したがって、出退勤時に勤務者の携帯電話のカメラにはセキュリティステッカーを貼付させたり、現場でのカメラの作動、外部SNSへのアクセスなどを制限するセキュリティソフトウェアのインストールを義務付ける必要がある。

(2) 工場見学など外部立入者の管理

製品紹介・購買相談・工場見学などで企業を訪れる外部者も、相談又は見学過程で知り得た営業秘密を流出するおそれがある。したがって、工場見学の際にも、重要施設へのアクセスができないようにその動線を制限する必要がある。

一部外者による見学時に制限措置が行われず、秘密管理性を否定した外国の事例韓国内の事例ではなく、米国での営業秘密の紛争事例⁴⁹で、営業秘密だと主張する製造ラインにおいて定期的な見学を実施し、見学ルートに営業秘密だという表示もなかった場合、そして見学者に何の注意も払わず、専門雑誌に取材されて写真撮影まで行われた場合に対し、秘密管理性が否定された。

3.4 コンピュータの管理

(1) 個人パソコンのセキュリティ管理

⁴⁹ Motorola, Inc v. Fairchild Camera and Instrument Corporation et al. (1973)

職員がオフィスで使用するパソコンについては、ステッカーを貼り、取扱者及び管理責任者を指定し、周期的に点検する。一方、最近では、企業内部者の関与なしに、ランサムウェアや標的型攻撃メールといったサイバー攻撃により企業が保有している技術情報や営業情報を奪取する行為が新たな侵害類型として現れている。したがって、上記の侵害行為から営業秘密の流出を防止するため、次のような事項に留意する必要がある。

- パソコンセキュリティ用ソフトウェアのインストール
- ライセンスのない違法ソフトウェアの使用禁止
- ID及びパスワードの設定及び周期的な変更
- 個人パソコン別のスクリーンセーバー及び専用パスワードを使用(スクリーンセーバーの作動時間を20分前後に設定)
- ワクチンプログラムを利用して周期的に点検し、OSのセキュリティアップデートを迅速に実行
- パソコン内の重要文書については照会ができないように暗号化し、別のデータベースに保存

(2) 携帯用パソコンの管理

認可されていない個人用ノートパソコンの使用を禁止し、持ち運びできるノートパソコン内のハードディスクへの重要情報の保存を禁止する。また、業務上の目的で重要ファイルを保存する際には、必ずファイルごとにパスワードを設定するようにする。ノートパソコンの外部搬出時には部署長の認可を受けるようにし、搬出内訳は別途台帳に記録する。

また、パソコンには認証機能や遠隔操作によるデータ消去機能を付加するのが望ましい。

望ましくは、携帯用パソコンは端末の機能のみを行えるようにし、重要な業務やデータのアクセスは、通信セキュリティの整った社内サーバに接続して行われるようにする。

3.5 通信セキュリティ

(1) 情報管理システムの構築

持ち運びができる記録媒体や書類等は容易に外部流出するため、重要情報については、記録媒体や書類に記録するよりも、イントラネットを通じてのみアクセス可能な社内サーバに保存することが望ましい。

また、個人パソコンを中央統制型ネットワーク端末に取り替え、職員のすべてのファイルを中央で統制しながら、職員の情報アクセス記録を管理することが望ましい。

また、DRM(Digital Rights Management)システム、統合認証権限管理(Extranet Access Management)システム及び知識管理システム(Knowledge Management System)を導入し、外部からの企業のイントラネットへのアクセスを制限し、資料にアクセス可能なユーザの範囲を制限する一方、情報流出の際に流布者を追跡できるようにするシステムを構築することが望ましい。

(2) Eメールセキュリティ管理

電子メールは業務上頻繁に使用され、前述のように、電子メールによる営業秘密の流出が2番目に多いことを考慮すると、以下のような使用指針を設定し、順守することが重要である。

- 外部発送Eメールの容量を制限し、これを超過したファイルを送送する場合は部署長の認可を受ける。
- 転送先が不明な電子メールに対しては削除を優先し、閲覧時にはウイルス検査を先に実施する。
- 業務目的以外の会社の電子メールの使用を禁止し、メールにファイルを添付する際には必ずパスワードを設定する。

(3) その他

電子メールやサーバなどと比較して、FAXや電話などはセキュリティが極めて脆弱な手段である。したがって、FAXでの重要内容の送付を禁止し、FAXを通じた送信リストを定期的に確認する。やむを得ずFAXで機密文書を送付する際には、FAX用紙にセキュリティレベル(「極秘」、「対外秘」等)を押印し、部署長の承認を得た上で送付する。

また、社内に設置された電話については、通話内容が録音されるようにし、これを定期的に点検する。

-実際の事例(ソウル中央地方法院2008. 3. 19. ザ2007カ合3903決定)

A社は、情報セキュリティシステムに関して、ファイアウォールの設置、電子決済システムの導入、ウェブキーパー及びメールロギングシステムの構築、統合認証システムの構築、電子文書管理システムの全社適用など電算システム関連の技術的セキュリティを強化し、外部者の立ち入り統制のためのセキュリティゲートの設置、IDカードの使用など物理的立ち入り統制システムも運営した。

4. 取引先(部外者、ライセンシーなど)の管理

4.1 取引先の管理

取引契約上の相手方が、契約成立前の交渉段階で相手方の持っている営業秘密の価値を評価するために情報開示を求める場合が多い。しかし、技術契約段階のうち、交渉段階で技術流出が最も多く発生することを考慮すると、契約が決裂する場合に備え、交渉過程では重要情報を相手方に提供することには気をつける必要がある。

また、交渉が完了して契約段階に至れば、契約書内に、営業秘密の目的外の使用禁止、第三者に対する開示禁止及び秘密管理保持義務を契約書上に明記する必要がある。ただし、契約書上に過度な営業秘密保護義務を課すことになれば、契約相手としては、事業を営むために営業秘密を活用するにあたり、過度な制約を受けることになり、その結果、秘密保

持義務を順守できなくなる原因となりうる。また、いずれか一方に契約内容があまりにも不合理な場合、民法に基づいて契約を無効化することもありうる。

したがって、契約書上には、秘密保持が必要な情報の範囲、第三者に対する開示の範囲等を合理的に設定する必要がある。また、契約一方の営業秘密を使用する他方の立場から、法的紛争の余地を残さないためには、営業秘密の範囲と使用目的、開示範囲などを具体的に限定する必要がある。

また、取引先への製品紹介、購買相談、工場見学などを理由に訪問、あるいは企業間の合併やそれに先立つ実査時、共同開発事業の検討開始などのように、契約の成立や企業間協力プロジェクトの実施のために企業の内部情報を開示しなければならない過程において、企業内部の営業秘密が漏えいする事例が多い。したがって、このような場合、訪問者の見学コースを指定し、提供される技術資料や広報パンフレット等についてセキュリティ検討を事前に行うなど、営業秘密漏えい防止対策を講じる必要がある。

また、各種政府機関及び自治体等の関係機関に研究費又は研究プロジェクト獲得のための情報提供の際に通常一般文書で提供し、関連内容が漏えいする事例がある。したがって、政府機関等に資料を提供する際にも、提供時の表紙にセキュリティ等級を表示し、当該機関に対して社外秘に準じて取り扱うことを求める必要がある。

また、コンサルタント、顧問弁護士、会計士などの業種については、法で秘密保持業務が明示されているが、別途秘密保持契約書を締結しておいた方がより安全である。特に、下記の事例のように、当該人達の場合、業務遂行の過程で企業秘密を知り得る機会が多いにもかかわらず、会社からの拘束を受けることが少ないため、秘密漏えいのリスクが常に存在することに留意する必要がある。

- 専担弁護士が個人の携帯電話で技術資料を無断撮影した事例

- A社はセキュリティ点検のためCCTVを確認していたところ、特許登録相談のため企業を訪問した専担弁護士が会社の機械図面をスマートフォンで無断撮影した事実を確認。
- A社は専担弁護士と長年取引をしており、秘密保持誓約は別途受けていない
- A社は内容証明を通じて弁護士に秘密保持義務について告知し、弁護士の携帯電話から無断撮影した写真の削除措置をとった。

4.2 協力会社などの管理

協力会社は多数の同種企業を相手にしているため、特定企業に対する連帯意識が弱く、多様な情報に触れることができる位置にあつて、不正な目的を持って営業秘密を流出しようとする場合、その実行が非常に容易である。

特に、韓国における営業秘密流出企業の形態を見ると、中小企業による奪取の場合(75.6%)が、その他の場合(国内大手、中堅企業等)に比べて非常に高いことが示されている。中小企業の場合、人的・物的資源の限界から営業秘密に係るセキュリティ教育や保護体制が十分に整っていない場合が多いため、特に中小企業と取引を行う場合、営業秘密が流出しないようさらに留意する必要がある。

したがって、協力会社に対しては、契約の終了後も一定期間秘密保持義務を課す内容の

特約を結ぶ必要がある。

特に、協力会社の点検過程で新製品モデル、設計図面などを無断でコピーし、保管していたことが摘発された事例が多数ある。したがって、協力会社と共同での業務遂行時は、企業間はもちろん、実務者とも必ず秘密保護誓約書を徴求しなければならない。

- 企業間取引時の営業秘密流出事例

(1) 請け取引関係を利用して確保した中小企業の技術を系列会社に無断で流出
中小企業B社は、通信機器自動開閉装置を自社開発して大企業A社に納品したが、まもなくA社は予告もなく取引中断を通知。
以後、大企業A社は系列会社を通じてB社が提供した技術を利用して製品を生産した後、これらの納品を受け、B社は営業ができなくなり不渡りとなった。

(2) 協力中小企業の技術を奪取して、下請代金の引下げに利用
大企業C社は、独自技術を開発したD社の製品性能を認めて契約を締結したが、納品条件としてD社の技術提供を要請し、D社は取引断絶を懸念して核心技術を同時に提供。
以後、大企業C社はD社の技術を他の中小企業に提供・開発した後、価格競争を誘導し、D社は納品価格を大幅に引下げざるを得なかった。

(3) 中小企業との共同技術開発過程において技術を奪取した後、独自に製品開発
ソフトウェアを開発するF社は、大企業E社との共同研究開発を進める過程で大企業の担当者から核心技術の提供を要求され一切の資料を提供したが、C社は内部事情などを理由に突然共同技術開発を中断。
暫くした後、大企業はF社の核心技術を利用して当初共同開発しようとしていた新製品を発売、F社は共同研究開発当時に技術資料の使用契約書を作成せず、技術奪取による被害をこうむった。

5. テレワークの実施に伴う管理上の留意点

物的営業秘密保護の仕組みが整った社内勤務環境とは異なり、テレワークという業務環境は、業務当事者による営業秘密流出以外にも、ネットワーク犯罪等による第三者の侵害行為にも脆弱である。

従って、ユーザはテレワーク時のセキュリティ強化のための社内イントラネット接続システムやソリューションを補強する必要があり、テレワーク勤務者に対しては、以下の服

- ① セキュリティ維持のための一般原則を遵守すること
- ② 会社の営業秘密に関する文書作業は自宅内でのみ行うこと

⁵⁰ キム・ギョンテ 「第4次産業革命時代の労働条件規律-スマートワーク勤労者を中心に」

- ③ ランサムウェア、スパイウェア等の悪性コードに感染しないように必要なすべての措置を講じること
- ④ 業務関連の資料は、作業終了後すぐに会社のクラウドサーバーに移し、勤労者の個人スマート機器から完全に削除すること
- ⑤ 公開場所において公衆無線LANのような開放型無線通信網に接続しないこと
- ⑥ 自宅でも独立作業スペースを確保し、ロック機能を備えること

一方、原則として営業秘密は他の文書とは区別し、社内で定められたロッカーに保管、あるいはアクセス制限措置がとられた情報システムに保管する。しかし、在宅勤務中に職員が意図的に、又は無意識に家の個人コンピュータに会社の資料を保管する場合がある。

しかし、在宅勤務者も自分のコンピュータに保存されている会社の営業秘密を無断で利用する権限はなく、これに違反した場合、以下の事例のように犯罪行為に該当することもある。したがってこのような問題を解決するためには、例えば在宅勤務時には、社内に備えられた自身のコンピュータに外部接続(リモートデスクトップ等)を介して作業が行われるように制限し、家のコンピュータから直接社内営業秘密にアクセスすることを制限することを考慮に入れても良い。

-在宅勤務中に会社の機密情報を自分のコンピュータに保存して私的流用した事例(大法院2008. 7. 24. 宣告2007ド11409判決)

在宅勤務中のAは、海外商品の購買を代行するショッピングモール会社のB社に入社してセキュリティ誓約書を作成し、ウェブサイト管理者及びユーザーモードに対するプログラムを開発した。自宅で会社のサーバに接続して作業を行った後、自宅にあるコンピュータにソースファイルなどのデータを保存した。その後、AはB社が賃金を遅滞すると退職し、別の商号で事業者登録を済まし、自分のコンピュータに保管されていたソースファイルを修正・補完し、ショッピングモールのウェブサイトを開発、購買代行サービス事業を開始した。しかし、AはB社の営業秘密を取得、使用したことを理由に検察によって営業秘密保護法違反の疑いで起訴され、有罪判決を受けた。

6. 営業秘密の原本証明サービス、技術任置サービスによる管理

6.1 営業秘密原本証明サービスによる管理

上記の営業秘密管理体制の構築にもかかわらず、営業秘密が外部に流出した場合、それ以降に行われる民事訴訟等において、営業秘密の存在及び保有時点を立証することは容易ではない。

この場合、営業秘密保護センターから提供する原本証明サービスを利用して、あらかじめ当該営業秘密の保有事実及び保有時点について公的な確認を受けておけば、以後訴訟が進行する場合において立証責任が緩和される。

しかし、原本証明サービスは、原本の存在と保有時点のみを公証するための制度である

ため、営業秘密自体の管理や流出防止の責任は、依然として営業秘密保有企業が負う。

また、営業秘密が記載された電子文書の管理に問題が生じ、ハッシュコード値が変われば、原本証明が不可となるので、当該電子文書の内容が変更されないように綿密に管理することが重要である。

6.2 技術資料任置サービスによる管理

上記の営業秘密管理体系の構築にもかかわらず、下請契約の受託企業の場合、取引上優位にある委託企業から不当に営業秘密に該当する情報を交付することを求められる場合には、これを回避することは容易ではない。

この場合、技術資料任置制度任置サービスを利用し、大・中小企業・農漁業協力財団の技術任置センターに営業秘密を任置した上で、契約手続により、技術任置センターから委託企業に当該営業秘密を交付するようにすることができる。

ただし、技術任置センターに任置された営業秘密についても、受託企業が同意した場合、委託企業に交付が可能であるため、その後、委託企業が契約上優越した位置を利用して交付を強要する場合、これを拒否することは容易ではない。

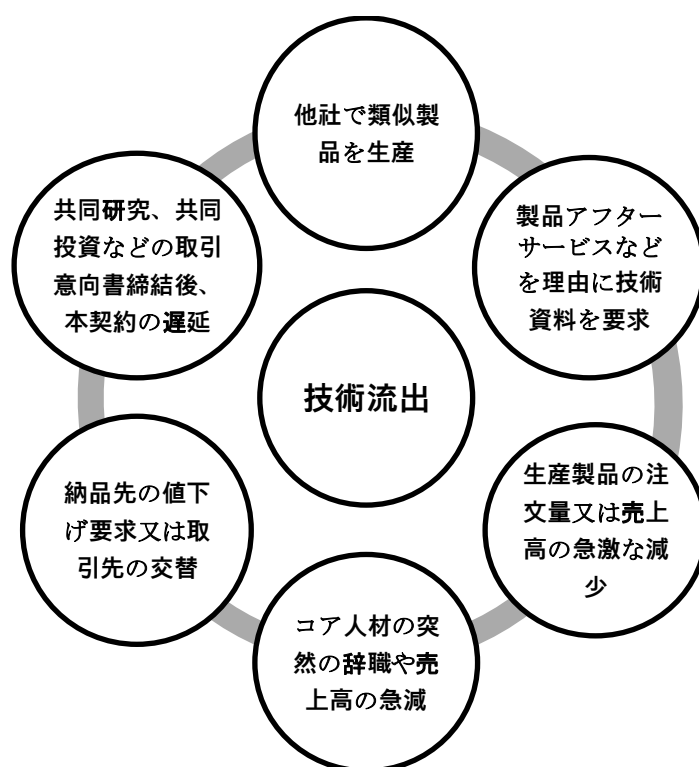
したがって、技術資料任置サービスを利用する場合においても、委託企業と受託企業との間の秘密保持契約書等により、交付可能な情報の範囲及び使用目的と開示範囲を明確にすることが重要である。

第 5 章 漏洩時の対応

1. 漏えいの兆候

1.1 技術流出の兆候

競合他社や取引先に関して、下記のような急激な変化が感知されたり、内部要因とは無関係に売上高の急激な変化が感知された場合、技術流出が発生した可能性がある判断できる。



1.2 産業スパイの識別要領

社内職員又は訪問者の挙動に関して以下のような疑わしい状況が発見される場合、当事者が産業スパイである可能性を排除できないため、注意観察する必要がある。

- (1) 本人の業務と関係のない他の職員の業務について随時質問する者
- (2) デジタルカメラ等業務と関係のない機器を事務室に搬入する者
- (3) 本人の業務と関係のない他の部署の事務室に頻繁に出入りする者
- (4) 研究室等機密保管場所等に自らの業務とは無関係に出入りを試みる者
- (5) 普段と違い同僚との接触を回避するなど最近情緒変化が激しい者
- (6) 主要部署で働いていたのに理由もなく急に辞職を望む者
- (7) 業務にかこつけて重要機密資料をコピー、個人的に保管する者

- (8) 特別な事由なく、業務終了後や祝日に事務室によく一人で残っている者
- (9) 技術習得よりコア技術者等との親交に関心がある研修生
- (10) 自分の住居地に同僚が訪問することを過度に避ける研究員
- (11) 研究活動よりも研究成果物の確保に過度に執着する研究員
- (12) 視察・見学において、指定されたコース以外の施設に関心を持っている訪問客

第3章の「1. 営業秘密の侵害類型別統計」で示されたように、韓国における営業秘密流出の主体は、内部者が外部者より2倍以上多く、また内部者の場合、退職者の割合が高かった。

したがって、従業員が退職前に上記のような異常行動を見せた際は、退職後又は在職中に営業秘密の流出が発生する可能性が高いとみなし、注視する必要がある。

例えば、従業員が普段と違って職場の同僚との接触を避けたり、同僚との頻繁な摩擦が発生したりするなど、情緒の変化が激しい場合は、周囲から気を使って見守る必要がある。また、このような社員が急に退社をすることになった場合、退社後の競合他社入社などその挙動を注意深くチェックする必要がある。

また、従業員が秘密情報を保管しているサーバや記録媒体等にアクセスする回数が急に増えたり、業務を理由に機密資料をコピーして個人的に保管するケースを発見した場合には、やはり要注意が必要である。警察又は検察の調査において、技術流出犯の相当数が会社の機密を個人的に保管している理由を「在宅勤務」と言い繕うケースが多い。したがって、社内勤務のみならず在宅勤務時にも業務機密を個人所有媒体に保存することを厳禁とし、その定期的な確認が必要である。

2. 初動対応(紛争解決の手順とロードマップ)

2.1 流出事実の発見及び報告

流出事実が見つければ、簡単な事実関係を確認した後、企業内部の報告体系に沿って上部に直ちに報告する。

2.2 技術流出に対する独自調査

内部者によって技術が外部に流出した状況が明らかになった場合、技術流出が疑われる部署又は役職員に対する業務内訳、記録物アクセス状況(電子メール、書類、USB等の使用内訳、コア技術に対する修正履歴等)を入手し、これについて調査する。

また、外部企業へコア技術が流出したことが確認された場合、流出技術の使用が疑われる会社に対して、当該技術の開発及び発売等の動向を把握(疑いのある会社の役職員の行動等の調査)する。

2.3 追加の技術流出の防止のための応急措置の実施

社内確認の結果、侵害が探知されたり、侵害が予想される場合、関連重要文書等を回収

して追加流出を防止し、重要文書にアクセスできる会社内ネットワークを点検する一方、外部流出が疑われる外部接続ネットワーク経路、関連職員ID、電子メールの使用を遮断する。

2.4 侵害事実を立証するための証拠資料の確保

侵害現場の状況及びコンピュータのハードディスク等の関連物品を保存し、陳述書、監視カメラ撮影物、写真等を迅速に確保する。また、証拠信憑性のため、各証拠ごとに、立証しようとする内容、場所及び証拠確保の経緯等を別の文書で詳細に記録する。

- (1) 被疑企業に関する資料
被疑企業や製品に対する技術説明資料、被疑企業内の 人事異動情報 など
- (2) 被疑者特定のために必要な資料
被疑者の人事資料、入退社記録資料及び就業時のセキュリティ誓約書など、
- (3) 被疑者の使用資料
被疑者が使っていた会社のアカウント、該当記録に関するアクセス内訳、電算ネットワークへのアクセスログ、被疑者が使用したすべてのデジタル機器(携帯電話、パソコン、USBなど)
- (4) 被害技術の管理方法
被害企業の営業秘密管理方法(アクセス権、保護システム等)
- (5) 流出技術の説明資料
流出した技術の機能を説明し、特定できる資料

2.5 流出への対応時に考慮すべき事項

(1) 仮処分の積極的活用

営業秘密侵害の中断を求める仮処分申請の場合、その特性上、本案訴訟より迅速に処理され(通常2週間から1ヶ月所要)、仮処分決定が下されれば、事実上侵害者は刑事処罰を恐れ、合意を先に提案してくる場合が多い。したがって、営業秘密侵害を理由とする本案訴訟に先立って仮処分を申請した方がより有利である。

(2) 訴訟よりは調停や仲裁を活用

営業秘密の侵害に係る紛争が外部に漏れることが望ましくなかったり、侵害された情報の特性上速やかな救済措置が必要な場合には、訴訟に先立って仲裁や調停制度を活用することが望ましい。後述するように、上記制度によると、コストが安く迅速かつ非公開で進むこととなるため、特にIT企業間の紛争解決においては、より有利である。

(3) 警告書簡の発送

民事・刑事上の措置又は調停、仲裁措置に先立ち、侵害者に警告書簡を内容証明郵便で発送する場合、営業秘密侵害者に対して心理的な圧迫を加え、侵害行為を暫定的に中断させることができる。

なお、警告書簡の発送以降の営業秘密侵害行為は悪意による実施に該当することとなるため、今後の損害賠償請求の際により有利な判断を受けることができる。

(4) 証拠収集に関わる刑事上の措置の活用

営業秘密侵害事件の場合、ほとんどの関連証拠が侵害者の手元にある場合が多い。しかし、韓国の場合、米国と違い、訴訟当事者の証拠提出を強制する証拠開示制度を持っていない。

民事訴訟法第344条では、このような証拠の構造的な偏在を解消するため、文書提出義務を規定しているが、同条第1項ハ目では、技術又は職業の秘密に属する事項が記載されており、これを秘密とする義務が解消されない場合には、その文書の所有者が法院の文書提出命令を拒否できるとしている。

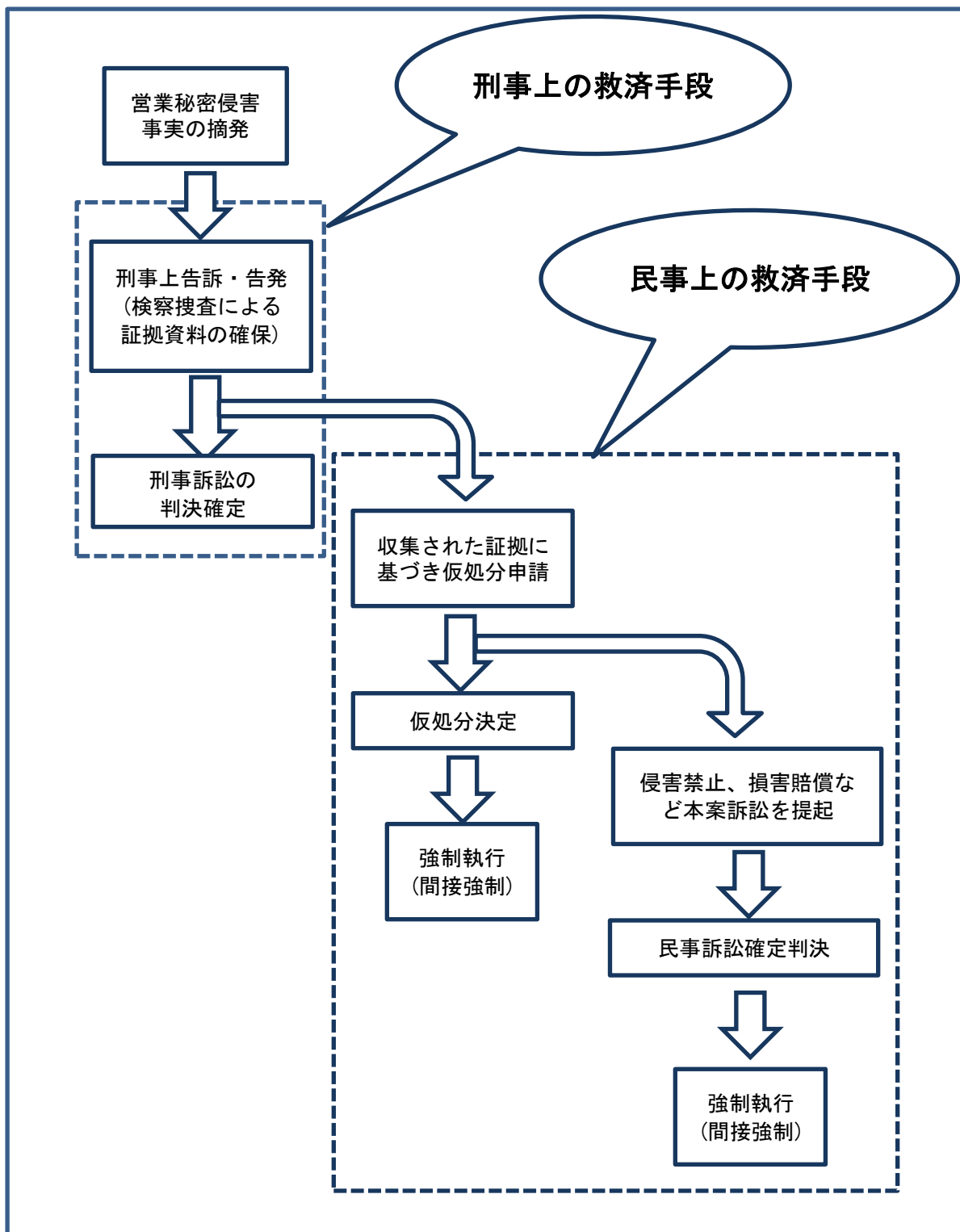
したがって、法院の文書提出命令に対し、当該文書が自社の営業秘密に属するものであることを理由に、上記民事訴訟法第344条第1項ハ目に従い侵害者が文書提出命令を拒否すれば、被害者である原告としては立証するすべがなくなり、敗訴する可能性が高い。

このような点を考慮し、民事訴訟の提起前に、刑事手続により証拠を確保し、これを利用して仮処分申請など民事訴訟を提起するケースが最近増加している。

この場合、刑事訴訟の進行状況から民事訴訟を起こすかどうかを前もって判断でき、公権力による押収捜索によって証拠を十分に確保した状態で民事訴訟を起こすことができるため、訴訟の優位を占めることができる。

ただし、刑事訴訟が遅れる場合、仮処分の時点を失期することもあり、一つの訴訟が他の訴訟に強い影響を及ぼすため、捜査の不備で刑事訴訟で敗訴する場合は、民事訴訟も敗訴となる可能性が大きくなるため、このような点に留意する必要がある。

[図] 効果的な民事上・刑事上の対応戦略



3. 民事的解決方法

営業秘密侵害行為を民法上の不法行為の特殊な形態である不正競争行為の一類型に分類し、これに対して侵害行為の禁止又は予防請求権、侵害行為により作られた物などの廃棄・除去請求権、侵害行為に対する損害賠償請求権、営業秘密保有者の信用回復請求権などを認めている。各請求権の内容は、以下のとおりである。

3.1 禁止及び予防請求権(営業秘密保護法第10条第1項)

(1) 意義及び必要性

営業秘密の保有者は、営業秘密の侵害行為をしたり、またしようとする者に対し、その行為によって営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがある場合には、法院にその行為の禁止又は予防を請求することができる。

営業秘密侵害禁止及び予防は、侵害行為を禁止又は予防できる最も直接的で効果的な手段である。

(2) 当事者

(a) 請求権者

営業秘密侵害禁止請求権を行使できる者は、営業秘密の保有に関して正当な権原を有する者又は事実上の保有者である「営業秘密の保有者」が請求権者となる。具体的に例示すると次のとおりである。

- ・ 営業秘密を最初に開発した原始取得者
- ・ 譲受人、実施権者など正当な権原によって営業秘密を保有し使用する者
- ・ リバースエンジニアリングによる営業秘密の保有

米国では、リバースエンジニアリングを正当な手段による営業秘密の取得行為と認めており、韓国大法院でもモナミ事件(96ダ16605判決)でリバースエンジニアリングによる営業秘密の取得行為の正当性を間接的に認めている。したがって、リバースエンジニアリングによる営業秘密の保有者も正当な手段により営業秘密を保有する者として請求権者に該当すると見なすことができる。

(b) 侵害禁止請求の相手方

侵害禁止請求の相手方は、営業秘密を侵害する者、又は侵害しようとする者であって、侵害行為を現在行なっている者、又は着手したり、着手する可能性が高い者である。

(3) 要件

(a) 営業秘密の侵害行為(産業技術の侵害行為)

侵害禁止の対象になるのは、営業秘密保護法第2条第3号に列挙された営業秘密侵害行為、

又は産業技術保護法第14条に規定する産業技術の侵害行為である。

(b) 営業秘密(産業技術)を侵害する行為又は、侵害行為をする恐れが存在
侵害禁止及び予防請求権を行使するためには、営業秘密を侵害する行為又は侵害行為をする恐れがある場合でなければならない。ここでいう「侵害行為をする恐れがある場合」とは、単純な侵害の可能性のある程度だけではならず、侵害の可能性が顕著に高い場合であるべきで、これに対する立証責任は請求権者が負う。

(c) 営業上の利益が侵害されたり、侵害される恐れが存在
侵害禁止及び予防請求権を行使するためには、実際に営業秘密侵害行為又は侵害の可能性により営業上の利益が侵害されたり、侵害される恐れが存在する場合でなければならない。ここでいう「営業上の利益」とは、営業秘密侵害行為から保護される価値のある全ての利益を意味する。

また、「営業上の利益が侵害される恐れ」とは、単純な主観的侵害の可能性だけではならず、社会通念上客観的に営業上の利益が侵害される可能性が存在しなければならない。このような事実の立証責任は、請求権者にある。

ただし、最近の下級審判例では、ひとまず相手方が不正な手段で営業秘密を取得したことが立証される場合には、特別な事情がない限りその不正取得者によって営業秘密が使用されたり、公開されて営業秘密の保有者の営業上の利益が侵害される恐れがあると見なさなければならないと判示し、立証責任を多少緩和させた。

(d) 故意・過失などの主観的要件の不存在
営業秘密侵害禁止及び予防請求権の場合、故意や過失のような主観的要件を必要としない。

従って、営業秘密や産業技術の侵害行為が善意や無過失で行なわれた場合でも、営業秘密侵害禁止及び予防請求の対象となる。

(4) 営業秘密侵害禁止

(a) 禁止行為の特定

法院は、判決として、営業秘密を侵害して製造された特定の製品の生産を一定期間中止させたり、完成した製品の配布及び販売を禁止させることができる。

一方、営業秘密侵害禁止を命じるためには、まず禁止の対象となる営業秘密が特定されなければならない。特に、営業秘密の場合には別途に登記や登録の公示のための法的制度がないため、被請求人に不測の損害が生じないように具体的に特定する必要がある。

しかしながら、営業秘密はその特性上企業が保有する他の情報と区別して具体的に特定することが容易でなく、またその侵害禁止を命じる過程において営業秘密が流出する恐れがあるため、具体的な営業秘密の特定が困難な場合が多い。

これに関する下級審判決では、判決や主文又は理由に営業秘密が具体的に指摘される場合には、この過程で営業秘密の内容が流出する恐れがあるため、他の不作為請求とともに

その対象を具体的に詳しく指摘することを要しないと判示している。

〈営業秘密侵害禁止時に対象となる営業秘密の特定と関連する判例〉

-ソウル高等法院 1996. 2. 29. 宣告 5ナ14420 判決

判決の主文及び理由に営業秘密の具体的な内容がそのまま指摘される場合、営業秘密侵害行為者に自身が侵害した営業秘密の内容を再確認することができる機会を与えるだけでなく、特定又は不特定多数の第三者が判決文を閲覧したり、これを入手してその営業秘密の内容を知るようになり、結局のところ営業秘密がこれ以上営業秘密として保持されなくなる懸念があり、これによって逆に営業秘密が侵害される素地がある。営業秘密侵害禁止を命じる判決の主文において、その営業秘密の内容は建物明渡のような他の履行判決ほど具体的に詳しく指摘されることを要しない。

一方、後述するように、2011年に改正された営業秘密保護法では、訴訟の当事者又は代理人などの訴訟過程で知った営業秘密を訴訟以外の目的で使用したり、公開する行為を制限することができるように、第14条の4ないし14条の6で秘密保持命令制度を新設し、18条の4で秘密保持命令違反時には5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処するようになった。

(b) 禁止期間

営業秘密侵害禁止期間は、営業秘密の侵害行為者が独自に、又はリバースエンジニアリングなどによって合法に開発するのに必要とされる期間などを考慮して判断する。したがって、営業秘密侵害者が有している技術水準、営業秘密が有している技術的水準及び営業秘密が属した技術分野の技術水準などを考慮して判断することになる。

一方、大法院判例では営業秘密の永久的な侵害禁止は制裁的な性格を持つことになるだけでなく、公共の利益と相反して認められないとしている。

〈営業秘密侵害禁止期間の算定に関する大法院の判例〉

-大法院 1996. 12. 23. 宣告 96ダ16605 判決

『営業秘密侵害行為を禁止させることは、侵害行為者がそのような侵害行為によって公正な競争者より'有利な出発(head start)'ないし'時間節約(lead time)'という優越的な位置から不当に利益を取ることができないようにし、営業秘密保有者にそのような侵害がなかったのであれば、本来いた位置に戻れるようにするとその目的があるということであるから、営業秘密侵害行為の禁止はこのような目的を達成するのに必要な時間的範囲内において技術の急速な発達状況及び弁論に現れた侵害行為者の人的・物的施設などを考慮して侵害行為者や他の公正な競争者が独自の開発やリバースエンジニアリングのような合法的な方法によってその営業秘密を取得するのに必要な時間に相当する期間に制限しなければならず、永久的な禁止は制裁的な性格を持つことになるだけでなく、自由な競争を助長し、従業員がそれらの知識と能力を発揮することができるようにしようとする公共の利益と相反して認められない。』

(c) 禁止の起算点

侵害禁止期間の起算点がかなり前の時点である場合には、現在時点を基準に既に侵害禁止期間が経過してしまっている可能性があり、この場合、侵害禁止請求が認められなくなる。したがって、侵害禁止期間だけでなく、侵害禁止期間の起算点がいつなのかも重要である。

退職者による営業秘密侵害禁止期間の起算点については、営業秘密侵害に対する本案判決が確定する時点を起算にしなければならないという見解と、従業員の退職時を起算点に

しなければならないという見解があり、判例の立場も分かれたが、大法院1998年2月13日宣告97ダ24528判決によって退職時の説で立場が整理された。

したがって、現在の韓国大法院の立場としては、退職者による営業秘密侵害禁止請求時の起算点は、当該従業員が退職する時点といえる。

〈営業秘密侵害禁止期間が従業員の退職時から開始されたとする大法院の判決〉

—大法院 1998. 2. 13. 宣告 97ダ24528 判決

『営業秘密が保護される時間的範囲は、当事者間に営業秘密が秘密として存続する期間であるため、その期間の経過により営業秘密は当然消滅し、もはや秘密ではないと見なさなければならず、その期間は退職後の不正な目的の営業秘密侵害行為がない平穩・公然な期間のみを示すか、その起算点は退職後の新しい約定があるとき、又は営業秘密侵害行為が最後に行なわれたときか、さらには営業秘密侵害禁止期間中に営業秘密を侵害する行為を行なった場合には、侵害期間の分だけ禁止期間が延長されなければならないと見なすことはできない。』

(5) 営業秘密(産業技術)侵害の予防請求

営業秘密侵害予防請求は、現実的に侵害行為が行なわれてはいないが、将来的に侵害が発生する可能性が顕著に高い場合に認められる。

一方、「営業上の利益が侵害される恐れ」は、実行行為の着手が可能な客観的状況下で実行しようとする考えを有している場合に認められ、このような事情は予防請求をする者が立証しなければならないが、不正公開行為の場合には禁止されることによる不利益に比べて公開による被害が極めて大きいという点で、その立証の程度が緩和される。

前述のとおり、判例も、営業秘密が不正な手段で取得された事実が立証されれば、特別な事情がない限り、不正取得者によって営業秘密が使用されたり、公開され、営業秘密保有者の営業上の利益が侵害される恐れがあると見なさなければならないと判示している。

3.2 廃棄・除去等請求権(営業秘密保護法第10条第2項)

(1) 意義及び必要性

侵害禁止予防請求時には、侵害を構成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の禁止又は予防のために必要な措置をとることも請求することができる(営業秘密保護法第10条第2項)。営業秘密侵害行為に提供された設備をそのまま保持すれば、その後も営業秘密が再び侵害される恐れが大きいからである。

(2) 廃棄請求の対象

廃棄請求の対象となるのは、侵害を構成した物又は侵害行為に提供された設備である。例えば、秘密情報が記載された設計図、仕様書・説明書、顧客名簿などや営業秘密を侵害して製造された試作品、完成品又はこのような製品を製造するための製造機械などがその対象となる。

(3) 廃棄対象物の存在の有無及び所持者特定の必要性

侵害禁止・予防請求をし、侵害を構成した物の廃棄又は除去などをともに請求する時には、該当物の現存の有無及びその物の所持者及び処分権者を明確にしなければならない。したがって、該当物が現存するのか、その物を誰が所持しているのか、そしてその物に対する処分権限が誰にあるのかが明確でないままその物の廃棄を命じる判決は違法となる。

3.3 損害賠償請求権(営業秘密保護法第11条)

故意又は過失による営業秘密侵害行為により営業秘密保有者の営業上の利益を侵害し、損害を加えた者は、その損害を賠償する責任がある。

3.4 信用回復請求権(営業秘密保護法第12条)

(1) 意義及び必要性

損害賠償は、金銭賠償が原則である。しかし、金銭賠償だけでは被害者が十分に満足できなかつたり、金銭賠償が救済方法として適切でない場合には、損害賠償に代えるか損害賠償と並行して信用回復に必要な措置を求めることができる(営業秘密保護法第12条)。

(2) 法的根拠

<p>第12条(営業秘密保有者の信用回復) 法院は、故意又は過失による営業秘密侵害行為により営業秘密保有者の営業上の信用を失墜させた者には、営業秘密保有者の請求により第11条による損害賠償に代え、又は損害賠償とともに、営業上の信用を回復するために必要な措置を命ずることができる。</p>
--

(3) 請求要件

営業秘密の侵害を原因とする信用回復請求のためには、①営業秘密侵害行為者の故意又は過失、②営業秘密の侵害行為の存在、③営業秘密保有者の営業上における信用の失墜、④損害賠償以外の別途の信用回復措置の必要性が認められなければならない。

特に、要件④と関連して、権利者の業務上の信用が失墜した点が認められる場合にも、侵害者の侵害行為の態様、侵害行為前後の事情などに鑑みて侵害者に損害賠償を命じることだけで十分に被害者の損害が填補されたと認められる場合には、信用回復請求が棄却されることがある。

(4) 信用回復措置

請求人の信用回復請求が、理由があると法院が判断した場合には、法院は営業秘密の侵害者に対し、営業秘密保有者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を取ることを命じなければならない。

例えば、侵害者の侵害罪に対する刑事判決、敗訴した民事判決、釈明資料などを新聞又

は雑誌などに掲載することを命じることができる。ただし、新聞などに謝罪広告を出すように命じることが、憲法上、良心の自由に反するという憲法裁判所の決定により、謝罪広告の請求は不可能である。

3.5 不当利得返還請求権(民法第741条)

(1) 意義及び必要性

営業秘密侵害者の故意又は過失が認められず、損害賠償義務が存在しない場合にも、営業秘密侵害行為によって侵害者は法律上原因なく利益を得ており、これにより営業秘密の保有者が損害を被ることになるが、侵害者が得た利益を営業秘密の保有者に返還すべきである。

損害賠償請求権とは違い、営業秘密保護法において不当利得返還請求権については積極的に規定していない。しかし、営業秘密保護法に規定されていなくても、民法上不当利得返還請求権に関する法理は営業秘密侵害による不当利得の返還請求にもそのまま適用される。

損害賠償請求権と異なる不当利得返還請求権は、故意又は過失のように主観的要件を要さず、損害賠償請求権は3年時効で消滅するのに対し、不当利得返還請求権は消滅時効が10年であるため、損害賠償請求ができない場合には有用な代案となり得る。

(2) 法的根拠(民法)

第741条(不当利得の内容) 法律上、原因なしに他人の財産又は労務によって利益を得て、これによって他人に損害を加えた者は、その利益を返還しなければならない。

(3) 不当利得返還請求要件

(a) 法律上の権原の不在

他人の営業秘密の使用が「法律上、正当な権原なしに」行なわれたものでなければならない。他人の営業秘密を侵害して無断に使用したことがその代表的な例といえる。

ただし、契約などによってその営業秘密を正当に使用する権利を取得した者の営業秘密使用行為に対しては、不当利得返還請求をできないことは明白である。

(b) 営業秘密の侵害者に利益が発生

法律上、権原なしに行なわれた行為によって、営業秘密侵害者に利益が発生しなければならない。利益というのは、その行為がなければ存在する財産総額より、現在ある財産総額が増加した場合には、その増加額にあたる。また、その行為がなかった場合、当然発生した財産上の減少を免れたことによって得る経済的利益も含まれる。

(c) 営業秘密の保有者に損害が発生

他人による法律上権原のない行為によって、営業秘密の保有者に損害が発生しなければならない。不法行為による損害賠償請求とは異なり、該当行為がなければ営業秘密の保有者の財産が増加したと認められる場合にも、損害の発生が認められる。

(d) 営業秘密侵害者の財産上の利益及び営業秘密保有者の損害との間における因果関係の存在

営業秘密侵害者の財産上の利益と営業秘密保有者の損害との間には、相当因果関係が認められなければならない。

(4) 返還利得の範囲

返還する利益の範囲は、被害者が、現実発生した侵害者の利益と被害者の損害をそれぞれ立証すれば、そのうちの少ない金額が認められることが原則である。不当利得返還請求の場合、損害賠償請求とは異なり返還利益額に関する推定規定を置いていない。

ただし、実務的には侵害者が返還する利益の最低限度として使用料相当額が認められている。

(5) 損害賠償請求権との競合

損害賠償請求権と不当利得返還請求権は同一の事実(営業秘密侵害)を対象とするが、訴訟法的には訴訟物を異にして互いに競合関係にある。したがって、訴訟提起時には損害賠償請求権に基づいたものなのか、不当利得返還請求権に基づいたものなのか明確に特定しなければならず、損害賠償請求権に基づいた訴訟で敗訴し、その判決が確定した場合でも、その後、不当利得返還請求権に基づく請求をすることができる。

3.6 仮処分(民事執行法第300条)

(1) 仮処分訴訟の必要性

前述した営業秘密侵害行為の禁止及び予防請求権(第10条)については、通常、営業秘密保有者の申立てにより、法院が提訴の前後を問わず、本案に関する最終審理以前の段階で、侵害被疑者に暫定的に侵害禁止命令を出す仮処分申請を提起するケースが多い。仮処分が認められると侵害被疑者の生産及び販売が中断されるので、営業秘密保有者には非常に実効的で強力な攻撃手段になり得る。

(2) 要件

仮処分申請が受け入れられるためには、被保全権利が存在し、かつ該当権利の保全の必要性が認められなければならない。

営業秘密侵害禁止の仮処分を請求する場合は、被保全権利は請求人が有する営業秘密保

護法又は産業技術保護法上の侵害禁止請求権である。

また、営業秘密侵害禁止請求権を訴訟を通じて請求して確定判決まで待つ場合は、回復できない損害が発生することが予想される場合などに認められる。したがって、既に債務者の行為でない他の経路によって営業秘密が知らされ、これ以上禁止することがかえって競争を不当に制限する結果になる場合には、保全の必要性は認められない⁵¹。

(3) 仮処分の手続き

請求人が仮処分申請書を作成して管轄法院に提出し、費用を納付すれば、管轄法院において申請書の副本を相手方に渡し、直ちに審問期日が指定される。

一般的には申請書の提出日から2、3週間以内の短期間内に審問期日が開かれることになる。したがって、仮処分請求の相手方としては、対応に十分な時間的余裕を持つことは難しいといえる。

また、技術内容が複雑で、双方が提出した鑑定書上の意見が交錯する場合には、技術説明会の開催や、必要な証人及び鑑定の申請を受けることもある。

審問は通常1～2回で終結することになり、審問が終結した後にも仮処分の決定前までは疎明資料を提出することができる。

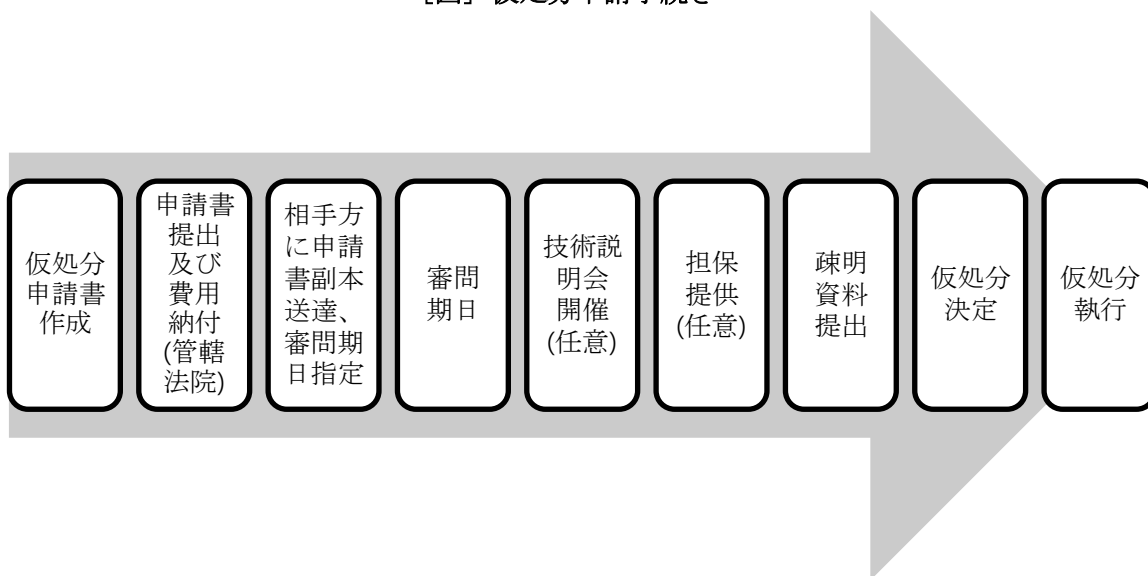
また、法院は仮処分により生じ得る債務者の損害に対し、その後仮処分が誤ったものだと明らかになった場合には、債務者がその損害を容易に回復することができるように、請求人に担保を提供するよう命じることができる。

仮処分決定は、一般的に申請日から3、4ヶ月以内に下され、仮処分を命じる決定は執行力があるため、営業秘密の使用禁止などに対し必要な執行ができる。通常は「侵害禁止義務を履行する時まで、義務違反である1日の所定の金額を支給せよ」という間接強制命令を執行法院から発付される間接強制によって執行される。

仮処分決定を不服とする当事者は、仮処分決定に対する異議申立を行なうことが可能である。

⁵¹ 不正競争防止法(解説及び判例), 司法研修院, 2007, 138面

[図] 仮処分申請手続き



(4) 仮処分訴訟の特性

仮処分はあくまでも、本案訴訟に先立ち、臨時的な法律関係の地位を付与することに過ぎず、本案訴訟と同じ終局的な紛争解決の方法でない。したがって、仮処分を申請し、仮処分決定を通じて営業秘密の使用を臨時的に禁止した後には、営業秘密侵害禁止や損害賠償の本案訴訟を提起しなければならない。

したがって、仮処分の効力を維持するためには、請求人が法院から本案提訴命令を受けた日から7日以内に本案訴訟を提起しなければならない。本案訴訟を提起しなければ仮処分決定はその効力を喪失する。

(5) 営業秘密侵害禁止仮処分

本案訴訟を通じて営業秘密侵害禁止請求をする場合、1審裁判の結果が言い渡されるまでだけで10ヶ月以上要するため、判決結果が確定する時点で既に営業秘密侵害禁止期間を徒過してしまい、結局、本案訴訟で敗訴となる可能性が高い。

また、本案訴訟が確定した後には、既にその期間における技術発展によって、該当技術に対する侵害禁止を請求する実益がなくなってしまう場合も多い。

したがって、本案訴訟の結果が出るまで待つ場合は、営業秘密保有者には回復できない損害が生じる恐れがあるため、営業秘密侵害禁止仮処分を請求する必要(保全の必要性)が認められることになる。

(6) 競業(転職)禁止仮処分

営業秘密侵害禁止請求をし、競業又は転職禁止請求をともに請求する場合、1審裁判の結果が言い渡されるまでだけで10ヶ月以上要するため、判決結果が確定する時点で既に前述した競業禁止期間を徒過してしまい、結局、本案訴訟で敗訴する可能性が高い。

したがって、本案訴訟による競業禁止仮処分申請だけでは、権利救済を受け難い急迫した事情が認められる場合には、転職禁止などを目的とする仮処分を申請する必要性(保全の必要性)が認められる。実務的にも競業禁止請求の本案訴訟を提起する際に、仮処分も

ともに申請している。

一方、本案訴訟における競業禁止請求では、禁止期間を定めない場合、懲罰的性格を備えることになり、従業員の職業選択の自由を過度に制限するとして認められないが、競業禁止仮処分の場合、仮処分の特性上、禁止期間を具体的に特定しなかったとして違法であると判断しないのは前述のとおりである。

(7) 誘引採用禁止仮処分

(a) 不当誘引採用の意義

不当誘引採用とは、事業者が取引相手の人材を不当に誘引又は採用して取引相手の事業活動を妨害する行為をいう。これは公正取引法上、禁止される不公正取引行為の類型⁵²に属する。

(b) 該当類型の例示

営業秘密流出と関連して、不当な誘引採用に該当する類型を例示すると次のとおりである。

① 競合他社が営業秘密の流出を目的に、営業秘密を保有する会社に勤務中の職員に個別に接触し、通常の水準に鑑みて過度な待遇措置を取ることを条件として採用する行為

② 競合他社が、他の事業者の技術人材にその会社の重要技術又は製造秘法が記載された書類や設計図などを流出することを条件に、高職位を保障して採用する行為

③ 競合他社が、営業秘密の流出を目的に、他の事業者の核心技術を有する人材に対し、正常な事業の遂行に支障が生じるほど集中的にスカウトをする行為

(c) 民事上の救済方案-誘引採用禁止仮処分など

競合他社の不当誘引採用行為に対しては、該当競合他社に対して採用行為の不作為命令を賦課する仮処分を法院に申請することができる。

また、競合他社の不当誘引採用行為によって損害が生じた場合、民事上の損害賠償を請求することができ、公正取引委員会に不公正取引行為を申告し、又は公正取引紛争調停協議会に紛争調停を申請する方法によって権利救済を受けることができる。

3.7 競業(転職)禁止請求

営業秘密を知っている従業員が退職する場合、競合他社への就職や会社の創業などの過程で、営業秘密が流出する可能性が大きい。したがって、退職者による競合他社への営業秘密の流出を防ぐためには、該当従業員の採用を禁止又は関連業務に従事することを禁止する競業(転職)禁止請求をする必要がある。

競業禁止請求の有効性と禁止期間、起算点などについては、「第4章2. 人的(従業員、退職者など)管理」で既に具体的に説明している。一方、競業禁止義務は不作為義務である

⁵² 公正取引委員会、不公正取引行為の類型及び基準告示、第8条

ため、本案訴訟又は仮処分決定を通じて競業禁止請求が受け入れられる場合でも、これを直接的に強制することは難しい。

したがって、本案訴訟での確定判決や仮処分決定により、従業員が従業員などに転職禁止などを命じる命令を下し、これを違反した場合には上記の確定判決を執行権として「義務を履行する時まで、義務違反である1日当たりの所定の金額を支給せよ」という間接強制命令を執行法院から発付され、義務の履行を間接的に強制することができる。

3.8 間接強制

営業秘密侵害禁止及び予防義務は不作為義務であるため、本案訴訟又は仮処分決定を通じて営業秘密侵害禁止請求が受け入れられる場合にも、これを直接的に強制することは難しい。

したがって、本案訴訟での確定判決や仮処分決定を通じて営業秘密侵害禁止を命じる命令をしても、これを違反した場合には上記の確定判決を執行権とし、「義務を履行する時まで、義務違反である1日当りの所定の金額を支給せよ」という間接強制命令を執行法院から発付され、義務の履行を間接的に強制することができる。上記のように、判決が確定した後、執行手続きにおいて執行法院を通じて間接強制を実現する方法が一般的だが、判例によれば、『判決が確定するにしても短期間内に債務者がこれを違反する可能性があって、その判決手続きで適切な賠償額を算定できる特殊な場合』には、該当判決手続きにおいて将来その債務者が債務を不履行した場合に一定の賠償をすることを命じることができる。

したがって、必要によっては、営業秘密侵害禁止を請求するとき、間接強制と関連して請求をともにすることを考慮できる。

3.9 侵害禁止・予防請求権の時効

営業秘密保護法第14条によれば、営業秘密請求権は①営業秘密の保有者がその侵害行為によって営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがあるという事実及び侵害行為者を知った日から3年間行使しなければ時効によって消滅すると規定している。また、同条によれば、②その侵害行為が始まった日から10年が経過した場合でも時効によって消滅すると規定している。上記二つの期間中、いずれか一つの期間でも経過する場合には侵害禁止・予防請求権は時効によって消滅する。

したがって、営業秘密侵害に対する侵害禁止・予防請求権の時効が進行するためには、少なくとも営業秘密の侵害行為が実際に開始されなければならない、さらにその侵害行為によって自らの営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがある事実及び侵害行為者を知っておかなければならない。

大法院の判例でも、上記のような法理を適用して、被告が、原告が生産しているスピンパックフィルターと類似のフィルターを生産・販売するために会社を設立したとしても、そのように会社を設立した時点で直ぐに侵害行為が開始されたと見なすことはできないとし、また被告の会社が設立された時点から消滅時効が進行されたと見なすことはできないと判断した。

3.10 民事的解決方法の限界

(1) 証拠収集の難しさ

営業秘密侵害事件の場合、証拠が大部分侵害者の手元にある場合が多く、米国のような証拠開示制度を導入していない韓国の場合、侵害者が所有している証拠を確保するには限界がある。したがって、民事上の救済手続き内では、営業秘密の侵害行為を立証するための証拠を確保することが容易でないため、敗訴するケースが多い。

(2) 営業秘密立証の難しさ

営業秘密保護法に基づく民事上の救済措置を利用するためには、流出した情報が営業秘密保護法上の営業秘密の成立要件を満たすものでなければならない。しかし、営業秘密の成立要件が過度に厳格であり、特に、秘密保持性に関して、該当情報が秘密として保持された事実を客観的に立証することは容易ではないため、実務的には該当情報が営業秘密と認められないことを理由に敗訴となるケースが多い。

(3) 損害額立証の難しさ

営業秘密侵害と相当の因果関係のある損害額を特定することは容易ではなく、このため、営業秘密保護法では第14条の2で損害額推定規定を設けているが、上記推定規定の適用を受けるのに必要な資料は相当な部分が侵害者の手元にある。

この問題を解決するために、営業秘密保護法第14条の3では、資料提出義務を規定しているが、この場合も、資料提出を拒否する正当な理由がある場合には提出を拒否でき、実務的には資料提出拒否の理由が幅広く認められており、上記の規定の趣旨が失われている。

(4) 侵害禁止請求の実益

営業秘密侵害禁止請求の場合、営業秘密を侵害した会社が国内で製品を生産する場合には実益があるが、国内に支社がない国外企業により営業秘密が侵害される場合には、損害賠償を請求するほか、営業秘密の侵害禁止などを請求する実益が大きくない。

4. 刑事的解決方法

近年、営業秘密侵害事件の発生時に、対応手段として刑事告訴、告発を選択するケースが増えている。特に、刑事告発の場合、①訴訟費用がかからず、②捜索・押収などを通じて証拠確保が容易であるため、多くの被害企業が刑事救済手続きを利用する頻度が増えている。

営業秘密侵害事件の発生時、損害賠償請求、侵害禁止仮処分などを申請するためには、関連事件に対する証拠の確保が切実だ。しかし、韓国では、米国のような証拠開示制度を採択していないため、被害企業が、加害者が保有していると推定される証拠を確保することは容易ではない。

したがって、営業秘密侵害禁止仮処分や損害賠償請求のような民事上の救済手続きを履

行する前に、加害者の証拠隠滅を防止し、加害者が保有している証拠を確保するために、刑事告訴とともに迅速に捜索・押収を要請することが先制的手段として活用されているのが実情である。

4.1 営業秘密保護法による対応

営業秘密侵害行為に関しては、基本的に営業秘密保護法上の営業秘密侵害罪が問題となる。営業秘密保護法が適用されるためには、流出した情報が、営業秘密保護法上の営業秘密成立要件を満たすことを前提とする。

また、侵害時には、両罰規定により、侵害者個人だけでなく、所属する組織及び企業も処罰を受けることになり、侵害の予備、陰謀の場合でも処罰の対象となる。

4.2 特別法による対応

流出した営業秘密が技術情報に関する場合には、産業技術保護法第4条に基づく特別法優先の原則に従い、営業秘密保護法等の適用に先立って産業技術保護法が適用されることになる。産業技術保護法が適用されるためには、流出した情報が産業技術保護法上の産業技術又は国家コア技術に該当するものでなければならない。また、流出した営業秘密が防衛産業技術に該当する場合、防衛産業技術保護法違反による刑事的措置をとることができる。

また、営業秘密流出の経緯が、当該営業秘密保有企業の情報通信網を侵害して行われた場合には、情報通信網侵害罪が成立できる。

(1) 産業秘密保護法による刑事上の救済の長所及び短所

(a) 長所

① 処罰量刑の強化

営業秘密保護法と比べて法規定上の罰金の金額が高額であり、実際に判決を下される懲役量刑も営業秘密保護法に比べて多い。即ち、産業技術保護法による刑事上の救済時には、営業秘密保護法による場合よりも重刑に処する可能性が高いため、その後訴訟上の和解などを行う時は有利な位置を占めることができる。

② 立証の責任の緩和

産業秘密保護法では、第36条による刑事上の処罰規定における「不正な利益を得る目的又は産業技術保有者に対して損害を加える目的」のような不正な目的を要求していないため(第14条第2号による処罰規定除外)、構成要件に関する立証責任が営業秘密保護法と比べ緩和されている。

(b) 短所

① 産業技術の概念の曖昧性

産業技術の範囲が、個別法令にしたがって関係中央行政機関長によって指定されるため、

指定の主体及びその根拠法令が多様で、これを一つ一つ確認するのは困難である。したがって、検察では「産業技術」であるかどうかを判断するよりは、法定刑と保護対象が類似する営業秘密保護法を主に適用しており、産業秘密保護法の適用事例が徐々に減っているのが実情である。

② 必要的没収規定の実効性

産業技術保護法では第36条第4項の規定により、産業技術流出犯罪を犯した者がその行為によって得た財産は没収し、これを没収できない場合には、その財産相当額を追徴するようにしている。

したがって、産業技術を不正に取得したが、これを直接使用又は外部に流出せず、いかなる具体的な経済的利益を得なかった場合には、該当侵害製品を押収・没収するのが困難であるだけでなく、その価額を算定して推定し追徴するのは容易でないという指摘がされている。

4.3 一般刑法及び商法による対応

営業秘密保護法上の営業秘密又は産業技術保護法上の産業技術に該当しない場合でも、刑法において規定する違法行為の要件を満たす場合は、当該規定に基づいて処罰が可能である。

企業内部者による営業秘密侵害行為に関しては、刑法上、業務上秘密漏洩罪(第317条)、横領罪(第355条第1項)、業務上横領罪(第35条)、背任罪(第355条第2項)、業務上背任罪(第356条)などが成立する可能性がある。

そして、企業外部者の営業秘密侵害に関しては、秘密侵害罪(第316条)、窃盗罪(第329条)が成立する可能性がある。

そして、会社の発起人、取締役、監査など会社の営業に関するある種類又は特定事項の委任を受けた使用人が、その任務に違反した行為で営業秘密を流出した場合、商法上特別背任罪(商法第622条第1項)が適用できる。また、上記行為によって得た財産上の利得額が50億ウォン以上の場合、特定経済犯罪加重処罰法による加重処罰(特経法第3条)を受けることがある。

[表21]

適用法律		禁止行為	処罰量刑	予備・陰謀行為の処罰	未遂犯の処罰
刑法	業務上背任	単純背任行為	5年以下の懲役 1500万ウォン以下の罰金	×	○
		業務上背任行為	10年以下の懲役 3千万ウォン以下の罰金		
	窃盗罪	情報が収録された物品の無断窃盗行為	6年以下の懲役 1千万ウォン以下の罰金	×	○

財物 損壊罪	文書、電子記録媒体 などを損壊・隠匿 する行為	3年以下の懲役 700万ウォン以下 の罰金	×	○
秘密 侵害罪	封書、秘密装置など の無断開封行為	3年以下の懲役 500万ウォン以下 の罰金	×	×
業務 妨害罪	他人の業務妨害 情報処理装置などの 破損	5年以下の懲役 1500万ウォン以下 の罰金	×	×

4.4 公訴事実に対する立証責任

民事訴訟とは違い、刑事裁判では、公訴が提起された犯罪事実に対する立証責任は検察官にある。また、民事訴訟とは違い公訴事実に対する立証の程度は、裁判官にとって合理的な疑いを持つ余地がないほど公訴事実が真実だという確信を持てるような強力な証明を要する。

一般的に、刑事事件の被疑者は有罪の確定判決を受ける前までは無罪と推定される権利を有する。何人も疑いだけでは処罰を受けない権利があり、合理的な疑いが排除されるほど確実な証拠が無ければ有罪の判決を受けない権利がある。

したがって、犯罪事実に対する疑いを生じさせる証拠だけでは不十分であり、裁判官に犯罪事実の存在を確信させることができる強力な証拠が存在しない場合には敗訴の可能性が高い。

〈裁判官に犯罪事実を確信できる証拠が提出されない事件において営業秘密違反罪が不認定とされた判例〉

-昌原地方法院 2009. 2. 12. 宣告 2008ノ599 判決

『本件ファイルが相当な努力によって営業秘密として保持・管理されたという点に対し、合理的な疑いの余地なくこれを認めるのは難しく、検察官が提出した各証拠だけではこれを認めるに足りない。したがって、被告人に営業秘密違反罪を認めることはできない。』

4.5 営業秘密侵害が共同で行なわれた場合の扱い

営業秘密侵害行為には直接加担しなかったが、共謀行為にだけ加担した場合でも共同正犯に該当することになる。したがって、2人以上で共謀して営業秘密侵害が行なわれた場合、共謀者が営業秘密侵害行為に直接加担したか否か、また秘密保持義務が存在するか否かに関係なく、共謀行為の成立だけでも営業秘密侵害罪の共同正犯によって処罰されることになる。

4.6 未遂犯などに対する扱い

未遂とは、犯罪の実行に着手したが行為を終了できなかつたり、終了したとしても結果

が生じない場合をいう。未遂は、実行に着手したという点から、後述する予備・陰謀行為とは区別される。

営業秘密保護法では、同法第18条第1項及び第2項の営業秘密侵害行為の未遂犯も処罰されるようにしており、刑法第25条によれば、未遂犯の場合、既遂犯よりも減刑できるようにしている。

一方、営業秘密侵害行為に至るための各行動段階において、どの時点で着手が成り立ち、どの時点から既遂なのかどうか争点となる。これと関連して大法院の判決では、営業秘密不正使用罪の実行の着手時期について「営業秘密不正使用罪においては、行為者が当該営業秘密と関係した営業活動に利用あるいは活用する意思の下、その営業活動にアクセスした時期に営業秘密を閲覧する行為(営業秘密が電子ファイルの形態である場合には、保存の段階を越えて該当電子ファイルを実行する行為)をしたならば、その実行の着手がある」と判示している⁵³。

一方、上記大法院の判決の原審判決であるソウル高等法院での判決⁵⁴では、営業秘密の使用による営業秘密保護法違反罪の既遂と未遂を次のとおり区分している。

[表22] 営業秘密保護法違反罪の既遂・未遂の区分

段階	行為の態様	区分
0	取得	-
1	保存又は備置	実行の着手なし
2	閲覧	未遂
2-1	閲覧後の利用性・活用性 考慮中	未遂
3	実行(利用又は活用)	既遂
4	結果(未完成を含む)	既遂

4.7 予備・陰謀行為に対する扱い

予備は犯罪意思の実現のための準備行為をいい、陰謀とは、2人以上が一定の犯罪を実現するために互いに意思を交換する行為をいう。

予備と陰謀は、まだ実行の着手には至らなかったが、実行の着手に時間的・場所的に密接に関連した準備行為をいう。

営業秘密保護法では、第18条の3で第18条第1項及び第2項の罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者を次のとおり懲役刑又は罰金刑に処するようにしている。この場合、第18条第1項及び第2項で規定している主観的要件が満たされることを前提とする。

[表23] 営業秘密侵害行為を予備・陰謀した者に対する罰則

営業秘密侵害行為	予備・陰謀時の罰則規定
----------	-------------

⁵³ 大法院 2009. 10. 15. 宣告 2008ト9433 判決

⁵⁴ ソウル高等法院 2008. 10. 2. 宣告 2008ノ1289 判決

不正な利益を得たり、営業秘密の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を外国で使用又は外国で使用されると知りながら取得・使用又は第三者に漏えい(営業秘密保護法第18条第1項)	3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金(営業秘密保護法第18条の3第1項)
不正な利益を得たり、営業秘密の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を取得・使用又は第三者に漏えい(営業秘密保護法第18条第2項)	2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金(営業秘密保護法第18条の3第1項)

4.8 刑事的解決方法の限界

(1) 低い処罰水準

近年の営業秘密侵害刑事事件をみると、ほとんどで執行猶予外罰金刑が下され、懲役刑の実刑が言い渡されたケースがほとんどなく、処罰水準が低いことが分かった。こうした低い処罰水準により、加害企業や職員は自身の犯罪行為に対して特に罪意識を持たなくなり、被害者は刑事告訴や告発などの措置を積極的に取ることに躊躇するようになるという問題点がある。

(2) 立証の困難性

営業秘密は、企業が保有する高度な技術的知識をその内容としているため、法の執行のためには、法院及び検察の両方が当該技術について深く理解することが前提とされるべきだが、実務を担当している判事や検事などは当該技術に門外漢である場合が多く、当該営業秘密の技術的価値に対する評価などが困難な場合が多い。

(3) 訴訟過程における営業秘密の追加流出の懸念

民事訴訟と同様に刑事訴訟も公開裁判で行われるため、訴訟進行中に営業秘密が外部に公開されるおそれがある。

5. その他の紛争解決方法

5.1 公正取引委員会への申告

大企業が不当に技術資料の提供を要求するか、又は書面化された合意に違反して要求を受けた技術資料を流用するなど、下請法第12条の3の規定に違反して下請関係にある中小企業が保有する営業秘密を侵害した場合、公正取引委員会に申告することができる。申告の内容が不正取引行為に該当する場合には、当該大企業に対して是正措置、課徴金、罰金賦課又は損害賠償などの罰則が与えられることになる。

5.2 貿易調査委員会への調査依頼

営業秘密を侵害した物品等を国内で製造、又は販売する行為等については、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に係る法律」に基づき、貿易委員会の貿易調査室に調査要請をすることができる。貿易委員会により調査開始の決定が行われ、事件の調査が行われた結果、不公正貿易行為に該当すると判定されたときは、貿易委員会は、是正措置(法第10条)、課徴金(法第11条)を科すことができ、課徴金義務者が納付期限内に課徴金を納付しない場合、履行強制金を徴収(法第13条の2)する。

[表24] 不公正貿易行為調査対象項目

区分	調査対象項目
知的財産権侵害 ⁵⁵	-知的財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、著作隣接権、プログラム著作権、半導体集積回路の配置設計権、地理的表示、営業秘密)を侵害する物品などを国内で販売し、又は輸出目的で国内で製造する行為
原産地表示違反 ⁵⁶	-原産地を虚偽に表示又は誤認させる表示をした物品などを輸入あるいは輸出する行為 -原産地表示を損傷又は変更した物品などを輸入あるいは輸出する行為 -原産地表示をしていない原産地表示対象物品などを輸入あるいは輸出する行為
輸出入秩序阻害 ⁵⁷	-品質などを虚偽に表示又は誇張して表示した物品等を輸入あるいは輸出する行為 -輸出又は輸入物品等の引渡・買収、代金の決済など輸出入の契約事項を契約内容どおりに履行せず、対外信用を損傷させ、当該地域に対する輸出あるいは輸入に支障を与える行為 -契約内容と顕著に異なる物品などを輸出又は輸入、あるいは輸出又は輸入と関連し、紛争などを故意に起こすことにより、対外信用を損傷させる行為

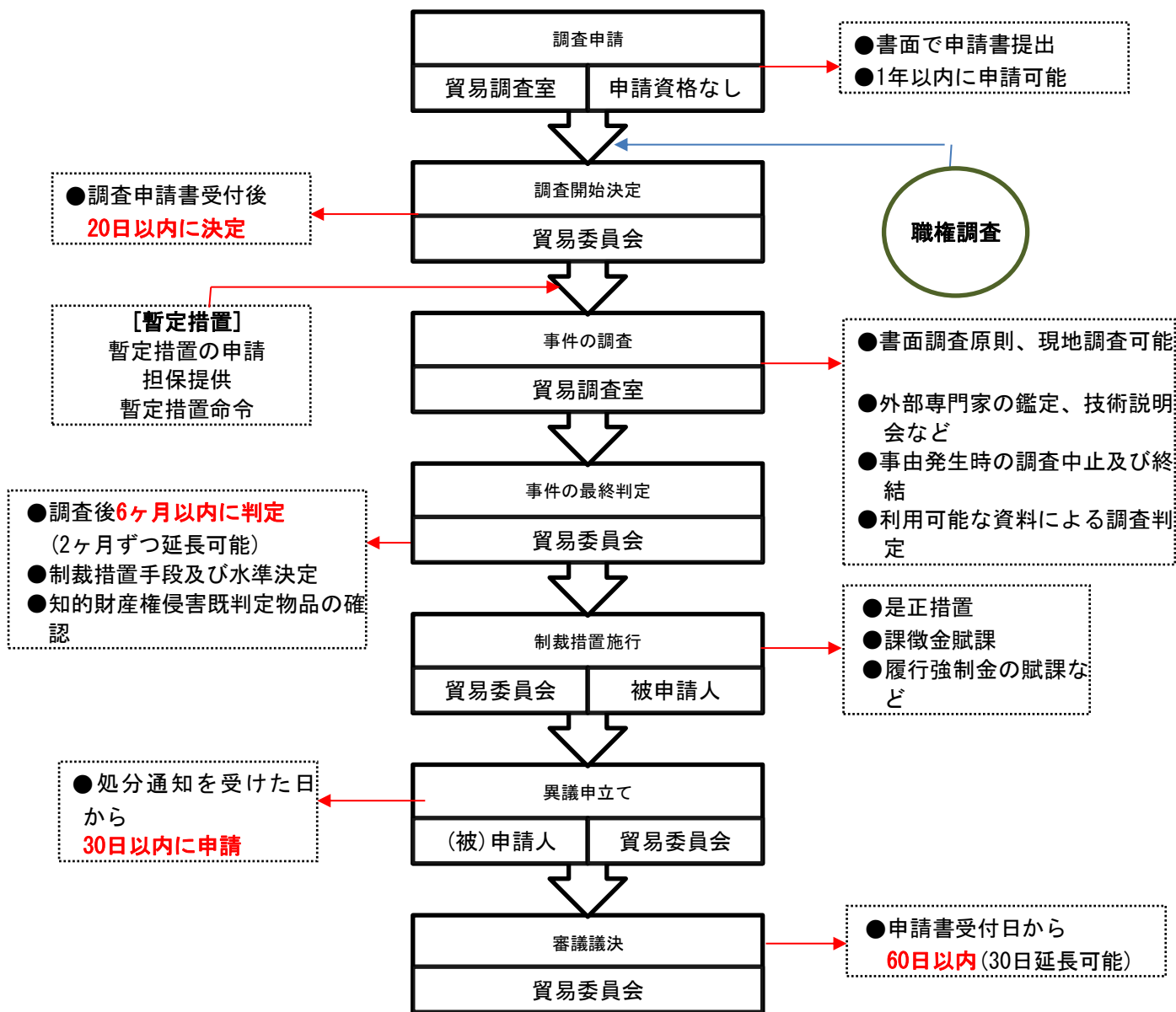
出典：貿易委員会(<http://www.ktc.go.kr>)

⁵⁵ 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第4条第1号違反

⁵⁶ 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第4条第2号違反

⁵⁷ 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第4条第3号違反

[図] 不公正貿易行為の調査手順



このように、営業秘密を侵害した物品などを国内で製造又は販売する行為などに対しては、貿易委員会の貿易調査室に調査要請をすることができる。貿易委員会によって調査開始の決定がなされ、事件の調査が行われた結果、不公正貿易行為に該当すると判定された場合には、貿易委員会は次のとおり、是正措置や課徴金を賦課することができ、課徴金の納付義務者が納付期限内に課徴金を納付しない場合には、加算金を徴収することができる。

[表25] 不公正貿易行為時の罰則

不公正貿易行為時の罰則	不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律の内容
是正措置	当該侵害物品などの輸出又は輸入販売製造行為の中止、当該物品などの搬入の排除及び廃棄処分、訂正公告、貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表及びその他是正のための必要な措置を命令(第10条)
課徴金賦課	大統領令が定める取引金額に100分の30をかけた金額を超過しない範囲内で課徴金賦課、ただし、取引金額がない場合、又は取引金額の算定が困難な場合として、大統領令が定める場合には5億ウォンを超過しない範囲で課徴金賦課(第11条)
履行強制金賦課	課徴金の納付義務者が納付期限内に課徴金を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付する日までの期間に対し、課徴金金額の100分の5の範囲内で大統領令が定める加算金を徴収(第13条)

5.3 調停及び仲裁

(1) 意義

調停は、訴訟によらず、中立的な位置にある第三者の勧告によって紛争当事者間の合意を図る手続である。そして、仲裁とは、当事者間の合意(仲裁合意)により、当事者間の紛争を法院の訴訟手続によらず、第三者を仲裁人に選定し、その紛争の解決を仲裁人の決定に委ねるとともに、最終的にその決定に従うことで紛争を解決する手続をいう。

調停及び仲裁の内容は確定判決と同一の効力を有し、したがって、不応時には強制執行の行使が可能である。

(2) 調停、仲裁機関

韓国特許庁は2020年改正発明振興法の施行により、2020年8月5日から、営業秘密保護法に定められた不正競争行為及び営業秘密全般に関する紛争についても、産業財産権紛争調停委員会⁵⁸において調停が可能とした。

また、仲裁法に基づく仲裁機関としては、大韓商事仲裁院、ソウル地方弁護士会、韓国著作権委員会などがある。

(3) 長所と短所

⁵⁸ https://www.koipa.re.kr/adr/request_2.html (産業財産権紛争調停委員会オンライン申請ホームページ)によるオンライン受付、又はホームページからダウンロードした様式を利用して郵便、ファックス又は電子メールで申請書提出が可能。

調停や仲裁による場合、訴訟より迅速に結論を導き出すことができ、特に産業財産権紛争調停委員会を介する場合、調停費用が無料で、すべての手続きが非公開で進められるという点において、訴訟より有利な面がある。

ただし、調停の場合、訴訟と違って、国家権力による強制性がないため、調停案を受諾するかどうかは当事者の自由意思にかかっている。したがって、ある当事者の一方が調停に応じないと、紛争解決が遠のくという短所がある。

なお、仲裁の場合、法律に拘束されて判断する訴訟と異なり、仲裁人の主観が介入するおそれがある。また、不服申立ての手段がないため、両当事者の主張を形式的に折衝する線で終わる場合が多い。

第 3 編 各種関連書類参考書式(フォーム)

前述したように、営業秘密保護体制を構築するためには秘密保持契約書、営業秘密管理規定など様々な書式の書類を作成する必要がある。このため、特許庁、国家情報院、中小企業庁などの公共機関及び民間機関では、各種営業秘密保護関連書式を提供している。

以下本編では、特許庁の営業秘密保護センターで公開している標準書式に基づいて、関連書類の参考書式を開示している。このような標準書式はそのまま使用してはならず、各企業の規模、業種、及び営業秘密の特性などによって適切に修正又は変更して活用しなければならない。

1. 内部関係用標準書式

1.1 入社者との秘密保持契約書の例

秘密保持誓約書(入社者)

所属：

氏名：

生年月日： ____年__月__日

私は、20__年__月__日付で株式会社ABC(以下「会社」という。)に入社し、会社から営業秘密及び営業資産の重要性と営業秘密等の保護に係る法令及び会社の就業規則、営業秘密管理規定その他の社規、方針、政策等に関して十分な説明を受け、その内容を理解した上で、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 私は、以下の情報が会社の営業秘密に該当することを確認し、会社の就業規則、営業秘密管理規程その他の社規、方針、政策等を遵守することを誓約します。
 - ① 営業秘密管理規定その他会社の内部規定に記載された営業秘密保護対象
 - ② 営業秘密が表示された技術資料、工場配置図、製品設計図、金型、試作品、製造及び販売マニュアル、製造原価、販売及び価格決定、取引先資料、人材情報などに関する情報など
 - ③ 統制区域、施錠装置、パスワードなどでアクセスが制限されたコンピュータシステム、保管ロッカー、統制区域に保管されている記録媒体、文書、物、情報など
 - ④ [追加事項記載]
 - ⑤ その他会社が営業秘密として指定・表示、又は会社が営業秘密として管理している秘密情報

2. 私は、会社に在職中に取得することになる会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産などに影響を及ぼしうる有形・無形の情報その他会社の主要営業資産を在職時はもちろん、退職後にもこれを秘密に保持し、会社の事前書面同意なしには競合他社や第三者に提供又は漏洩せず、不正な目的で公開又は使用しないことを誓約します。

3. 私は、会社に在職中に取得することになる会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産などに影響を及ぼしうる有形・無形の情報その他会社の主要営業資産に対するすべての権利が会社の所有であることを認め、これを会社に帰属させることを誓約します。

4. 私は、会社に在職中に、会社の承認を受けなければ、統制区域、許可を受けていない情報、施設等にアクセスせず、会社の営業秘密を複製、又は写し等の形態で保管しないことを誓約します。
5. 私は、入社前又は在職中に取得した他人の営業秘密等に該当する情報を会社に提供又は開示せず、業務上その情報の開示が避けられないと判断する場合には、事前に会社と相談し、他人の営業秘密等を侵害しないことを誓約します。
6. 私は、会社に在職中に、会社の事前承認を受けない限り、会社と同種、類似業種の企業の役職員として兼職しない、又は諮問をしないことを誓約します。
7. 私は、会社のコンピュータ等の情報処理装置及び情報通信ネットワークを業務用にもみ使用し、会社が不法行為防止及び営業秘密等の保護のために必要な場合、私のコンピュータ等の情報処理装置や電子メール又はインターネット等の情報通信ネットワークの使用内訳、その他必要な情報をモニタリングすることができ、違法行為又は営業秘密等の漏洩や侵害の恐れがある場合、関連内容を閲覧することを理解し、これに同意します。
8. 私は、退職時に、在職中に保有していた会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産に関する資料の全てを会社に返却し、これに関するいかなる形の写しも個人的に保有せず、返却できないものは廃棄することを誓約します。

上記の誓約事項に違反した場合、関連法規による民事・刑事上の責任を負うことを誓約します。

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __.

誓約者： (署名)

株式会社ABC御中

1.2 在職者との秘密保持契約書の例

秘密保持誓約書(在職者)

所属:

氏名:

生年月日： ____年 ____月 ____日

私は、株式会社ABC(以下「会社」という。)に[]年[]月[]日に入社し、現在在職中の役職員であり、会社から営業秘密及び営業資産の重要性と営業秘密等の保護に係る法令及び会社の就業規則、営業秘密管理規程その他の社規、方針、政策等に関して十分な説明を受け、その内容を理解した上で、下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 私は、在職中に業務遂行の過程で取得した会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産を秘密に保持し、これに関する法規及び会社の就業規則、営業秘密管理規定その他の社規、方針、政策等を遵守いたします。
2. 私は、在職中に「営業秘密に関する業務記載」に関する業務を遂行する過程で取得した下記のような情報等が、会社の営業秘密あるいは主要営業資産であることを明確に認識しています。

区分	営業秘密/営業資産の名称	営業秘密/営業資産の説明
1		
2		
3		
4		

3. 私は、業務の遂行中又は業務と関係なく取得することになる会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の営業上の主要資産を、指定された業務に使用する場合を除き、会社の書面による事前の同意なく、いかなる方法であっても競合他社や第三者に提供又は漏洩せず、不正な目的で公開又は使用しないことを誓約します。
4. 私は、在職中に取得した会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産に関するすべての権利を会社に帰属させることを誓約します。

5. 私は、会社に在職中に、会社の承認を受けない限り、統制区域、許可を受けていない情報、施設等にアクセスせず、会社の営業秘密を複製又はコピー等の形で保管しないことを誓約します。
6. 私は、会社に在職中に、会社の事前承認を受けない限り、会社と同種、類似業種の企業の役職員として兼職又は諮問を提供しないことを誓約します。
7. 私は、退職時に、会社に在職中に保有していた会社の営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産及びそれに関する資料のすべてを会社に返却し、それに関するいかなる形の写しも個人的に保有せず、返却できないものは廃棄することを誓約します。
8. 私は、退職時には、退職日から[]年の期間、会社と合意した地域及び職務について会社の営業秘密あるいは営業資産が漏洩又は利用される可能性のある企業、団体に就職、又はそのような企業や団体を創業、又は設立して競争しないことを誓約します。もし、私が就業又は創業しようとする企業又は団体が本誓約書による競業禁止の対象となるか、対象であるかどうか不明な場合、事前に会社に通報し、会社の確認及び同意を得ることを誓約します。

上記の誓約事項に違反した場合、関連法規による民事・刑事上の責任を負うことを誓約します。

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __

誓約者： (署名)

株式会社ABC御中

1.3 退職後の競業禁止契約書の例

秘密保持誓約書(退職者)

所属:

氏名:

生年月日: ____年__月__日

私は[]年[]月[]日付で株式会社ABC(以下「会社」という。)を退職するにあたり、会社の営業秘密及び営業資産の保護のため、以下のとおり誓約します。

1. 私は、[]年[]月[]日付で会社に入社し、最終的に以下のような業務を遂行しました。

[部署名/職責/役職] _____

[業務内容] _____

2. 私は、会社に在職中に取得した下記のような営業秘密及び営業資産を含め、その他会社の営業秘密及び営業資産が会社の所有であることを明確に認識しており、退職後もこれを秘密に保持することはもちろん、会社の事前書面の同意なしに競合他社又は第三者に提供したり漏洩したりせず、不正な目的で使用しないことを誓約します。

区分	営業秘密/営業資産の名称	営業秘密/営業資産の説明
1		
2		
3		
4		

3. 私は、会社を退職した日から[]年間、下表に定める地域内で下表に定める業務に関し、上記第2項の営業秘密及び営業資産を含め、その他会社の営業秘密及び営業資産が漏洩、又は利用される可能性のある企業又は団体に就業、又はそのような企業又は団体を創業又は設立して会社と競争しないことを誓約します。もし、私が就業又は創業しようとする企業又は団体が本誓約書による競業禁止の対象となるか、対象であるかどうか不明な場合、事前に会社に通報し、会社の確認及び同意を得ることを誓約します。

[競業禁止地域] _____

[競業禁止業務] _____

4. 私は、退職時に会社から金[]ウオンを上記の秘密保持及び競業禁止約定の対価として別途支払いを受け、また退職後[]年になる時点及び[]年になる時点において、本誓約書に基づく義務遵守事実を会社に通知し、事実と確認された場合、各金[]ウオンの支払いを受けることに約定しました。
5. 私は、第2項及び第3項に定める義務に違反した場合、それによる損害賠償として金[]ウオンを会社に支払い、これとは別に上記第4項により支払いを受けた金銭及びこれに対する支払日からこれを返還する日までの法定利息を追加して、会社に返還することを約束します。
6. 私は、退職時に、第2項の営業秘密及び営業資産を含め、その他会社の営業秘密及び営業資産に関する資料を添付の営業秘密資料返却確認書と共に返却し、返却できないものは廃棄し、これに関するいかなる形の写しも個人的に保有しないことを誓約します。
7. 私は、退職後、私が在職中に使用したコンピュータ等情報処理装置や電子メール又はインターネット等の情報通信ネットワークの使用内訳、その他必要な情報を会社が調査することができ、不法行為又は営業秘密等の漏洩や侵害の恐れがあるときには、関連内容を閲覧することができることを(理解し、これに同意します。)

添付： 営業秘密資料返却確認書⁵⁹ 1部(○ページに様式掲載)

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __.

誓約者： (署名)

株式会社ABC御中

⁵⁹ 本編115ページに様式掲載

1.4 訪問者との秘密保持契約書の例

(秘密保持誓約書(統制区域立入者))

所属:

氏名:

生年月日: ____年 ____月 ____日

私は株式会社ABC(以下「会社」という。)の保護統制区域に立入るにあたり、会社の営業秘密及び営業資産の重要性と営業秘密等の保護に係る法令及び会社の営業秘密管理規定、その他の社規、方針、政策等に関して十分な説明を受け、その内容を理解した上で、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 私は、会社の保護統制区域である[] 統制区域/場所を記載 []に立ち入るにあたり、会社が秘密情報であることを表示するか、又は口頭で秘密情報であることを説明しながら公開した一切の情報(以下「営業秘密」という。)を秘密に保持し、会社の事前の書面同意又はこれに代えうる関連契約がある場合を除いては、私が所属している企業や団体その他第三者に提供又は漏洩せず、不正な目的で公開又は使用しないことを誓約します。
2. 私は、会社が定めた[]年[]月[]日から[]年[]月[]日まで上記保護統制区域に立入りし、その期間が満了した以降はいかなる事由であっても上記保護統制区域に立入りせず、必要な場合は再び会社から上記保護統制区域に対する立入許可を受けることを誓約します。

私が上記の誓約事項に違反した場合、関連法規及び契約による民事・刑事上の責任を負うことを誓約します。

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __

誓約者: (署名)

株式会社ABC御中

1.5 協力会社との秘密保持契約書の例

秘密保持誓約書(協力会社)

株式会社XYZ(以下「XYZ」という)は、株式会社ABC(以下「ABC」という)と相互協力関係を維持するにあたり、ABCの営業秘密及び営業資産の重要性と営業秘密等の保護に係る法令及びABCの営業秘密管理規程その他の社規、方針、政策等に関して十分な説明を受け、その内容を理解した上で、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. XYZは、ABCとの(協力関係に基づく契約名称等)契約(以下「協力契約」という。)を履行する過程で取得することになるABCの営業秘密、ABCの研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産を秘密に保持し、これに関する法規、契約及びABCの営業秘密管理規定、その他の社規、方針、政策等を遵守することを誓約します。
2. XYZは、契約を履行する過程で取得することになるABCの営業秘密、会社の研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他ABCの主要営業資産を、指定された業務に使用する場合を除き、ABCの事前の書面同意なしには、いかなる方法であっても第三者はもちろん、ABCの役職員にも提供又は漏洩せず、不正な目的で公開又は使用しないことを誓約します。
3. XYZは、ABCから事前に許可されていない統制区域又は情報、施設などにはアクセスせず、ABCから便宜上提供されたシステムID、パスワード、出入証等はXYZのみが使用し、他人に公開・貸与・譲渡せず、契約終了時にはこれを返還することを誓約します。
4. XYZは、契約の履行過程において取得することになるABCの営業秘密、ABCの研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形・無形の情報、その他会社の主要営業資産に関するすべての権利をABCが所有することを認め、これをABCに帰属させることを誓約します。
5. XYZは、契約が期間満了、解約、解除等の何らかの事由により終了する場合、XYZが契約の履行過程において取得したABCの営業秘密、ABCの研究開発・営業・財産等に影響を及ぼしうる有形型・無形の情報、その他ABCの主要営業資産及びこれに関する資料のすべてをABCに返却し、これに関するいかなる形態の写し又は複製物も保有せず、返却できないものは廃棄することを誓約します。
6. XYZは、XYZの役職員に対しても、上記の事項を遵守するよう本誓約書に記載された趣旨の義務を課するなど、必要な措置をとることを誓約します。

XYZは上記の誓約事項に違反する場合、契約の解約、解除及び関連法規による民事・刑事上の責任を負うことを誓約します。

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __.

誓約者：株式会社 XYZ

(住所) _____

代表取締役 (印)

株式会社ABC御中

1.6 営業秘密管理状況チェックシート

営業秘密名		担当者	
分類	項目	チェックリスト	チェック
制度的 規則	管理規定		
	分類及び指定		
	取扱い		
	生成と取得		
	教育及び訓練		
	アフターケア		
人的 管理	内部者	入社時	
		在職時	
		退職時	
	外部者	取引先	
		協力会社	
アクセス権者			
物理的 措置	統制区域設定	施錠装置	
		その他	
	コンピュータ 管理	パスワード	
		その他	
	通信セキュリ ティ	外部アクセス	
		内部アクセス	
		バックアップ	
	書類等の管理	秘密表示	
		保管	
		搬出、複製	
		回収及び廃棄	
	電子化された 媒体管理	秘密表示	
		保管	
		搬出、複製	
回収及び廃棄			
合計	必須改善項目（ 件）		推奨改善項目（ 件）

1.7 その他の書式

(1) 携帯用コンピュータ等の使用者との秘密保持誓約書

秘密保持誓約書 (携帯用コンピュータ等の使用者)

所属：

氏名：

生年月日： ____年 ____月 ____日

私は、株式会社ABC(以下「会社」という。)から営業秘密及び営業資産の重要性と営業秘密等の保護に係る法令及び会社の就業規則、営業秘密管理規程その他の社規、方針、政策等に関する十分な説明を受け、その内容を理解した上で、以下の事項を遵守することを誓約します。

私は、業務遂行のため、会社から以下のような装備の使用許可を受けたことを確認します。

物品の名称/種類： _____

物品管理番号： _____

使用期間： _____

1. 私は、会社が使用を許可した携帯用コンピュータ等情報処理装置(以下、「情報処理装置」という。)、USBメモリ等の電子記録媒体(以下、「電子記録媒体」という。)を業務目的でのみ使用し、パスワード設定等の方法により、その収録された情報が漏洩しないようにすることを誓約します。
2. 私は、情報処理装置及び電子記録媒体を第三者に譲渡するか、又は使用するよう提供せず、これに対する使用、携帯、保管等に相当な注意を払い、その使用中に発生する事項に対する一切の責任を負担することを誓約します。
3. 私は、会社が使用を許可した情報処理装置又は電子記録媒体であっても、会社の許可なく会社の営業秘密に関するいかなる形の資料であっても会社外に持ち出さず、万一持ち出す場合は、会社の事前確認手続き、パスワード設定等の必要なセキュリティ措置を遵守し、これに関するコピーも個人的に保管しないことを誓約します。

4. 私は、使用が許可された期間が満了するか、又はその前であっても、業務上携帯用コンピュータ等を使用する必要がなくなった場合、遅滞なく会社に返却することを誓約します。

上記の誓約事項に違反した場合、関連法規による民事・刑事上の責任を負うことを誓約します。

(上記の内容を確認して理解し、これに署名する)

20__ . __ . __ .

誓約者： (署名)

株式会社ABC御中

(2) 教育履修確認書

教育履修確認書

氏名 _____

所属 _____

役職 _____

私は、株式会社ABC(以下「会社」という。)の役職員として、会社が実施し以下の営業秘密保護教育に参加し、所定の教育を履修したことを確認します。

- ・ 教育日付 : _____
- ・ 教育場所 : _____
- ・ 教育内容 : _____

20__ . __ . __.

株式会社ABC

代表取締役

(印)

(3) 秘密資料・物品返却確認書

営業秘密資料・物品返却確認書

所属：

氏名：

生年月日：20__年__月__日

私は[]年[]月[]日付で株式会社ABC(以下、「会社」という。)を退職するにあたり、私が会社の業務を遂行する過程で取得した会社の営業秘密、その他主要営業資産及びこれに関して私が保有している以下のような資料(コピーを含む)及び物品をすべて会社に返却し、その他会社の営業秘密、その他主要営業資産を保有していないことを確認します。

No.	資料/物品の名称	資料/物品の内容
1		
2		
3		
4		

20__ . __ . __.

誓約者： (署名)

株式会社ABC御中

2. 外部関係用標準書式(1) 外部者との秘密保持契約書の例

2.1 外部者との秘密保持契約書の例

秘密保持契約書

株式会社ABC(以下「ABC」という。)と、株式会社XYZ(以下「XYZ」という。)は、秘密情報の提供に関し、下記のとおり秘密保持契約を締結する。

記

第1条(契約の目的)

本契約は、ABCとXYZが『(業務要旨の記載)(以下「本業務」という。)]』に関して、それぞれ相手方に提供する秘密情報を秘密に保持し、保護するために必要な諸事項を規定することを目的とする。

第2条(秘密情報の定義)

①本契約において「秘密情報」とは、ABC又はXYZが本業務の遂行過程で自ら知り得、又は相手方又はその職員(以下「相手方」という。)から提供を受けて知り得た相手方に関する一切の技術上又は経営上の情報及び、これを基に新たに発生した一切の技術上又は経営上の情報をいう。

② 第1項の秘密情報は、書面(電子文書を含む。以下同じ。)、口頭あるいはその他の方法で提供されるすべてのノウハウ、工程、図面、設計、実験結果、サンプル、仕様、データ、公式、製法、プログラム、価格表、取引明細書、生産単価、アイデア等すべての技術上又は経営上の情報とそれらの情報が収録された物又は装備等をすべて含む。

第3条(秘密の表示)

①各当事者が相手方に書面による秘密情報の提供を行う場合、その書面に秘密である旨を示す文句(「秘密」又は「対外秘」等の邦文又は英文で表示)を表示しなければならない。

②各当事者が相手方に口頭や映像又は当事者の施設、装備サンプルその他の品目を観察・調査させる方法で秘密情報を提供する場合には、直ちに相手方に当該情報が秘密情報に属することを告知しなければならない。この時、秘密情報を提供した当事者は、秘密情報提供日から15日以内に相手方に当該情報が秘密情報に属する旨の書面を発送しなければならない。

第4条(情報の使用用途及び情報取扱者の制限)

①各当事者は、相手方の秘密情報を「本業務」の遂行又は「本業務」に係る契約で定めた本来の目的にのみ使用すべきである。

② 各当事者が「本業務」の遂行のため相手方の秘密情報を第三者に提供する際は、事

前に相手方から書面による同意を得なければならず、その第三者との間で当該秘密情報の保持及び保護を目的とする別途の秘密保持契約を締結した後に、その第三者に当該秘密情報を提供しなければならない。

③ 各当事者は、直接的・間接的に「本業務」を遂行する役職員に限り、相手方の秘密情報を取り扱うことができるよう必要な措置を取らなければならず、当該役職員それぞれに相手方の秘密情報に対する秘密保持義務を周知させなければならない。その際、相手方は他の当事者に対し、当該役職員から秘密保持誓約書の提出を受けるなどして、当該情報の秘密性を保持するために必要な措置を求めることができる。

第5条(秘密保持義務)

① 各当事者は、相手方の書面承諾なしに、秘密情報を含め、本契約の締結事実や内容、「本業務」の内容などを公表、又は第三者に通知してはならない。ただし、客観的な証拠を通じて以下の各号に該当することが立証される情報は、秘密情報でないか、秘密保持義務がないものとみなす。

1. 相手方の秘密情報提供前に他の当事者がすでに知っているか、又は知りうる情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者の故意又は過失によらず公知の事実となった情報
3. 秘密情報の提供を受けた当事者が適法に第三者から提供を受けた情報
4. 秘密情報の提供を受けた当事者が秘密情報と関係なく独自に開発、又は知り得た情報
5. 第3条第2項により秘密情報であることを告知しないか、又は秘密情報に属する旨の書面を発送していない情報
6. 法院その他公共機関の判決、命令又は関連法令に基づく公開義務に従って公開した情報

② 各当事者が第1項第6号に従い情報を公開する場合には、あらかじめ相手方にその旨を書面で通知し、相手方が適切な保護及び対応措置ができるようにしなければならない。

第6条(資料の返還)

①各当事者は、相手方の要請があれば、いつでも相手方の秘密情報が記載されているか、又はこれを含む諸資料、装備、書類、サンプル、その他の有体物(コピー、複写物、模倣物、模倣装備などを含む)を直ちに相手方に返還するか、又は相手方の選択に従いこれを廃棄し、その廃棄を証明する書類を相手方に提供しなければならない。

②第1項の資料の返還又は廃棄に要する費用は、各当事者が均等に負担するものとする。ただし、資料の返還又は廃棄の義務者が、まずその費用を支出した後、相手方にその負担部分を精算して請求するものとする。

第7条(権利の不存在等)

- ① 本契約に基づいて提供される秘密情報に関するすべての権利は、これを提供した当事者に属する。
- ② 本契約は、いかなる場合であっても、秘密情報の提供を受ける者に対して秘密情報に関する何らかの権利や使用权を付与するものとは解釈されない。
- ③ 本契約は、いかなる場合であっても、当事者間において今後何らかの確定的な契約の締結、製造物の販売や購入、実施権の許諾などを暗示又は強制せず、その他本契約の当事者が秘密情報に関して他の第三者と何らかの取引や契約関係に入ることを禁止又は制限しない。
- ④ 秘密情報の提供者は相手方に秘密情報を提供する適法な資格があることを保証する。
- ⑤ 各当事者は、本契約の目的のために相手方の施設を訪問したりこれを利用する場合は、相手方の諸規定及び指示事項を遵守しなければならない。

第8条(契約期間)

- ① 本契約は、本契約の締結日から[]年間その効力を有する。
- ② 第1項に関わらず、本契約第4条、第5条及び第7条の義務は、本契約の契約期間が満了するか、又は本契約が解除・解約などの事由により終了した後から引き続き有効に存続するものとする。

第9条(損害賠償、違約罰)

- ① 本契約に違反した当事者は、これにより相手方が被った全ての損害を賠償しなければならない。
- ② 本契約に違反した当事者は、第1項の損害賠償と別に、相手方に違約罰として金[]ウォンを支払わなければならない。

第10条(権利義務の譲渡、契約の変更)

- ① 各当事者は、相手方の書面による事前の同意なしに本契約上の権利義務を第三者に譲渡、又は移転してはならない。
- ② 本契約の修正や変更は、両当事者の正当な代表者が記名押印又は署名した書面合意によってのみ行われる。

第11条(契約の分離可能性)

本契約のある規定が法院によって違法、無効又は執行不可能と宣言される場合でも、これは本契約の残りの規定の有効性に影響を及ぼさない。

第12条(紛争の解決)

本契約に関連して紛争が発生した場合、当事者の相互協議による解決を模索するが、紛争に関する合意がなされない場合には、[ソウル中央地方法院]を第1審管轄法院とし、訴訟を通じて紛争を解決することとする。

「ABC」と「XYZ」は、本契約の成立を証明するために、本契約書2部を作成し、それぞれ

れ署名（又は記名押印）の上、それぞれ1部ずつ保管する。

20____年 ____月 ____日

“ABC”

(名称) _____

(住所) _____

(代表者) _____

“XYZ”

(名称) _____

(住所) _____

(代表者) _____

2.2 紛争対応に関する書式

(1) 営業秘密侵害予防に関する通知書

通知書

受信:株式会社XYZ

参照:代表取締役

件名:営業秘密侵害予防促しの件

1. 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
2. 貴社に入社した下記の職員は、従前弊社で下記のように在職中に、職務に関して弊社の営業秘密を取得し、これに関して弊社は、下記の職員の退職時に、営業秘密保護誓約書の提出を受けました。

氏名	
所属	
役職	
在職期間	
担当業務	

3. よって、貴社で上記の職員が貴社の業務を遂行する過程で、弊社の営業秘密を侵害することがないように注意を促す次第でございます。

20__ . __ . __.

株式会社ABC
代表取締役 (印)

(2) 営業秘密侵害中止要請通知書

通知書

受信:株式会社XYZ

参照:代表取締役

件名:営業秘密侵害予防促しの件

1. 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
2. 貴社に入社した下記の職員は、従前弊社で下記のように在職中に、職務に関して弊社の営業秘密を取得し、これに関して弊社は下記の職員の退職時に、営業秘密保護誓約書の提出を受けました。

氏名	
所属	
役職	
在職期間	
担当業務	

3. よって、貴社で上記の職員が貴社の業務を遂行する過程で、弊社の営業秘密を侵害することがないように注意を促す次第でございます。

20__ . __ . __.

株式会社ABC

代表取締役 (印)

(3) 合意書(紛争終結合意時)

合意書

株式会社ABC(以下「ABC」という。)と株式会社XYZ(以下「XYZ」という。)は、XYZの営業秘密侵害事件を円満に解決するため、以下のとおり合意する。

1. XYZは、ABCが開発した []に関する営業秘密(以下「本件営業秘密」という。)を侵害し、xyz製品(以下「侵害製品」という。)を生産及び販売したことを認める。
2. XYZは、本合意書を作成した日から侵害製品を生産、販売、輸出、譲渡及びこれに関する広告をしてはならない。ただし、XYZが本合意書を作成する前日まで生産した侵害製品は、ABCの数量確認及び書面承認を受けて 年 月 日まで販売、輸出及び譲渡ができ、その期間が経過したときはABCの確認を受けて廃棄しなければならない。
3. XYZは、 年 月 日までにABCに本件営業秘密の侵害に対する損害賠償として金[]ウォンを支払わなければならない。もしこれを遅滞するときは、その遅滞日数に対して上記の金員に年[5]%の率による遅延利息を加えて支払わなければならない。
4. XYZが本合意に違反して侵害製品を生産、販売、輸出、譲渡及び広告したときは、損害賠償と別途で、本合意に違反して生産、販売、輸出又は譲渡した侵害製品1つにつき金[]ウォンを、本合意に違反して広告した場合にその違反行為1回につき金[]ウォンを違約罰としてABCに各支払わなければならない。

20__年 __月 __日

“ABC”
(名称) _____
(住所) _____
(代表取締役) _____ (印)

“XYZ”
(名称) _____
(住所) _____
(代表取締役) _____ (印)

(4) 合意書(技術料支払合意時)

合意書

株式会社ABC(以下「ABC」という。)と株式会社XYZ(以下「XYZ」という。)は、XYZの営業秘密侵害事件を円満に解決するため、以下のとおり合意する。

1. XYZは、ABCが開発した[]に関する営業秘密(以下、「本件営業秘密」という。)を侵害し、[]製品(以下、「侵害製品」という。)を生産及び販売したことを認め、これに対する損害賠償として[]年[]月[]日までにABCに金[]ウォンを支払うものとし、もしこれを遅滞するときは、その遅延日数に対して上記の金員に年[5]%の率による遅延利息を加えて支払うものとする。
2. XYZは、本合意書を作成した日から[]年間適法に侵害製品を生産、販売、輸出及び広告することができる。
3. XYZは、第2項の期間(以下「合意期間」という。)に販売した侵害製品(返品又は戻入された侵害製品の数量は除くが、広告、宣伝のために無償で提供した侵害製品の数量は含む)1個につき金[]ウォンを技術料としてABCに支払うものとするが、合意期間に、毎年6月30日と12月31日を基準に技術料を精算し、毎年1月1日から6月30日まで販売した数量については毎年7月31日に、毎年7月1日から12月31日まで販売した数量については、その翌年1月31日までにそれぞれ支払うものとする。
4. ABCは、XYZの侵害製品販売数量に対して異議があるときは、XYZの売上資料、その他会計資料を閲覧及び調査することができ、XYZは、ABCの会計資料閲覧及び調査に協力しなければならない。この際、ABCは公認会計士を委嘱し、XYZの売上資料、その他の会計資料を閲覧及び調査させることができ、XYZはこれに対して異議を唱えることができない。
5. XYZ又はXYZの役員及び被用者が本件営業秘密を改良、拡張、代替、追加等の方法により開発した技術(以下「改良技術」という。)に関する新たな特許、実用新案等知的財産権を取得しようとする場合には、事前にABCに書面でその事実を通知しなければならない。その改良技術に関する知的財産権はABCとXYZの共有とし、その出願、登録、維持費用は、ABCとXYZの共同負担とする。
6. XYZがABCに支払った第1項及び第3項の金員は、本件営業秘密に関するいかなる事由によっても返還を請求することができない。

7. ABCは、XYZが実施する本件営業秘密が第三者の権利を侵害しないか、又は事業化、商用化が可能であることを保証するものではなく、本件営業秘密の実施によりXYZに発生したいかなる損失(第三者に対する実施料支払いを含む)についても責任を負わない。

8. ABCとXYZは、XYZの本件営業秘密侵害に関し、本合意により全ての紛争を清算し、一切の民事・刑事上の異議を提起しないこととする。

20__年 __月 __日

“ABC”

株式会社ABC

(住所) _____

(代表取締役) _____ (印)

“XYZ”

株式会社XYZ

(住所) _____

(代表取締役) _____ (印)

3. 営業秘密保護規定

3.1 営業秘密管理規定

営業秘密管理規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は株式会社ABC(以下「会社」という。)の情報資産、セキュリティ事項、営業秘密及びその他知的財産権の管理及び保護に関する必要な事項を定め、会社の発展を図ることを目的とする。

第2条(定義)

この規定で使用される用語の定義は、以下のとおりである。

1. 「情報」とは、会社の経営又は活動に必要な一切の知識をいう。
2. 「情報資産」とは、「情報及び情報システム」を包括した概念をいう。
3. 「情報システム」とは、会社が保有しているコンピュータ、電算システム、ネットワーク、ソフトウェア及び各種映像媒体施設物等、「情報」を管理するのに必要な全ての資産をいう。
4. 「営業秘密」とは、会社が保有又は保有する情報として公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであり、合理的努力により秘密に保持された生産方法・販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。
5. 「知的財産権」とは、人間の創造的活動又は経験によって創出され、又は発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形のものであって、財産的価値が実現できることに関する権利をいう。
6. 「役職員」とは、会社に在職する役員と職員をいう。

第3条(セキュリティ業務の分類)

①会社のすべての「情報」について、「一般業務」と「セキュリティ業務」とに区分し、「セキュリティ業務」はさらに「システムセキュリティ業務」と「一般セキュリティ業務」とに区分される。

②「システムセキュリティ業務」は、コンピュータ、情報通信ネットワーク等、主としてコンピュータを介して行われる情報システムに関するセキュリティ業務をいい、「一般セキュリティ業務」とは、それ以外の全ての部門の情報セキュリティ業務をいう。

第4条(適用範囲、保護対象)

①この規定は、会社に新規採用・在職・退職するすべての役職員と外部協力会社とパートナー、その他会社に入出入りするすべての人に適用する。

②この規定は会社が保有している以下の各号をその保護対象とする。

1. 営業秘密そのもの
2. 営業秘密が化体された物及び物体(例:書類、図面、複写物、磁気テープ、コンピュータ、CD、DVD、USB、外付けHDD、電話機、資材、生産品等)
3. 営業秘密生産設備と装備
4. 営業秘密統制区域
5. 知的財産権
6. その他会社機密に関する情報資産

第2章 営業秘密の保護管理

第5条(セキュリティ業務の組織及び機能)

①会社は、営業秘密その他情報資産の管理と保護のために、会社内のすべてのセキュリティ業務を総括担当するセキュリティ管理責任者を指定する。

②セキュリティ管理責任者の職務は、以下の各号のとおりである。

1. 部署別営業秘密保護及び管理に関する計画樹立及び調整
2. 所管営業秘密の等級分類
3. 営業秘密に関する教育の実施
4. 営業秘密保有現況調査及び管理監督
5. 秘密保持契約及び誓約書等の執行
6. セキュリティ関連規定及び指針の樹立・調整
7. その他会社の営業秘密保護その他セキュリティに関して必要な事項

③セキュリティ管理責任者は四半期別に代表取締役へセキュリティ業務の現況を報告しなければならないが、役職員が重要な営業秘密を開発又は創出した場合も同様とする。

④会社の各部署長は部署業務に関する営業秘密(第6条の一級秘密を除く)の管理責任者として、第2項第1号から第5号及び第7号の職務を遂行する義務と責任を有する。

⑤セキュリティ管理責任者は、各部署長とセキュリティ業務に関する協力体制を樹立し、社内の主要なセキュリティ状況を共有し、必要な事項については全役職員に告知する。

第6条(営業秘密の分類と基準)

①会社は営業秘密について、その重要性和価値の程度によって「一級秘密」「二級秘密」「三級秘密」の3段階に分類し、必要に応じてその分類を変更することができる。

②「一級秘密」とは、競合他社又は対外に流出する場合、会社が莫大な損害を被り得る以下の各号の営業秘密をいう。

1. 会社の基盤技術及びこれに対する知的財産権の出願に関する事項
 2. 世界超一流技術、国防・安保関連技術又は国家コア技術に関する事項
 3. 会社の営業戦略、M&Aその他会社の重要営業秘密に該当する事項
- ③「二級秘密」とは、競合他社又は対外に流出した場合、会社に被害を与えかねない営業秘密のうち、「一級秘密」に該当しない営業秘密をいう。
- ④「三級秘密」とは、「一級秘密」又は「二級秘密」ではない「営業秘密」をいう。
- ⑤営業秘密は、以下の各号の期間保存する。ただし、会社のセキュリティ管理責任者又は各部署長は各営業秘密の特性を考慮して、以下の第2号、第3号の保管期間より長期間を保存期間として指定することができる。
1. 一級秘密:永久保存
 2. 二級秘密:10年 3. 三級秘密:5年

第7条(営業秘密の表示及び保管)

- ①営業秘密は、その表紙に「対外秘」の表示と共に、各等級によって以下のように区分して表示しなければならない。
1. 一級秘密:対外秘|1級
 2. 二級秘密:対外秘|2級
 3. 三級秘密:対外秘|3級
- ②営業秘密が化体された書類、物等は、一般文書、物と分離して、別途の保存箱、金庫等セキュリティ装置を備えた容器に入れ、特別に管理しなければならない。
- ③ 営業秘密が含まれている電子文書は、一般の電子文書と分離して、パスワードを設定し、営業秘密取扱資格がある者以外は閲覧できない方法で保管しなければならない。

第8条(営業秘密統制区域の設定)

- ①営業秘密の保護と、重要施設装備及び資材の保護のために、必要な場合、一定の範囲を統制区域に指定し、必要に応じてCCTV及び施錠装置その他の統制区域を保護するための装置又は設備を設置する。
- ②第1項の統制区域には、外部から認識できる適切な方法により「統制区域」である旨を表示し、会社から事前に許可を受けた関係者以外の出入りを統制しなければならない。
- ③第1項の統制区域には出入者名簿を備え、出入者を記録・保存しなければならず、必要な場合には出入者から営業秘密保護に関する覚書又は誓約書を徴求しなければならない。

第9条(管理台帳)

各営業秘密の管理責任者は、第7条第2項により管理している営業秘密について、等級別に別紙第1号書式の営業秘密管理台帳(以下「管理台帳」という。)を備え、変動事項等に関する記録を維持・管理しなければならない。

第10条(取扱資格)

第6条により分類された営業秘密の取扱資格は、以下の各号のとおりである。

1. 一級秘密:代表取締役、代表取締役が指定した役職員、セキュリティ管理責任者
2. 二級秘密:1級秘密取扱者、当該営業秘密が属する担当部署の部署長及び実務担当者
3. 三級秘密:2級秘密取扱者に同じ

第11条(セキュリティ点検)

- ①セキュリティ管理責任者は、営業秘密を取り扱う各部署に対して定期的にセキュリティ点検を実施しなければならない。
- ②セキュリティ管理責任者は、営業秘密保護のために必要な場合は、代表取締役にその理由を報告した上で、特定の役職員及び部署を選定し、抜き打ちでセキュリティ点検を実施することができる。

第12条(復旧)

各営業秘密の管理責任者は、営業秘密に対する危険が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、遅滞なくセキュリティ管理責任者及び関連部署にこれを通報し、直ちに必要な措置をとらなければならない。

第13条(物品の搬入、搬出)

- ①会社の資産及び物品を搬入・搬出する役職員は、管理責任者又は関連部署長の事前承認を得なければならない。
- ②コンピュータ等情報処理装置(携帯用を含み、以下「コンピュータ」という。)及びUSBメモリ、外付けHDD等電子記録媒体(以下「電子記録媒体」という。)等を使用する役職員は、事前にセキュリティ管理責任者又は担当部署長の承認を得なければならず、会社の業務のためにのみ使用すべきである。
- ③コンピュータ又は電子記録媒体を搬入・搬出する場合、これの使用者は関連規定に従い、搬入・搬出日、機器仕様、使用用途、使用者情報等を作成して担当部署長に提出し、担当部署長はこれを直接確認した後、使用者が提出した書類をセキュリティ管理責任者に提出しなければならない。
- ④セキュリティ管理責任者は、第3項の書類を別途保管し、社内のコンピュータ及び電子記録媒体等の存在及び使用状況を随時確認しなければならない。

第14条(非常対策)

- ①営業秘密管理責任者は、火災又は自然災害等の非常状況に備えて、コピーの作成が必要な営業秘密については、セキュリティ管理責任者と協議の上、コピーを作成し、これを別の場所に保管して定期的に管理しなければならない。
- ②セキュリティ管理責任者は、火災や自然災害及び会社の機密流出等の非常状況発生時、会社の被害を最小限に抑えるための関連規定及び指針を樹立し、これを全役員に告知しなければならない。

第3章 営業秘密の生成と取得

第15条(営業秘密の創出及び帰属)

役職員が職務に関して研究・開発又は取得した営業秘密は会社の所有であり、当該役職員はこれを会社に帰属させなければならない。ただし、役職員が自らの一般的知識、経験、技術に基づいて創出した営業秘密については、特別の約定又は規定がある場合には、その約定又は規定に従い、その約定又は規定がない場合には当該役職員の所有とする。

第16条(営業秘密の申告)

- ①役職員が在職中に営業秘密を創出した場合には、関連部署の長に申告しなければならない。
- ②役職員が本規定の適用を受けない他人と共同で会社の業務に関する営業秘密を創出した場合も、第1項の規定により申告しなければならない。

第17条(報奨)

役職員が創出した営業秘密の中でこれによって会社の利益が発生し、相当の価値がある営業秘密に対しては、職務発明に準じて報奨金を支払わなければならない。

第18条(取得)

役職員が営業秘密を外部から取得した場合、関連部署の部署長に申告し、関連部署の部署長は、これを管理台帳に記載して役職員が創出した営業秘密と同じ方法で管理する。

第4章 営業秘密の使用

第19条(使用)

- ①会社の営業秘密は、第10条に基づき営業秘密取扱資格が認められる営業秘密管理責任者の承認を得て使用することができる。
- ② 会社の営業秘密を使用又はこれを搬出する場合は、事前に営業秘密管理責任者に申請しなければならない。上記の管理責任者は申請人の営業秘密取扱資格を確認した後、その資格が認められる場合に限り、別紙第2号書式の営業秘密使用台帳(以下「使用台帳」という。)に申請内訳を記載の上、当該営業秘密を搬出、又は使用するようしなければならない。この際、第一級秘密の使用又は搬出については、あらかじめセキュリティ管理責任者の同意を得なければならない。

第20条(譲渡)

- ①営業秘密を譲渡する際は、関連部署と協議をして、営業秘密管理責任者、セキュリティ管理責任者及び代表取締役の承認を得なければならない。
- ②営業秘密管理責任者は、営業秘密を譲渡した後も、必要に応じて関係記録を廃棄せず、営業秘密の保持・管理を行わなければならない。

第21条(部署間での使用)

会社内部の部署間で営業秘密を貸与・使用・流通のために移送する際は、第19条により部署責任者間で引継手続きを経なければならず、営業秘密を移送された部署の責任者は、当該営業秘密の使用が終了するときは、直ちに引受手続きを経て、当該営業秘密を元々保管していた部署に返還しなければならない。

第22条(移送方法)

①営業秘密を社内で貸与・使用・流通のために移送する際は、密閉包装や容器等を使用しなければならない。

②やむを得ず営業秘密を通信手段によって移送するときは、セキュリティが設定されたファイル等を使用し、又は主要内容部分は、これを分離して移送するなど必要なセキュリティ措置をとらなければならない。

第23条(管理・廃棄)

①会社の営業秘密は別表1. 営業秘密別管理基準に従って管理する。

②これ以上活用価値のない営業秘密は一定の手続きによって廃棄することができ、廃棄後も必要な場合は引き続き保護・管理する。

第5章 役職員の営業秘密保護義務

第24条(入社時)

会社が新規に採用した役職員に対しては、別紙第3号の秘密保持誓約書を作成し、提出するようにする。

第25条(在職中の営業秘密漏洩禁止)

①役職員は在職時に取得した営業秘密に対しては、この規定に基づいて取り扱い・管理しなければならない。許可なくこれを流出・公開又は使用してはならない。

②研究開発の結果、新製品等を発表したり展覧会等に出品してやむを得ず営業秘密を開示することになる場合は、事前に当該営業秘密の管理責任者及びセキュリティ管理責任者の承認を得なければならない。

③会社は、役職員の在職中に定期的に別紙第4号の秘密保持誓約書を徴求することができ、プロジェクトへの参加など必要な際は別紙第5号の秘密保持誓約書を徴求することができる。

第26条(退職時)

①会社の役職員であった者は、会社の事前承認なく、在職時に取得した営業秘密を公開・流出又は使用してはならない。

②役職員が退職する場合、その役職員が保有しているすべての営業秘密を返納してもらい、別紙第6号書式の秘密保持誓約書を徴求しなければならない。

第6章 協力会社等に対する秘密管理

第27条(協力会社その他第三者)

協力会社その他第三者に営業秘密を提供し、又は営業秘密に関する業務を行わせる場合には、当該協力会社その他第三者に別紙第7号書式の秘密保持誓約書を作成させ、提出させなければならない。

第28条(共同プロジェクト、技術提携契約)

①会社が外部機関等に研究開発プロジェクトを依頼、又は外部機関との間で技術提携契約を締結するにあたり、会社の営業秘密を開示しなければならない場合、外部機関の参加役職員には別紙第8号書式の秘密保持誓約書の提出を受け、外部機関との間では別紙第9号書式の秘密保持契約を締結した上で、営業秘密を開示するものとする。

②会社は外部機関との協議により、第1項の第8号書式又は第9号書式の内容の一部を変更することができる。

第7章 システムセキュリティ管理

第29条(コンピュータの使用)

①社内のすべてのコンピュータ使用者はソフトウェアの違法コピーを使用してはならず、ソフトウェアの違法コピーを使用することによるすべての責任は使用者本人にあり、会社は責任がない。

②社内の全てのコンピュータ使用者は、ウイルス侵入及びハッキングを防止するためのソフトウェアと各種セキュリティソリューションをインストールして、定期的にバックアップ及びアップデート管理をしなければならない。

第30条(通信ネットワークの使用)

①役職員は会社内で共通で使用される通信ネットワークのみを使用しなければならない。

②セキュリティ管理部署及びセキュリティ管理責任者は、会社の営業秘密保護及び業務の効率性確保のため、インターネット上の特定サイトへのアクセスを統制することができる。

③役職員は会社で使用を禁止したEメールを使用してはならない。

④役職員は外部に文書を発送する場合には部署長の事前承認を受けなければならない。ただし、専決権のある役職員は、この限りでない。

第31条(システム管理)

①セキュリティ管理責任者は、会社のセキュリティシステムを年1回以上定期的に点検し、その結果を全役職員に対して告知する。

②役職員は会社のセキュリティシステムに対する問題を発見次第、セキュリティ管理責任者にその事実を申告しなければならない。

③システムセキュリティについては、この規定によるほか、別途規定するところによる。

第8章 営業秘密侵害救済

第32条(救済措置)

- ①セキュリティ管理責任者及び各部署長は、会社の営業秘密を侵害された際は、遅滞なく関係法令及び社規による必要な救済措置を取らなければならない。
- ②セキュリティ事故発生時、業務担当者とセキュリティ管理責任者等の関係者は、事件の調査及び解決に誠実に協力しなければならない。

第33条(営業秘密漏洩者に対する懲戒)

営業秘密漏洩者に対しては、第29条の規定による措置を取るとともに、別途社規により懲戒することができる。

第34条(関連者に対する懲戒)

営業秘密漏洩を不注意又は過失で知り得なかったか、又は防げなかった関係者に対しても、社規により懲戒することができる。

第9章 補則

第35条(教育)

- ①セキュリティ管理責任者は、全役職員に対して定期的に営業秘密に関する教育を行わなければならない。
- ②営業秘密教育は外部に委託して行うことができる。

付則

1. この規定は、20 年 月 日から施行する。
 2. この規定の施行前から保有している営業秘密のうち、主要営業秘密については、規定施行後1ヶ月以内に等級分類(再分類)をして等級を指定(再指定)する。
1. 「一級秘密」を記録した文書、図面、写真、書籍、磁気テープ、FD、CD、コンピュータサーバ等(以下「記録媒体」という。)の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 保管

- ・記録媒体は、営業秘密管理台帳に記録媒体の要旨を記入した後、他の文書と区別して、施錠装置のある保存箱に厳重に保管しなければならない。その際、鍵等は管理責任者が保管する。
- ・電子化された情報を情報システム機器に保管する場合は、暗号化等の適切な措置を取り、当該情報システム機器を統制区域内に設置する。もし当該情報システム機器を統制区域内に設置できない場合は、管理責任者は、他人のアクセスを防止するための最善のセキュリティ措置をとらなければならない。
- ・電子化された情報を外部記録媒体に保管する場合、暗号化等の適切な措置を取り、当該外部記録媒体を施錠装置のある保存箱等に厳重に保管しなければならない。その際、

鍵等は管理責任者が保管する。

(2) 閲覧

- ・管理責任者の許可なく記録媒体を閲覧することができない。
- ・当該情報へのアクセスの許可を受けていない者は記録媒体を閲覧することができない。
- ・電子化された情報の画面表示は、入室制限され当該情報の保有者が実在する場所において、他人に見えないように格別の注意を払って行われなければならない。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に閲覧者名、日時等を記録する。

(3) 複製

- ・管理責任者の許可なく記録媒体を複製できない。このとき、複製物は原本と同等に「一級秘密」として扱わなければならない。
- ・電子化された情報の複製は管理責任者のみが実施できる。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に複製者名、日時、目的等を記録する。

(4) 搬出

- ・管理責任者の許可なく記録媒体を搬出することができない。
- ・管理責任者の許可がある場合でも、許可を受けた本人のみが記録媒体を所持し、漏洩及び紛失の責任を負うこととする。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に搬出者名、日時、目的、返却時期等を記録する。

(5) 廃棄

- ・記録媒体は、使用后、記録媒体を配付された者の責任の下、適切な方法により廃棄するものとする。
- ・電子化された情報は、管理責任者の承認を得て、第三者が残留情報を解読できないように必要な措置をとった後に廃棄するものとする。
- ・管理責任者は営業秘密管理台帳に廃棄日時等を記録する。

2. 「二級秘密」記録媒体の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 保管

- ・記録媒体は営業秘密管理台帳に記録媒体の要旨を記入した上で、他の文書と区別して、施錠装置のある保存箱に厳重に保管しなければならない。その際、鍵等は管理責任者が保管する。
- ・電子化された情報を情報システム機器に保管する場合には、暗号化等の適切な措置を取り、当該情報システム機器を統制区域内に設置する。もし当該情報システム機器を統制区域内に設置できない場合は、管理責任者は、他人のアクセスを防止するための最善のセキュリティ措置をとらなければならない。
- ・電子化された情報を外部記録媒体に保管する場合、暗号化等の適切な措置を取り、当該外部記録媒体を施錠装置のある保存箱等に厳重に保管しなければならない。その際、

鍵等は管理責任者が保管する。

(2) 閲覧

- ・記録媒体は重大な必要性が認められる場合には、記録媒体所持者の責任の下、関係者に閲覧させることができる。
- ・電子化された情報の画面表示は、他人に見えないように注意を払って行われなければならない。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に閲覧者名、日時等を記録する。

(3) 複製

- ・記録媒体は重大な必要性が認められる場合、記録媒体所持者の責任の下に複製することができる。ただし、複製物は原本と同等「二級秘密」として扱わなければならない。
- ・電子化された情報の複製は、管理責任者の承認を得て、記録媒体を配付された者の責任の下に行うことができる。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に複製者名、日時、目的等を記録する。

(4) 搬出

- ・業務上の必要性が認められた場合にのみ記録媒体を搬出することができる。
- ・この場合、記録媒体を搬出した本人が記録媒体を所持するようにし、漏洩及び紛失の責任を負うこととする。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に搬出者名、日時、目的、返却時期等を記録する。

(5) 廃棄

- ・記録媒体は、使用后、記録媒体を配付された者の責任の下に、適切な方法により廃棄するものとする。
- ・電子化された情報は、第三者が残留情報を解読できないように必要な措置を取った上、廃棄するものとする。
- ・管理責任者は営業秘密管理台帳に廃棄日時等を記録する。

3. 「三級秘密」記録媒体の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 保管

- ・記録媒体は営業秘密管理台帳に記録媒体の要旨を記入した上、他の文書と区別して保管しなければならない。
- ・電子化された情報を情報システム機器に保管する場合は、暗号化等の適切な措置をとる。
- ・電子化された情報を外部記録媒体に保管する場合、暗号化等の適切な措置を取り、当該外部記録媒体を施錠装置のある保存箱等に厳重に保管しなければならない。その際、鍵等は管理責任者が保管する。

(2) 閲覧

電子化された情報の画面表示は、他人に見えないように注意を払って行われなければならない。

(3) 複製

- ・記録媒体は重大な必要性が認められる場合、記録媒体所持者の責任の下に複製することができる。
- ・電子化された情報の複製は、重大な必要性が認められる場合に限り、記録媒体を配布された者の責任の下で行うことができる。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に複製者名、日時、目的等を記録する。

(4) 搬出

- ・記録媒体を搬出した本人のみが記録媒体を所持するようにし、流出及び紛失の責任を負うこととする。
- ・管理責任者は営業秘密使用台帳に搬出者名、日時、目的、返却時期等を記録する。

(5) 廃棄

- ・記録媒体は、使用后、済記録媒体を配付された者の責任の下に、適切な方法により廃棄するものとする。
- ・電子化された情報は、第三者が残留情報を解読できないように必要な措置を取った後、廃棄するものとする。
- ・管理責任者は営業秘密管理台帳に廃棄日時等を記録する。

3.2 システムセキュリティ規定

システムセキュリティ規定

第1条(目的)

この規定は、会社の情報システムと情報通信のセキュリティに関する必要な事項を定め、会社の発展を図ることを目的とする。

第2条(用語の定義)

この規定において使用する用語の定義は、以下の各号のとおりである。

1. 「電算室」とは、業務用電算装備及び共用ネットワーク装備が保管される場所をいう。
2. 「システム管理者」とは、業務及び研究目的として保有している情報通信システムの運用及び管理責任を有する該当部署の部署長をいう。
3. 「ホームページ」とは、会社の代表ホームページ及び会社の業務に関連して制作して、対外サービスを行うすべてのものをいう。
4. 「情報セキュリティ、情報保護」とは、情報通信手段により処理、保存、疎通される情報を保護するか、又はハッキング等外部脅威から脆弱要因を除去するための各種手段及び方法をいう。
5. 「情報通信システム」とは、業務処理又は研究目的の遂行のためにネットワークに接続し、多数の人員が利用するサーバ及び情報通信装備をいう。
6. 「補助記録媒体」とは、ディスク、移動型ハードディスク(HDD)、USBメモリ、CD(CompactDisk)、DVD(DigitalVersatileDisk)、携帯電話等資料を保存できる一切のものであって、パソコン等の情報通信システムと分離できる記憶装置をいう。

第3条(システムセキュリティの範囲)

システムセキュリティ管理は、以下の各号のとおりとする。

1. 電算室のセキュリティ
2. 情報資料
3. パソコン(デスクトップ、ノートパソコン、タブレット、スマートフォンなど)
4. 電子メール及び有無線通信ネットワーク
5. ホームページなど公開用ウェブサーバー、SNS(ブログなど)の管理
6. 無線LAN
7. 情報通信ネットワークの新・増設及び情報システムの交替等を行う場合のセキュリティの検討
8. その他のシステムセキュリティ業務に関する事項

第4条(電算室保護対策) 電算室運営部署長は、電算室を制限区域とし、以下の各号の対策を講じなければならない。

1. 防災対策及び外部からの危害防止
2. 電算資料又は装備別取扱者指定運営
3. 常時利用する出入口は1ヶ所と定め、二重ドアとセキュリティ装置を設置
4. その他の電算業務非関連者の立入制限等

第5条(情報資料セキュリティ管理)

①システム管理者は、電算資料及びセキュリティが要求されると判断する電算資料の流出、破壊又は変造等に備えて、以下の各号のように保護対策を講ずる。

1. 電算資料保有現況の管理
2. 装備の搬入・搬出を統制
3. 情報通信ネットワークへの不法アクセス及びコンピュータウイルス被害の予防
4. 重要資料のバックアップ体系の樹立・施行
5. 最新ソフトウェアセキュリティパッチ(patch)の適用

②システム管理者は人為的又は自然的な原因による情報通信システムの障害発生に備えて、システム二元化、バックアップ管理、復旧など総合的なトラブル復旧対策を樹立・施行しなければならない。トラブル復旧システムは以下の各号のとおりである。

1. 重要資料の二重バックアップシステムの構築
2. サーバと物理的に隔離された場所に別途のバックアップシステムを構築
3. リアルタイムバックアップシステムの構築

③システム管理者は、情報通信システムを利用するための使用者アカウントを発行し、非認可者に不必要なサービスを許可しないよう、セキュリティ機能を設定しなければならない。

④システム管理者はパスワードなど使用者識別及び認証がない使用者アカウントは使用できないようにし、退職時に使用者アカウントを直ちに閉鎖する。

⑤主要情報通信システムのオペレーティングシステムに直接アクセスできる権限は、システム管理者にのみ許容し、一般使用者アカウントの付与は制限する。

⑥一般使用者による情報通信システム保有資料の利用は、システム管理者が許可したアプリケーションソフトウェアを通じて利用することを原則とし、業務別、資料別の重要度に応じて使用者別にアクセス権限を付与しなければならない。

⑦システム管理者は、非認可者の情報通信システムへの侵入事実を認知した場合、システム保護のためのアクセス遮断など初動措置を取り、電算部署長に連絡し、電算担当部署長は代表取締役及びセキュリティ管理責任者に報告しなければならない。

⑧システム管理者は、情報通信システムに対して外部業者の遠隔メンテナンス作業を許容してはならない。ただし、やむを得ない場合、必要なセキュリティ対策を講じてから許容することができ、その際も遠隔メンテナンスの内容を確認監督し、必ず記録として保持しなければならない。

⑨主要情報通信システムは、システム管理者が一点検しなければならない。点検内容は、以下の各号のとおりである。

1. 装備の全般的な運営状態の点検
2. 装備障害発生 of 事前防止のための予防点検
3. 装置ログ分析及びその結果による適切な対処

4. ソフトウェアの適正な活用の有無、ソフトウェアの違法コピーのインストール有無、セキュリティパッチの適用、バージョンのアップグレードを遂行及び点検
5. 障害が発生、又は障害が発生する恐れがある場合、適切な対処又は専門整備業者への依頼

第6条(補助記録媒体のセキュリティ管理)

- ①補助記録媒体の管理責任者は使用者の所属部署長となり、管理責任者は業務用補助記録媒体について別紙第1号書式を使用して管理(登録、破棄、搬出、搬入)しなければならない。登録されていない媒体は使用することができない。
- ② 重要資料は必ずパスワードが設定されるか、セキュリティプログラムが適用された補助記録媒体に保存する。
- ③パスワードが設定されるか、又はセキュリティプログラムが適用された補助記録媒体を使用する場合、公認機関等のセキュリティ適合性検証を受けた製品を使用する。
- ④ 補助記録媒体の紛失時、使用者は直ちに管理責任者に報告する。
- ⑤ 電算担当部署では、必要に応じて各部署の管理台帳を点検できる。
- ⑥ 研究員は、補助記録媒体を管理するために管理システムを活用でき、セキュリティ政策及び運営基準は、以下の各号のとおりである。
 1. 本システムの目的のために、全職員は会社で使用するパソコンは、補助記録媒体管理のためのクライアントプログラムを設置しなければならない。
 2. 会社から流出するすべての資料に対し、同システムを利用して調査できる。
 3. 本システムを利用して会社から外部に流出(転送)するすべての資料は、一定期間保管できる。
 4. このシステムに登録されていない補助記録媒体の使用は、統制されることができない。
- ⑦第6項の管理システムを利用して収集した資料は、情報流出の確認作業など会社の情報セキュリティ目的以外のどのような目的であっても公開してはならない。

第7条(個人用コンピュータのセキュリティ管理)

- ①所属部署長は、会社所有の個人用コンピュータ(デスクトップ、ノートパソコン、一体型、タブレット、その他の形態の情報処理機器を含む。以下、この条において同じ。)の取扱者及びセキュリティ管理責任者を指定しなければならない。
- ②会社所有の個人用コンピュータで電算ネットワークを使用する職員は、電算部署に登録要請をしなければならない。また、既に使用している個人用コンピュータを交替する場合も同様である。
- ③ 個人所有の個人用コンピュータを主要情報が処理、保管される研究所の内部に持ち込んで使用することはできない。ただし、やむを得ない場合には、所属部署の長の承認を得て持ち込むことができる。
- ④会社所有の個人用コンピュータを修理又は交替する場合、情報資料をすべて削除するか、あるいはハードディスクを分離除去した上で修理依頼しなければならない。
- ⑤個人用コンピュータの使用者は、パスワード設定及びワクチンプログラムをインスト

ールしてセキュリティに万全を期する。

⑥所属部署長は、移動可能な個人用コンピュータ（ノートパソコン、タブレット、一体型等）の搬入・搬出について、別紙第2号書式を利用して管理（登録、移管、搬入、搬出）する。

⑦ 研究員は、全個人用コンピュータの電算セキュリティを強化するために、パッチ管理システムやセキュリティ管理クライアントプログラムを利用でき、業務用のすべての個人用コンピュータはセキュリティ管理クライアントプログラムのインストールを義務づけ、未設置の個人用コンピュータは外部ネットワークの接続を遮断できる。

第8条(電子メール及び通信ネットワークの利用)

①システム管理者(電算部署)は、技術情報セキュリティのために、内部通信ネットワークを利用して内外に受送信する電子メール等により転送される資料については、一定期間(3年以内)内訳を保存しなければならない。

② システム管理者(電算部署)は、職員及び勤務者の業務用Eメール使用のための個人Eメールアカウント(ID)を付与し、職員が退職する場合、直ちにこれを閉鎖しなければならない。ただし、業務協力などの特別な事由がある場合、所属部署長の要請がある場合、3カ月の範囲内で閉鎖を留保することができる。

③ システム管理者(電算部署)は迷惑メール、ウイルスメールなどを遮断するために迷惑メール遮断システムを運営する。

④システム管理者(電算部署)は、保存されている資料を情報流出の確認作業など、会社の情報セキュリティ目的以外にいかなる名目であっても公開してはならない。

⑤インターネットの使用は研究員の業務に関するものに限定しなければならず、システム管理者(電算部門)は業務に関係のないサイトへのアクセスやプログラムについては使用を制限できる。

⑥ 内部通信ネットワークに接続して個人用コンピュータ等の資料をコピー(ダウンロード)する場合、セキュリティ管理責任者又は所属部署長の承認を受けなければならない。

⑦内部職員は、会社提供の通信ネットワークの使用を原則とし、別途の通信ネットワークの使用が必要な場合は、別紙第3号書式を利用して電算担当部署に申請した上で使用する。

第9条(ホームページ等公開用ウェブサーバーの管理)

①システム管理者は、ホームページ等公開用ウェブサーバーについては、ファイアウォール等侵入遮断システムを設置して、内部ネットワークの電算資源を保護しなければならない。

② システム管理者は、サーバにアクセスできる使用者アカウントを制限し、不必要なアカウントは削除する。

③システム管理者は、ホームページの構築・運営時に独自のセキュリティ検討を経て内容を構成し、その後、個人情報といった重要資料が公開されないようにする。

④システム管理者は、セキュリティ事故に備えて、サーバに保存された資料の徹底したバックアップ体系を構築する。

第10条(無線LANの管理)

- ①無線LANの使用は制限することを原則とする。
- ② 無線通信装置を設置する際、電算担当部署の承認を受けた上で設置し、非認可者の無線LAN接続を防止するため、システム認証及び暗号化等のセキュリティ設定を行う。

第11条(情報セキュリティの責任)

- ①個人が保有している資料等の情報のセキュリティに関する責任は、使用者及び所属部署長にある。
- ②サーバ及び共用情報通信機器に対するセキュリティの責任はシステム管理者にある。
- ③所属部署長は、情報セキュリティ業務の遂行のために、この規定の範囲内で部署の実情に適した別途の対策を設けて施行することができる。

付則

この規定は、代表取締役が承認した日から施行する。

4. 主要契約書の韓国語版

4.1. 入社者の秘密保持契約書

비밀유지서약서(입사자)

소 속 :

성 명 :

생년월일 : ___년__월__일

위 본인은 20__년__월__일자로 주식회사 ABC(이하 '회사'라 함)에 입사하여, 회사로부터 영업비밀 및 영업자산의 중요성과 영업비밀 등의 보호와 관련한 법령 및 회사의 취업규칙, 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등에 관하여 충분한 설명을 듣고 그 내용을 이해하였기에, 다음 사항을 준수할 것을 서약합니다.

1. 본인은, 아래와 같은 정보가 회사의 영업비밀에 해당함을 확인하며, 회사의 취업규칙, 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등을 준수할 것을 서약합니다.

- ① 영업비밀 관리규정 기타 회사의 내부 규정에 기재된 영업비밀 보호대상
- ② 영업비밀임이 표시된 기술자료, 공장 배치도, 제품 설계도면, 금형, 시제품, 제조 및 판매 매뉴얼, 제조원가, 판매 및 가격결정, 거래선 자료, 인력정보 등에 관한 정보 등
- ③ 통제구역, 시건장치, 패스워드 등으로 접근이 제한된 컴퓨터시스템, 보관함, 통제구역에 보관된 기록매체, 문서, 물건, 정보 등
- ④ [추가 사항 기재]
- ⑤ 그 밖에 회사가 영업비밀로 지정하고 표시하였거나, 회사가 영업비밀로 관리하고 있는 비밀정보

2. 본인은, 회사에 재직 중 취득하게 되는 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산을 재직 시는 물론 퇴사 후에도 이를 비밀로 유지하고, 회사의

사전 서면 동의 없이는 경쟁업체나 제 3 자에게 제공하거나 누설하지 않으며, 부정한 목적으로 공개하거나 사용하지 않을 것을 서약합니다.

3. 본인은, 회사에 재직 중 취득하게 되는 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산에대한 모든 권리가 회사의 소유임을 인정하고, 이를 회사에 귀속시킬 것을 서약합니다.
4. 본인은, 회사에 재직 중 회사의 승인을 받지 아니하고는 통제구역, 허가 받지 않은 정보, 시설 등에 접근하지 아니하며, 회사의 영업비밀을 복제하거나 사본 등의 형태로 보관하지 아니할 것을 서약 합니다.
5. 본인은, 입사 전 또는 재직 중에 취득한 타인의 영업비밀 등에 해당하는 정보를 회사에 제공하거나 개시하지 않을 것이며, 업무상 그 정보의 개시가 불가피하다고 판단되는 경우에는 사전에 회사와 상의하여 타인의 영업비밀 등을 침해하지 않도록 할 것을 서약합니다.
6. 본인은, 회사에 재직 중에 회사의 사전 승인을 받지 아니하고는 회사와 동종, 유사업체의 임직원으로 겸직하거나 자문을 제공하지 아니할 것을 서약합니다.
7. 본인은, 회사의 컴퓨터 등 정보처리장치와 정보통신망을 업무용으로만 사용할 것이며, 회사가 불법 행위 방지 및 영업비밀 등의 보호를 위하여 필요한 경우 본인의 컴퓨터 등 정보처리장치나 전자 우편 또는 인터넷 등 정보통신망의 사용 내역, 기타 필요한 정보를 모니터링 할 수 있으며, 불법행위 또는 영업비밀 등의 누설이나 침해의 우려가 있을 경우 관련 내용을 열람할 수 있음을 이해하고, 이에 동의합니다.
8. 본인은, 퇴사 시 재직 중에 보유하였던 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산과 관련된 자료 모두를 회사에 반납하고, 이에 관한 어떠한 형태의 사본도 개인적으로 보유하지 않으며, 반납할 수 없는 것은 폐기할 것을 서약합니다.

위 서약한 사항을 위반할 경우 관련 법규에 의한 민·형사상 책임을 감수할 것임을
서약합니다.

(위 내용을 확인하고 이해하였으며, 이에 서명함)

20__ . __ . __.

서약자: (서명)

주식회사 ABC 귀하

4. 2. 在職者の秘密保持契約書

비밀유지서약서(재직자)

소속 :

성명 :

생년월일 : ___년 ___월 ___일

본인은 주식회사 ABC(이하 '회사'라 함)에 []년 []월 []일에 입사하여 현재 재직 중인 임직원으로서, 회사로부터 영업비밀 및 영업자산의 중요성과 영업비밀 등의 보호와 관련한 법령 및 회사의 취업규칙, 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등에 관하여 충분한 설명을 듣고 그 내용을 이해하였기에, 다음 사항을 준수할 것을 서약합니다.

1. 본인은, 재직 중 업무 수행 과정에서 취득한 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산을 비밀로 유지하고, 이와 관련된 법규 및 회사의 취업규칙, 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등을 준수하겠습니다.
2. 본인은, 재직 중 [영업비밀 관련 업무 기재]에 관한 업무를 수행하는 과정에서 취득한 아래 기재와 같은 정보 등이 회사의 영업비밀 혹은 주요 영업자산임을 분명히 인식하고 있습니다.

구분	영업비밀/영업자산의 명칭	영업비밀/영업자산의 설명
1		
2		
3		
4		

3. 본인은, 업무의 수행 중 또는 업무와 관계없이 취득하게 되는 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 영업상 주요 자산을 지정된 업무에 사용하는 경우를

제외하고는 회사의 사전 서면 동의 없이는 어떠한 방법으로도 경쟁업체나 제 3 자에게 제공하거나 누설하지 않으며, 부정한 목적으로 공개하거나 사용하지 않을 것을 서약합니다.

4. 본인은, 재직 중 취득한 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산에 대한 모든 권리를 회사에 귀속시킬 것을 서약합니다.
5. 본인은, 회사에 재직 중 회사의 승인을 받지 아니하고는 통제구역, 허가 받지 않은 정보, 시설 등에 접근하지 아니하며, 회사의 영업비밀을 복제하거나 사본 등의 형태로 보관하지 아니할 것을 서약합니다.
6. 본인은, 회사에 재직 중에 회사의 사전 승인을 받지 아니하고는 회사와 동종, 유사업체의 임직원으로 겸직하거나 자문을 제공하지 아니할 것을 서약합니다.
7. 본인은, 퇴직 시 회사에 재직 중 보유하였던 회사의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산 및 이와 관련된 자료 모두를 회사에 반납하고, 이에 관한 어떠한 형태의 사본도 개인적으로 보유하지 않으며, 반납할 수 없는 것은 폐기할 것을 서약합니다.
8. 본인은, 퇴직 시에는 퇴직일로부터 []년의 기간 동안 회사와 합의한 지역 및 직무에 대하여 회사의 영업비밀 혹은 영업자산이 누설되거나 이용될 가능성이 있는 기업, 단체에 취업하거나, 그러 한 기업 또는 단체를 창업 또는 설립하여 경쟁하지 않을 것을 서약합니다. 만약 본인이 취업 혹은 창업하고자 하는 기업 또는 단체가 본 서약서에 따른 경업금지의 대상이 되거나 대상인지 여부가 불분명할 경우, 사전에 회사에 통보하여 회사의 확인 및 동의를 받을 것을 서약합니다.

위 서약한 사항을 위반할 경우 관련 법규에 의한 민·형사상 책임을 감수할 것을 서약합니다.

(위 내용을 확인하고 이해하였으며, 이에 서명함)

20__ . __ . __.

서약자: 홍 길 등 (서명)

주식회사 ABC 귀하

4. 3. 退職者の秘密保持契約書

비밀유지서약서(퇴사자)

소 속 :

성 명 :

생년월일 : ___년__월__일

본인은 []년 []월 []일자로 주식회사 ABC(이하 '회사'라 함)를 퇴사함에 있어서, 회사의 영업비밀 및 영업자산의 보호를 위하여 다음과 같이 서약합니다.

1. 본인은, []년 []월 []일자로 회사에 입사하여 최종적으로 다음과 같은 업무를 수행하였습니다.

[부서명/직책/직급] _____

[업무내용] _____

2. 본인은, 회사에 재직 중 취득한 아래 기재와 같은 영업비밀 및 영업자산을 포함하여 그 밖에 회사의 영업비밀 및 영업자산이 회사의 소유임을 분명히 인식하고 있으며, 퇴사 후에도 이를 비밀로 유지함은 물론 회사의 사전 서면 동의 없이는 경쟁업체나 제 3 자에게 제공하거나 누설하지 않으며, 부정한 목적으로 사용하지 않을 것을 서약합니다.

구분	영업비밀/영업자산의 명칭	영업비밀/영업자산의 설명
1		
2		
3		
4		

3. 본인은, 회사에서 퇴직한 날로부터 []년의 기간 동안 아래 표에서 정하는 지역 내에서 아래 표에 기재한 업무와 관련하여, 위 제 2 항의 영업비밀 및 영업자산을

포함하여, 그 밖에 회사의 영업비밀 및 영업자산이 누설되거나 이용될 가능성이 있는 기업 또는 단체에 취업하거나, 그와 같은 기업 또는 단체를 창업 또는 설립하여 회사와 경쟁하지 않을 것을 서약합니다. 만약 본인이 취업 혹은 창업하고자 하는 기업 또는 단체가 본 서약서에 따른 경업금지의 대상이 되거나 대상인지 여부가 불분명할 경우, 사전에 회사에 통보하여 회사의 확인 및 동의를 받을 것을 서약합니다.

[경업금지 지역] _____

[경업금지 업무] _____

4. 본인은, 퇴사 시 회사로부터 금 []원을 오로지 위 비밀유지 및 경업금지 약정의 대가로 별도 지급 받았으며, 또한 퇴사 후 []년이 되는 시점 및 []년이 되는 시점에 본 서약서에 따른 의무 준수 사실을 회사에 통지하여, 사실로 확인될 경우 각 금 []원을 지급받기로 약정하였습니다.

5. 본인은, 제 2 항 및 제 3 항에서 정하는 의무를 위반할 경우 그로 인한 손해배상으로서 금 []원을 회사에게 지급하고, 이와 별도로 상기 제 4 항에 의하여 지급받은 금 원 및 이에 대한 지급일로부터 이를 반환하는 날까지의 법정이자를 추가하여 회사에게 반환할 것을 약속합니다.

6. 본인은, 퇴사 시 제 2 항의 영업비밀 및 영업자산을 포함하여 그 밖에 회사의 영업비밀 및 영업자산과 관련된 자료를 첨부 영업비밀 자료 반납 확인서와 같이 반납하였고, 반납할 수 없는 것은 폐기하였으며, 이에 관한 어떠한 형태의 사본도 개인적으로 보유하지 않음을 서약합니다.

7. 본인은, 회사가 본인의 퇴사 후 본인이 재직 중에 사용한 컴퓨터 등 정보처리장치나 전자우편 또는 인터넷 등 정보통신망의 사용내역, 기타 필요한 정보를 조사할 수 있으며, 불법행위 또는 영업비밀 등의 누설이나 침해의 우려가 있을 때에는 관련 내용을 열람할 수 있음을 (이해하고, 이에 동의합니다.)

첨부 : 영업비밀 자료 반납 확인서 1부

(위 내용을 확인하고 이해하였으며, 이에 서명함)

20__ . __ . __

서약자: (서명)

주식회사 ABC 귀하

4. 4. 協力会社との秘密保持契約書

비밀유지서약서(협력업체)

주식회사 XYZ(이하 'XYZ'라 함)는(은) 주식회사 ABC(이하 'ABC'라 함)와(과) 상호 협력관계를 유지함에 있어서, ABC의 영업비밀 및 영업자산의 중요성과 영업비밀 등의 보호와 관련한 법령 및 ABC의 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등에 관하여 충분한 설명을 듣고 그 내용을 이해하였기에, 다음 사항을 준수할 것을 서약합니다.

1. XYZ는(은), ABC와(과)의 (협력관계 근거 계약명칭 등) 계약(이하 '협력계약'이라 함)을 이행하는 과정에서 취득하게 되는 ABC의 영업비밀, ABC의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산을 비밀로 유지하고, 이와 관련된 법규, 계약 및 ABC의 영업비밀 관리규정 기타 사규, 방침, 정책 등을 준수할 것을 서약합니다.
2. XYZ는(은), 계약을 이행하는 과정에서 취득하게 되는 ABC의 영업비밀, 회사의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 ABC의 주요 영업자산을 지정된 업무에 사용하는 경우를 제외하고는 ABC의 사전 서면 동의 없이 어떠한 방법으로도 제 3자는 물론이고 ABC의 임직원들에게도 제공하거나 누설하지 않으며, 부정한 목적으로 공개하거나 사용하지 않을 것을 서약합니다.
3. XYZ는(은) ABC로부터 사전에 허가 받지 않은 통제구역이나 정보, 시설 등에는 접근하지 않으며, ABC로부터 편의상 제공받은 전산 ID, 패스워드, 출입증 등은 XYZ만이 사용하며 타인에게 공개하거나 대여, 양도하지 않고 계약이 종료될 때에는 이를 반환할 것을 서약합니다.
4. XYZ는(은) 계약의 이행과정에서 취득하게 되는 ABC의 영업비밀, ABC의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 회사의 주요 영업자산에 대한 모든 권리를 ABC가 소유함을 인정하고, 이를 ABC에 귀속시킬 것을 서약합니다.

5. XYZ 는(은) 계약이 기간만료, 해지, 해제 등 여하한 사유로 종료되는 경우에 XYZ 가 계약의 이행 과정에서 취득한 ABC 의 영업비밀, ABC 의 연구개발·영업·재산 등에 영향을 미칠 수 있는 유형·무형의 정보 기타 ABC 의 주요 영업자산 및 이와 관련된 자료 모두를 ABC 에 반납하고, 이에 관한 어떠한 형태의 사본 또는 복제물도 보유하지 않으며, 반납할 수 없는 것은 폐기할 것을 서약합니다.

6. XYZ 는(은) XYZ 의 임직원에게 대해서도 위에서 정한 사항을 준수하도록 본 서약서에 기재된 취지의 의무를 부과하는 등 필요한 조치를 다할 것을 서약합니다.

XYZ 는(은) 위 서약한 사항을 위반할 경우 계약의 해지, 해제 및 관련 법규에 의한 민·형사상 책임을 감수할 것을 서약합니다.

(위 내용을 확인하고 이해하였으며, 이에 서명함)

20__ . __ . __ .

서약자: 주식회사 XYZ
(주소) _____

대표이사 (인)

주식회사 ABC 귀하

4. 5. 外部者との秘密保持契約書

비밀유지계약서

주식회사 ABC(이하 'ABC'라 함)와(과) 주식회사 XYZ(이하, 'XYZ'라 함)는(은) 비밀정보의 제공과 관련하여 다음과 같이 비밀유지계약을 체결한다.

다 음

제1조 (계약의 목적)

본 계약은 ABC 와(과) XYZ 가 『(업무 요지 기재) (이하 '본 업무'라 함)』와 관련하여 각자 상대방에게 제공하는 비밀정보를 비밀로 유지하고 보호하기 위하여 필요한 제반 사항을 규정함을 목적으로 한다.

제2조 (비밀정보의 정의)

- ① 본 계약에서 '비밀정보'라 함은, ABC 또는 XYZ 가 본 업무 수행 과정에서 스스로 알게 되거나, 상대방 또는 그 직원(이하 '상대방'이라 함)으로부터 제공받아 알게 되는 상대방에 관한 일체의 기술상 혹은 경영상의 정보 및 이를 기초로 새롭게 발생한 일체의 기술상 혹은 경영상의 정보를 말한다.
- ② 제 1항의 비밀정보는 서면(전자문서를 포함하며, 이하 같음), 구두 혹은 기타 방법으로 제공되는 모든 노하우, 공정, 도면, 설계, 실험결과, 샘플, 사양, 데이터, 공식, 제법, 프로그램, 가격표, 거래명세서, 생산단가, 아이디어 등 모든 기술상 혹은 경영상의 정보와 그러한 정보가 수록된 물건 또는 장비 등을 모두 포함한다.

제3조 (비밀의 표시)

- ① 각 당사자가 상대방에게 서면으로 비밀정보를 제공하는 경우, 그 서면에 비밀임을 알리는 문구('비밀' 또는 '대외비' 등의 국문 또는 영문 표시)를 표시해야 한다.
- ② 각 당사자가 상대방에게 구두나 영상 또는 당사자의 시설, 장비 샘플 기타 품목들을 관찰·조사하게 하는 방법으로 비밀정보를 제공할 경우에는, 그 즉시 상대방에게 해당 정보가 비밀정보에 속한다는 사실을 고지하여야 한다. 이때 비밀정보를 제공한 당사자는 비밀정보 제공일로부터 15 일 이내에 상대방에게 해당 정보가 비밀정보에 속한다는 취지의 서면을 발송하여야 한다.

제4조 (정보의 사용용도 및 정보취급자 제한)

- ① 각 당사자는 상대방의 비밀정보를 '본 업무'의 수행 또는 '본 업무'와 관련된 계약에서 정한 본래의 목적으로만 사용하여야 한다.
- ② 각 당사자가 '본 업무'의 수행을 위하여 상대방의 비밀정보를 제 3 자에게 제공하고자 할 때에는 사전에 상대방으로부터 서면에 의한 동의를 얻어야 하며, 그 제 3 자와 사이에 해당 비밀정보의 유지 및 보호를 목적으로 하는 별도의 비밀유지계약을 체결한 이후에 그 제 3 자에게 해당 비밀정보를 제공하여야 한다.
- ③ 각 당사자는 직접적, 간접적으로 '본 업무'를 수행하는 임직원들에 한하여 상대방의 비밀정보를 취급할 수 있도록 필요한 조치를 취하여야 하며, 해당 임직원 각자에게 상대방의 비밀정보에 대한 비밀유지의무를 주지시켜야 한다. 이때 상대방은 반대 당사자에게 해당 임직원으로부터 비밀유지 서약서를 제출 받는 등의 방법으로 해당 정보의 비밀성을 유지하기 위하여 필요한 조치를 요구할 수 있다.

제5조 (비밀유지의무)

- ① 각 당사자는 상대방의 사전 서면승낙 없이 비밀정보를 포함하여 본 계약의 체결사실이나 내용, '본 업무'의 내용 등을 공표하거나 제 3 자에게 알려서는 아니 된다. 다만, 객관적인 증거를 통하여 다음 각 호에 해당함이 입증되는 정보는 비밀정보가 아니거나 비밀유지의무가 없는 것으로 간주한다.
 1. 상대방의 비밀정보 제공 이전에 다른 당사자가 이미 알고 있거나 알 수 있는 정보
 2. 비밀정보를 제공받은 당사자의 고의 또는 과실에 의하지 않고 공지의 사실로 된 정보
 3. 비밀정보를 제공받은 당사자가 적법하게 제 3 자로부터 제공받은 정보
 4. 비밀정보를 제공받은 당사자가 비밀정보와 관계없이 독자적으로 개발하거나 알게 된 정보
 5. 제 3 조 제 2 항에 의하여 비밀정보임을 고지하지 아니하거나, 비밀정보에 속한다는 취지의 서면을 발송하지 아니한 정보
 6. 법원 기타 공공기관의 판결, 명령 또는 관련법령에 따른 공개의무에 따라서 공개한 정보
- ② 각 당사자가 제 1 항 제 6 호에 따라 정보를 공개할 경우에는 사전에 상대방에게 그 사실을 서면으로 통지하고, 상대방으로 하여금 적절한 보호 및 대응조치를 할 수 있도록 하여야 한다.

제6조 (자료의 반환)

- ① 각 당사자는 상대방의 요청이 있으면 언제든지 상대방의 비밀 정보가 기재되어 있거나 이를 포함 하고 있는 제반 자료, 장비, 서류, 샘플, 기타 유체물(복사본, 복사물, 모방물건, 모방장비 등을 포함)을 즉시 상대방에게 반환하거나, 상대방의 선택에 따라 이를 폐기하고 그 폐기를 증명하는 서류를 상대방에게 제공하여야 한다.

- ② 제 1 항의 자료의 반환 또는 폐기에 소요되는 비용은 각 당사자가 균등하게 부담하기로 한다. 다만, 자료의 반환 또는 폐기 의무자가 우선 그 비용을 지출한 이후 상대방에게 그 부담부분을 정산하여 청구하기로 한다.

제7조 (권리의 부존재 등)

- ① 본 계약에 따라 제공되는 비밀정보에 관한 모든 권리는 이를 제공한 당사자에 속한다.
- ② 본 계약은 어떠한 경우에도 비밀정보를 제공받는 자에게 비밀정보에 관한 어떠한 권리나 사용권을 부여하는 것으로 해석되지 않는다.
- ③ 본 계약은 어떠한 경우에도 당사자 간에 향후 어떠한 확정적인 계약의 체결, 제조물의 판매나 구입, 실시권의 허락 등을 암시하거나 이를 강제하지 않으며, 기타 본 계약의 당사자가 비밀정보와 관련하여 다른 제 3 자와 어떠한 거래나 계약관계에 들어가는 것을 금지하거나 제한하지 아니한다.
- ④ 비밀정보의 제공자는 상대방에게 비밀정보를 제공할 적법한 자격이 있음을 보증한다.
- ⑤ 각 당사자는 본 계약의 목적을 위하여 상대방의 시설을 방문하거나 이를 이용할 경우에는 상대방의 제반 규정 및 지시사항을 준수하여야 한다.

제8조 (계약기간)

- ① 본 계약은 본 계약 체결일로부터 []년간 그 효력을 가진다.
- ② 제 1 항에도 불구하고, 본 계약 제 4 조, 제 5 조 및 제 7 조의 의무는 본 계약의 계약기간이 만료되거나, 본 계약이 해제·해지 등의 사유로 종료된 이후부터 계속하여 유효하게 존속하는 것으로 한다.

제9조 (손해배상, 위약벌)

- ① 본 계약을 위반한 당사자는 이로 인하여 상대방이 입은 모든 손해를 배상하여야 한다.
- ② 본 계약을 위반한 당사자는 제 1 항의 손해배상과 별도로 상대방에게 위약벌로서 금 []원 을 지급하여야 한다.

제10조 (권리의무의 양도, 계약의 변경)

- ① 각 당사자는 상대방의 사전 서면동의 없이 본 계약상의 권리의무를 제 3 자에게 양도하거나 이전할 수 없다.
- ② 본 계약의 수정이나 변경은 양 당사자의 정당한 대표자가 기명날인 또는 서명한 서면합의로만 이루어질 수 있다.

제11조 (계약의 분리가능성)

본 계약 중 어느 규정이 법원에 의하여 위법, 무효 또는 집행 불가능 하다고 선언될 경우에도, 이는 본 계약의 나머지 규정의 유효성에 영향을 미치지 아니한다.

제12조 (분쟁의 해결)

본 계약과 관련하여 분쟁이 발생한 경우 당사자의 상호 협의에 의한 해결을 모색하되, 분쟁에 관한 합의가 이루어지지 아니한 경우에는 [서울중앙지방법원]을 제 1 심 관할법원으로 하여 소송을 통해 분쟁을 해결하기로 한다.

'ABC'와(과) 'XYZ'는(은) 본 계약의 성립을 증명하기 위하여 본 계약서 2 부를 작성하여 각각 서명(또는 기명날인)한 후 각자 1부씩 보관한다.

20__년 __월 __일

"ABC"
(명칭)_____
(주소)_____
(대표자)_____(인)

"XYZ"
(명칭)_____
(주소)_____
(대표자)_____(인)

[経済産業省委託事業]
韓国における営業秘密管理マニュアル

2022年2月発行
禁無断転載

[調査受託]
韓洋国際特許法人(代表弁理士 金延洙)

[著者]
韓洋国際特許法人(代表弁理士 金延洙)
金世元 パートナー弁理士
姜錫勳 弁理士
鄭熙景 国際部
草野達也 国際部

[オブザーバー]
日本貿易振興機構 ソウル事務所
土谷慎吾
柳忠鉉

本冊子は、作成時点に入手した情報に基づくものであり、その後の状況によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。